

令和5年第6回定例会

孺恋村議会会議録

令和5年9月5日 開会

令和5年9月15日 閉会

孺恋村議会

令和5年第6回嬭恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第11号の上程、説明、質疑	10
○同意第5号の上程、説明、質疑、採決	11
○日程の変更について	13
○認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑	13
○議案調査について	42
○日程の変更について	42
○議案第42号～議案第46号の一括上程、説明	42
○議案第47号の上程、説明	49
○請願書、陳情書等の委員会付託について	50
○議員派遣の件について	50
○散会の宣告	51

第 2 号 (9月11日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	53

○出席議員	5 4
○欠席議員	5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○事務局職員出席者	5 4
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第42号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第43号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第44号の質疑、討論、採決	6 3
○議案第45号の質疑、討論、採決	6 4
○議案第46号の質疑、討論、採決	6 5
○議案第47号の質疑、討論、採決	6 5
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○休会について	7 2
○散会の宣告	7 2

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	7 3
○本日の会議に付した事件	7 3
○出席議員	7 3
○欠席議員	7 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 3
○事務局職員出席者	7 4
○開議の宣告	7 5
○議事日程の報告	7 5
○請願書、陳情書等の審査報告について	7 5
○一般質問	7 8

土屋幸雄君	79
伊東正吾君	91
土屋哲夫君	96
伊藤洋子君	105
大久保守君	120
大野克美君	137
○閉会中の継続審査申出について	144
○閉議及び閉会の宣告	144
○署名議員	145

令和 5 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和5年9月5日(火)午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第11号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 同意第 5号 嬭恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 認定第 1号 令和4年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 2号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 3号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 令和4年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 6号 令和4年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第13 認定第 7号 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 8号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第42号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第43号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第44号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第45号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第46号 令和5年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第47号 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部改正について

日程第 2 1 請願書、陳情書等の委員会付託について

日程第 2 2 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
6 番	石 野 時 久 君	7 番	佐 藤 鈴 江 君
8 番	土 屋 幸 雄 君	9 番	松 本 幸 君
10 番	伊 藤 洋 子 君	11 番	大久保 守 君
12 番	大 野 克 美 君		

欠席議員（1名）

5 番 黒 岩 敏 行 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	望 月 浩 二 君
未 来 創 造 課 長	熊 川 明 弘 君	交 流 推 進 課 長	宮 崎 貴 君
住 民 課 長	宮 崎 由 美 子 君	健 康 福 祉 課 長	熊 川 真 津 美 君
建 設 課 長	黒 岩 建 五 郎 君	農 林 振 興 課 長	横 沢 貴 博 君
上 下 水 道 課 長	宮 崎 忠 君	観 光 商 工 課 長	竹 渕 幹 雄 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	滝 沢 勇 司 君	監 査 委 員	小 林 伸 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 目黒 康子 書記 横沢 右京

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） おはようございます。

ただいまの出席議員11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和5年第6回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、10番、伊藤洋子さん、11番、大久保守さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月29日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

8番、土屋議員。

〔議会運営委員長 土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月29日、委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、令和5年第6回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第6回議会定例会の会期は9月5日から15日までの11日間とし、一般質問の通告期限は11日午前10時までと決定いたしました。

提出予定案件は、報告1件、同意1件、認定8件、議案8件で、うち2件の議案は中日、11日の提案であります。

9月議会は決算認定が主な内容となりますが、全員協議会での審査は9月6日、7日の2日間と予備日として8日を予定しております。また、令和5年度各会計補正予算、条例の一部改正、物品購入、工事請負契約の締結についてなど8件の議案が提案される予定となっております。

また、当局より提出議案並びに議題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、5日本会議終了後の全員協議会において行うことを決定いたしました。

今回、請願・陳情書については、陳情2件の提出がありましたが、陳情書2件を産業建設常任委員会に付託することといたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は、9月11日に開催することと決定をいたしました。

また、15日に行われる議会一般質問について、これまでと同様に一問一答方式で行うことに決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書6月から8月分を受理しましたので、配付のとおり報告をします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 9月の定例議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、冒頭8月29日、懸案でありました案件につきまして、議会の皆様方のご議決を賜りました。大変ありがとうございます。真摯に行政の執行を重要課題について取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

先週の日曜日の日本経済新聞に国連のグテーレス事務局長さんが、「地球は温暖化ではない。地球は沸騰している」ということで長い文章が、いろいろと地球の環境問題の話が、記事が出ておりました。

台風が頻発したり異常発生したり、あるいはアメリカのハリケーンがカリブ海で暴れたり、あるいはインド洋においてはモンスーンが非常に頻発して水害が多いと。その他ですね、スペインでは大火災、カリフォルニアでも大火災というようなことで、平均気温、地球の温度そのものが上がっていると、海水が非常に上がっているということがございました。

世界がダイナミックに地球温暖化を含めて、大変変わっているなということで、緊張感を持って今後災害対策は取り組んでいく必要があると思っております。

もう1点は、ソ連ロシアとウクライナの話でございますが、昨年2月24日以降、現在もまだ戦闘が続いておるようでございます。毎日、記事、新聞、ニュースで報道されておるとおりでございます。ただ、日本にとってエネルギー価格の問題、あるいはロシア、ウクライナは世界の食料輸出国、特に小麦でございますが、100年近い輸出国であるわけでございます。食料の問題、あるいはエネルギー価格の問題が発生しており、我が村の日常生活、国民の生活にも多大な影響が出ております。

あわせまして、経済の動向が円安傾向で非常に輸入するものについては、大金を払わなき

やならんというようなことで、長い期間110万円で買っていたものが、同じものを買うのに145万円払わなければならんということで、輸入にとっては大変な状況と、日本は食料もエネルギーも輸入国であります。資源も輸入しておるわけで私たちの日常生活にも大きな影響があると、嬭恋村にとっても影響があるということでもあります。我々もそれに対応した地方自治体でも対応できることについては、しっかり対応をしていく時期に来ておると、こんなように思っております。

アフターコロナでございます。わが村におきまして5月8日以降5類に、感染症法上の5類に引き下げられた以降でございますけれども、7月の2日には第15回嬭恋高原キャベツマラソン、総勢で2,243名のランナーに参加していただきました。アフターコロナでブランクがありましたので、3,500人を2,500人ということで応募を募りまして、2,243名の方に参加していただいたということによかったなと思っております。

7月18日ですが秋田県の五城目町に、断水になったというニュースが流れまして、千代田区の関係の交流もあります。消防との交流もあります。少年野球の交流もあります。その他文化団体・スポーツ団体の交流等もありますので、即、水を配布させていただきました。議会に8月29日のほうでも報告させていただきましたが、早急に水が欲しいということもありましたので、送らせてもらい町長さん、渡邊さんが酒屋さんをやっているんですが自宅の地下の水を開放して、水を一般の町民に配布しておるといようなことで、水を送ったことによって大変喜ばれたところでございます。

7月29日には、第40回になります「つまごい祭り」ということで、アフターコロナということでございますが、ひとつ花火大会もさせていただいたということでございます。

8月の5日でございますが、8月の5日は鎌原地区におきまして地域の皆さん、毎年供養をしております。浅間押し241周年供養祭ということで鎌原区が主催で行いましたが、ここには本年の6月、国の通常国会6月に可決されました火山法の一部改正でございますが、その火山噴火予知対策推進議員連盟会長、古屋圭司先生（衆議院議員）及び赤池先生（参議院議員）でございますして、事務局さん2名がご来村いただきました。鎌原の和讃を聞きたい。それから、文化を聞きたい。引き継いできた復興の歴史を知りたいという目的でご参加をいただきました。

火山法を改正して、地震に対しては国のほうの対応も進んでおる。予算のほうも相当つけておるといこともありまして、特に火山についてはお医者さんが足らんと、人材育成も必要だといようなことで人材育成を含めたり、あるいは8月26日には浅間山に観測所ができ

たということで、初めて日本国内にできたということで、8月26日が火山防災の日ということで法律で制定されました。

これらのご報告を受けたり、また今後、鎌原地区のものをしっかりと後世に伝えるべきでしょうというお話もいただいたり、あるいは地域における子供たちに対する学習、こういうものもいわゆる政教分離という話を超えて、しっかりと後世に伝えるべき時期に来ているのではないかというご掲示もいただきました。しっかりと今後も対応していきたいとこんなように思っております。

8月17日でございますが、国土交通省と群馬県の主催によりまして、群馬会館で関東大震災100年の記念シンポジウムということで関東8県ですかね。群馬県では8月17日に行われましたシンポジウムで、片田先生は皆さんご存じだと思いますが、片田先生の講演等もございまして、100周年のシンポジウムということで、改めて火山だけでなく地震についても自然災害に対しては、しっかりと対応していくときに来ているということを感じております。

9月1日が同じく関東大震災100年ということで、当時100年前は東京都の人口が400万人だったそうでございますが、今はご存じのように東京都の人口は1,400万人であります。当時は10万5,000人の死者及び行方不明者がいたということでございますが、今、想定すればこの何倍かの被害が想定できるというようなことであります。しっかりと地震についても我々も対応していく必要があると、また広域的に連携して対応する必要があるということを感じております。

9月の2日でございますが、キャベツ大使、アフターコロナの関係でちょっと中止をしておったわけですが、キャベツ大使の皆さんにお集まりをいただきまして、フリートーキングでいろんな議論をさせていただきました。観光面や新しい時代の変化に対応した、いろんなプロジェクトについてご提案をいただきました。実現できるものについて、今後しっかりとまた、みんなで議論をしながら政策に反映できたらと思っております。

同じく9月2日、キャベツ大使の皆さんが中心となって「星のプロムス」を、株式会社プリンスホテルさんに大変世話になりまして、鬼押出し園で開催をしました。上毛新聞に出ておる記事を読んだ方もいらっしゃると思いますが、約960名の方に参加いただいたということであります。新しい1回目のイベントでございました。今後また、プリンスホテルさんとも協議をしながら、どういうふう継続していくかということも議論してまいりたいと思っております。

あわせまして、翌日の9月3日でございますが、いわゆる「キャベチュー」が開催されま

した。大変遠路からたくさんの方がお見えいただきまして、これも上毛新聞に出ておりますとおりでございます。引き続き、PR効果は抜群であると私も認識しておりますので、関係者のご理解とご協力に心から感謝しておるところでございます。

産業状況でございますが、第1次産業でございます。

昨年と比べまして、農協さんベースですと8月末現在で、827万ケースで78億円ぐらいと伺っております。しかしながら、まだ値段が低いということもあって生産調整に取り組んでいるという状況でございます。

ここおおむね、少し値段が上がってきたように伺っておりますが、議会の皆さんと東京市場を視察してまいりましたので、学校も始まりますので、何とか値段がここ後半に向かって上がることを期待して市場の皆さんにも、また組合農協とも連携しながらお願いをできることはしていきたいと思っておるところでございます。

有害鳥獣対策の関係ですけれども、ニホンジカの捕獲頭数が8月末時点で、昨年、対前年を上回っております。今後もニホンジカ対応は151頭、8月末。イノシシが23頭、ツキノワグマが23頭、ニホンザルが1頭ということで個体調整もしておるわけでございますが、引き続き、ニホンジカの増加に対してはしっかり取り組む必要があると考えております。

第2次産業でございますけれども、入札が既に9回行って21件、合計金額で5億3,080万円ということでありまして、対前年比で3億3,000万円ほど縮小しておりますけれども、災害復旧工事といたしまして、運動公園の災害復旧のり面工事2,710万円、嬭恋会館の解体工事で1億2,500万円ほど、商工研修センター新築工事費で8,836万円ほどということで第2次産業にも発注をしておるところであります。

第3次産業でございますが、特に観光でございますが、1番のピークに当たりますお盆前後、台風予想によりまして大幅なキャンセル発生もあったと伺っております。大きな痛手であったなと思っておりますが、大手の宿泊施設を中心といたしましてさらに人手不足が現在、非常に深刻な状況になっております。稼働率が60%ほどに減らしてきておりますけれども、今後は工夫を凝らして、単価アップや全国旅行支援のクーポンなどによる付随の徴取を促しながら、乗り切ってきておるといった状況のようでございます。

今後も全国の旅行支援などの宿泊キャンペーンが終わるわけでございますけれども、通常の旅行事業の喚起やペット・ツーリズム、ワーケーションなどの新たな旅行スタイルへの対応など、地域としてのPRも課題となっておりますけれども、人手不足の解消に向けまして、需要を平準化するためにも夏場のピークに合わせた秋・冬・春のコンテンツ、旅行目的づく

りに今後注力してまいりたいと、こんなふうを考えております。

重要課題でございますけれども、議会のほうで特別委員会、公共施設の再編の特別委員会及び観光振興の特別委員会という特別委員会を2つ立ち上げていただきました。当局にとりましても2つの大きな課題だと思っております。当局も情報提供をしっかりとしながらまた、アカウントビリティ、説明責任をしっかりと果たしながら、議会と共々大きな重要課題に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、上信自動車道のほうでございますけれども、上田方面については神川まで4キロメートル4車線で来るということがほぼ決定しました。それから、田代までの区間につきましては、県とも現在、協議をしております。

それから、大前につきましてはいろいろ土地の問題がございましたけれども、大前の土地、国のほうから民法162条の時効取得ということで、既存の78名の分、農林水産省の分及び28ヘクタールの山林牧野の分、これら全てが大前区の名義に変更ということが決定をしました。まだ、所有権移転の手続は28ヘクタールについてはしておられませんけれども、これもあと手続だけの問題となった状況でございます。

ここにもインターチェンジということで県のほうも了解をさせていただいておりますので、引き続き、鎌原から田代までの間及び田代地区から神川までの間につきましては、調査区間1日も早く、一部で結構でございます。田代までは区間がありますのでしっかりと整備化の格上げを、今後議会の皆さんと共々整備化の格上げをお願いしてまいりたいと思っております。

また、今後の主な予定でございますが、9月の20日に孀恋村戦没者追悼式を行わせていただきます。9月28日・29日につきましては全国治水砂防協会の理事長さん、顧問さんが孀恋村の視察ということで訪れていただく。3年越しでございますが、台風災害の復興状況及び浅間山の減災・防災対策全国第1号の浅間山の減災・防災対策事業について国土交通省砂防部長も県のほうから課長も来ますけれども、しっかりと視察をしていただくという予定になっております。

なお、10月12日でございますが、令和元年東日本台風でございますけれども、10月12日孀恋村防災の日という制定をさせていただいておりますので、この日についてはそれなりのキャンペーンを子供たちにも防災の意義をしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

10月30日消防点検がございます。

11月の2、3でございますが文化祭につきましては文化協会及びスポーツ協会の皆様方のご理解とご協力をいただいておりますので、開催してまいりましたが今年度の文化祭はこれま

での運動の部は廃止、原則廃止。文化フェスティバル・スポーツフェスティバルとして開催するということで、過日、運営の協議会を行わせていただきました。スポーツの部については、専門部で4種目ゴルフ等のできる、ゴルフと卓球と剣道等開催できるものを開催する。文化フェスティバルについては展示の部でございますので、文化協会が中心となりまして文化フェスティバルをするという予定になっております。

また、村民の皆さん方にしっかりと広報をしながら文化祭もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、重要課題が山積し社会・経済もダイナミックに変化しております。議員の皆さんとあるべき孺恋村の未来の姿について、しっかりと議論をし、また、村民にもしっかりとそれを伝えて、また、意見も聞きながら村政の執行を努めてまいりたい。こう思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

持続可能なSDGs社会を、孺恋村を議員の皆さん、村民の皆さんとともにしっかりとつってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、報告第11号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告させていただきます。

まず、各比率の算定結果でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計、特別会計及び公営企業会計、全てにおいて収支が黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模

に占める割合で、3か年の平均値でございますが、10.5%ということで、前年度から0.7%の増となりました。

続きまして、将来負担比率、これは普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能な基金等の残高を差し引いた額に対する標準財政規模の占める割合でございますが、令和3年度に引き続きまして、将来負担は黒字となったため、算定されませんでした。

次の、資金不足比率でございますが、これは公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足はなく、算定されませんでした。

実質公債費比率が増加した要因としましては、公共施設整備等による起債の償還額の増加が大きな要因となります。

今後も健全な財政運営の維持に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第11号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、同意第5号 孺恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 同意第5号 孺恋村教育委員会委員の任命同意について、提案理由を

申し上げます。

現在、孺恋村教育委員会委員であります宮崎光男氏の任期が満了することに伴い、当氏を再任することにつきまして議会の同意を得たいので、本案を提出するものでございます。

宮崎光男様は教員として36年間勤務し、教頭、校長を歴任し、学校教育、教育行政にご尽力をいただいております。また、教員退職後も孺恋村ジオガイド、社会教育委員、孺恋郷土資料館友の会ボランティアガイドの会会長、孺恋村高山蝶を守る会会長として、教育・観光・地域振興等にも深く関わり、絵本の作成を通じて子供たちへの孺恋村の歴史を伝えるなど幅広く活動され、今後もこれまでの経験や知見を生かした教育行政への貢献が大いに期待されております。

このことから、本委員に適切な方と考えられますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の同意を求めるので、住所のところですけども、以前も質問したことがあるんですけども、その委員によっては決まって入っていたりしているんですけど、その辺は当局としてはこう、1つの形式とかそういうのではないのでしょうか。その点について1点お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけども、最近では個人情報の観点から議案に住所を載せない、番地を載せない自治体も多いと思います。

また、載せている自治体においても口述書においては、番地を省略する、お名前のみというようなことで、会議録としては番地を載せないというような配慮をされているようですので、今までどおり番地については掲載しないということで進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第7から日程第14までは、いずれも令和4年度決算の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第7から日程第14までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、総括質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7から日程第14までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

初めに、概要説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 認定第1号から認定第8号、令和4年度各会計の決算認定について、提案理由を説明させていただきます。

本決算につきましては、一般会計をはじめ各会計とも、決算書、認定資料及び諸帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けており、その審査結果については、決算審査意見書として監査委員から提出されておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

私からは一般会計の概略を申し上げます。一般会計の詳細につきましては会計管理者から、その他特別会計につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は91億548万2,393円、歳出総額は88億2,741万5,175円、収支残高2億7,806万7,218円、ここから繰越明許費に係る一般財源2億6,706万5,000円を差し引いた実質収支額は1,100万2,218円という決算になりました。

続きまして、一般会計の歳入歳出の主なものを申し上げます。

なお、決算額につきましては、1万円未満を切捨てとし、省略させていただきますので、ご了承願います。

まず、歳入では、村税全体では18億4,228万円で前年比0.01%の減、内訳では村民税で1億3,885万円減、対前年18.48%の減となりました。

固定資産税では9,480万円増、対前年10.01%増となりました。

愛する婦恋基金寄附金につきましては1億4,921万円となり、前年比で22.73%の増となりました。

地方交付税は26億9,567万円で、前年比0.01%減、金額で3,258万円の減となりました。

国庫支出金では11億8,734万円で、前年比39.68%の減、金額で7億8,113万円の減となりました。

県支出金においては8億6,822万円、前年対比62.49%の増、金額で3億3,392万円の増額となりました。

村債は8億918万円で、前年対比21.5%の増となっております。

次に、歳出でございますが、地域交流センター管理事業として2億1,500万円となりました。

また、災害復旧費においては14億2,811万円となり、前年度より1億3,785万円の減額となりました。

また、決算を別の角度から見ますと、財源については、村税や使用料、手数料、分担金、財産収入などの自主財源が全体の34.28%、交付税や補助金、村債などの依存財源が65.72%という結果となりました。前年度と比較すると、自主財源では3.65%増加となっております。今後とも、自主財源の安定的な確保に努めていくことが重要と考えております。

令和4年度決算に係る監査委員の審査意見書にありますご指摘も真摯に受け止め、婦恋村の発展、村民の安心・安全のため、あらゆる政策・施策を着実に推進していきたいと考えております。

以上、大変雑駁ではありますが、慎重なるご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、令和4年度決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、一般会計より順次詳細な説明を求めます。

認定第1号 一般会計歳入歳出決算認定について、会計管理者。

会計管理者。

〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） それでは、認定第1号 令和4年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算の概要につきまして説明させていただきます。

説明につきましては、令和4年度一般会計主な増減内容一覧表及び令和4年度各会計決算収入支出一覧表により、1,000円単位で説明させていただきます。

また、村長の説明とも重複する部分があるかと思いますが、あらかじめご了承願います。

それでは最初に、令和4年度各会計決算収入支出一覧表の一般会計の行をご覧ください。

令和4年度一般会計につきましては、表の中央辺りですが、収入済額、前年度と比較しまして繰越明許費及び事故繰越額を含む歳入総額は1億3,542万5,000円減の91億548万2,000円となりました。その隣の支出済額は2億1,498万4,000円増の88億2,741万5,000円となり、収支残額は2億7,806万7,000円となりました。

また、繰越明許費及び事故繰越額として、翌年度へ繰り越す予算額が7億7,816万円ありますので、これに伴う一般財源として2億6,706万5,000円を繰り越すことになりましたので、実質収支額は1,100万2,000円となりました。

それでは、歳入から説明させていただきます。

主な増減内容一覧の歳入のページをお願いいたします。

第1款村税ですが、1,387万5,000円減の18億4,228万8,000円となりました。

1項村民税では個人村民税が1億2,241万7,000円減の5億1,616万1,000円、法人村民税では、1,643万4,000円減の9,634万円、村民税全体では1億3,885万1,000円減となりました。2項固定資産税です。9,480万6,000円増の10億4,144万4,000円となりました。要因といたしましては、家屋及び償却資産に係る新型コロナウイルス感染症に関する固定資産税の特例措置が終了したことによります。3項軽自動車税は205万1,000円増の5,183万8,000円、4項たばこ税は167万円増の6,612万7,000円、6項入湯税が2,644万7,000円増の7,037万6,000円となりました。

次に、第10款の地方特例交付金ですが、9,191万7,000円と大きく減少し、443万8,000円となりました。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少が主な要因であります。

次に、第11款地方交付税ですが、3,258万9,000円の減、26億9,567万6,000円、内訳としましては、普通交付税が4,931万8,000円減の23億4,690万7,000円、特別交付税が1,672万9,000円増の3億4,876万9,000円となりました。

次に、第15款国庫支出金です。7億8,113万1,000円とこちらも大きく減少しております。11億8,734万2,000円となりました。災害復旧費国庫負担金の減や子ども・子育て支援事業の補助金、また住民税非課税世帯への特別給付金の事業の減少が主な要因となっております。

次に、第16款県支出金です。こちらは3億3,392万8,000円の増となっております。8億6,822万4,000円となりました。こちらは、愛郷ぐんま連携地域限定クーポン券等付与事業や農業関係の県補助金の増額などが主な要因となっております。

歳入の科目の最後です。

第22款の村債ですが、8億918万7,000円、1億4,334万9,000円の増額となりました。主なものとしましては、緊急防災・減災事業債や一般補助施設整備等事業債の増加が主な要因でありました。

歳入合計のうち孺恋村の歳入の根幹であります村税が歳入総額に占める割合は、20.2%と低く依存財源である交付税が29.6%、国・県支出金が合計で22.6%となり、依存財源交付税、国・県支出金合わせて、歳入の5割を超えております。歳入総額に占める自主財源の比率を計算しますと34.3%という結果でありました。

以上が、歳入の説明となります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

まず、第2款総務費ですが、14億6,738万4,000円、3億7,354万1,000円の増となりました。地域交流センター増築工事関係や財政調整基金への積立金などが主な要因となっております。

次に、第3款民生費です。こちらは12億2,918万7,000円で1億6,337万8,000円の減となりました。新型コロナウイルス感染症対策に係る特別給付金の減少などが要因となっております。

次に、第4款衛生費です。こちらは6億191万3,000円で1,217万5,000円の減となりまし

た。こちらも、新型コロナウイルスワクチン関連の事業費や簡易水道特別会計への繰出金などが主な要因となっております。

続いて、第6款農林水産業費です。8億9,707万7,000円で1億9,946万4,000円の増となりました。鎌原観音堂周辺整備事業、県営事業の負担金、小規模農村整備事業の増が主な要因となっております。

続いて、第7款の商工費ですが、こちらは4億7,717万7,000円で2億3,428万6,000円の増となりました。こちらは、愛郷ぐんま連携事業が主な要因となっております。

次に、第8款土木費です。11億6,818万6,000円で1,191万1,000円の減となりました。

次に、第10款教育費です。こちらは12億7,540万1,000円で4億3,349万7,000円の増となりました。孺恋郷土資料館の増改築工事などが主な要因となっております。

第11款災害復旧費です。こちらが5億9,136万5,000円で8億3,674万6,000円の大きい減少となりました。農地災害復旧や村道災害復旧等の事業の完了に伴うものであります。

次に、第12款公債費です。7億4,097万8,000円、2,740万8,000円の増額となりました。こちらの公債費については近年増加傾向となっております。

以上、支出済額合計88億2,741万5,000円となり、対前年2億1,498万4,000円増の決算となりました。

以上が、歳出決算の概要となります。

このほか、決算書の最後のほう232ページからは、財産に関する調書がついております。こちらについては令和4年度中の増減が記載されておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

令和4年度一般会計決算の概要となりますが、令和4年度に一般会計から特別会計及び公営企業会計までの全体での取り扱った支出済額の合計では、124億5,000万円ほどの金額を1年間で動かしたという内容となっております。毎月の歳入歳出の予定を的確に把握するとともに、支出については、債務が確定していることなど慎重に取り扱い、孺恋村監査委員による毎月の例月出納検査を受けながら適正に処理を進めてまいりました。支払いに充てる資金が不足しそうなどときには基金の振替運用を行い、資金の確保を確実に行ってまいりました。

以上、申し上げ、令和4年度孺恋村一般会計決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、私のほうから、認定第2号 令和4年度婦恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

それでは、歳入歳出決算書の1ページ、2ページの歳入決算書をご覧ください。

下段の歳入合計欄をご覧ください。

収入済額につきましては15億5,277万4,541円、不納欠損額129万1,383円、収入未済額1,551万3,816円となっております。

続きまして、5ページ、6ページの歳出決算書の歳出合計欄をご覧ください。

歳出の合計は、支出済額14億9,842万6,233円です。不用額1億5,048万9,767円となっております。

歳入歳出差引残額につきましては、表の下になりますが、5,434万8,308円です。

歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきます。主な増減表も一緒にご覧いただければと思います。

第1款国民健康保険税、収入済額は4億7,286万8,748円、前年度比5,188万1,504円の減額です。減額につきましては被保険者数が減っていることと、税額を算定するための所得割算定基礎となる総所得額が令和3年度に比べ減ったことにより、税額全体が減っております。

第3款国庫支出金の収入済額は52万9,000円で前年比49万3,000円の増です。マイナンバー関連のシステム改修により補助金が増えたことによります。

第4款県支出金です。決算書の9ページ、10ページをご覧ください。

収入済額は8億7,621万3,088円で前年比1億883万8,855円の減。これは歳出の保険給付費医療費が減ったことにより、それに対して給付される普通交付金の保険給付費等交付金が減額となったことによるものです。

第6款繰入金、収入済額は7,781万7,139円で前年比175万529円の減です。要因につきましては、国保税の総額が減になっていることに伴い、保険基盤安定繰入金が減になっていることと、助産費繰入金が減となっていることによります。

次に、11、12ページをご覧ください。

第7款繰越金です。収入済額は1億1,936万839円で前年比4,892万1,826円の増となります。これは令和3年度の実質収支額の繰越しとなります。

次に、歳出について説明させていただきます。

15、16ページをご覧ください。

第2款保険給付費、支出済額8億2,039万9,831円、前年比1億1,925万8,624円の減。先ほどの歳入の普通交付金で説明させていただいた保険給付費の医療費となります。これにつきましては、後期高齢者の医療費給付が伸びていることから、多数の団塊世代の方が国保から後期高齢者へ移行されたことが要因かと考えております。

次に、17、18ページをお願いいたします。

第3款国民健康保険事業費納付金、支出済額5億4,388万2,045円、前年比4,320万630円の増となります。これは県の算定による額となります。

第6款保健事業費、支出済額2,553万5,780円、前年比238万9,629円の増となります。人間ドック健診費の補助金や保健指導業務委託料が増額となったことによります。

第7款基金積立金です。21、22ページをお願いいたします。

第7款基金積立金、支出済額9,274万9,000円、前年比2,566万4,461円の増となっております。

主な歳出の説明は以上となります。

25ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。

歳入総額15億5,277万4,541円、歳出総額14億9,842万6,233円、実質収支額は5,434万8,308円となります。

続きまして、直営診療施設勘定について説明をさせていただきます。

31、32ページをご覧ください。

第8款繰入金、収入済額2,248万4,400円で前年度比536万5,123円の減です。これは診療所の令和3年度の経常収支が黒字であったため、赤字補填による一般会計からの繰入れがなかったことによる減額となります。

続きまして、33、34ページをご覧ください。

歳出になります。

第1款総務費、支出済額が2,248万4,598円、前年度比1,473万2,198円の減となります。主な要因としましては、指定管理運営資金貸付金の返済を毎年ではなく契約期間の最後の年度と変更したため、一般会計の繰出金1,500万円が4年度中ではなかったことによるものです。

続きまして、35ページをお願いします。

実質収支に関する調書になります。歳入総額、歳出総額ともに2,248万4,598円となり、

実質収支額はゼロ円となります。

以上で、令和4年度孺恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 認定第3号 令和4年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。決算書を中心に説明させていただきます。

初めに、事業勘定から説明します。

7ページ、8ページをご覧ください。

歳入になりますが、第1款保険料、収入済額2億4,099万6,900円、前年度比259万7,200円の減、不納欠損15万7,200円、収入未済額91万7,100円、収入歩合は全体で99.56%となっております。

第3款国庫支出金、収入済額2億1,704万8,818円、前年度比309万4,332円の減。

9ページ、10ページをご覧ください。

第4款支払基金交付金、第2号被保険者分の保険料分として支払基金から交付金とし、地域支援事業にかかる交付金になりますが、収入済額2億3,374万2,000円、前年比129万1,000円の減。

第5款県支出金、介護給付費にかかる県負担金と地域支援事業の交付金等です。収入済額1億3,113万3,000円、前年度比264万4,873円の減。

第6款財産収入、介護給付費準備基金にかかる利子です。収入済額8万860円、前年比3万9,475円の増。

11ページ、12ページをご覧ください。

第8款繰入金、一般会計からの繰入金です。収入済額1億1,905万9,211円、前年比1,597万7,910円、令和4年度は事務費分の繰入れを行わなかったため減となりました。

第9款繰越金、令和3年度からの繰越金です。収入済額1億1,089万7,891円、前年度比2,371万4,354円の増。

第10款諸収入、第1号被保険者保険料にかかる延滞金等になりますが、収入済額2万2,846円、前年比9,787円の減となりました。

13ページ、14ページ歳入合計になりますが、10億5,298万1,526円、前年比186万1,273円

の減となりました。

続きまして、15ページ、16ページをご覧ください。

歳出になります。

第1款総務費、介護保険料の徴収や介護認定にかかる費用を支出させていただいております。支出済額1,148万5,193円、前年比25万122円の減。

17ページ、18ページをご覧ください。

第2款保険給付費、8億1,215万6,987円。これにつきましては、介護保険サービスにかかる給付費です。前年比2,741万2,337円の減。新型コロナウイルス感染症の影響により給付費が減少したと考えられます。

21ページ、22ページをご覧ください。

第4款地域支援事業費、自立した生活を継続できるよう支援することを目的とし市町村が実施する事業費です。支出済額4,632万4,573円、前年比779万2,126円の減。これにつきましては、社会福祉協議会から派遣されていた職員の方の人件費の負担分が減額となったものが主な要因となっております。

ページ飛びまして27ページ、28ページをご覧ください。

第6款基金積立金ですが介護給付費準備基金への積立てです。支出済額5,291万5,860円、前年度比2,432万9,475円の増となっております。

29ページ、30ページをご覧ください。

第8款諸支出金、1,529万3,878円、前年比535万6,693円の増となっております。これにつきましては、令和3年度の介護給付費確定による国庫負担金等の償還金、また令和4年度につきましては、一般会計の事業で行いました、ほくほくマルシェの事業費の一部として一般会計への繰出しを行いました。

以上、歳出合計9億3,817万6,491円となりまして、前年比576万8,417円の減となりました。

31ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。

歳入総額10億5,298万1,526円、歳出総額9億3,817万6,491円、歳入歳出差引額1億1,480万5,035円、実質収支額1億1,480万5,035円、令和5年度への繰越しとなります。

続きまして、サービス勘定の説明をさせていただきます。

37ページ、38ページをご覧ください。

歳入になります。

第1款サービス収入、収入済額476万2,380円、前年比24万6,080円の減、要支援者にかかるケアプランの作成料となります。

第2款繰入金、一般会計からの繰入金ですが収入済額1,098万9,593円、前年比418万832円の減となっております。

以上、歳入合計1,566万973円、前年比442万6,912円の減となりました。

次に、39ページ、40ページをご覧ください。

歳出になります。

第1款事業費、包括支援センターにおきます専門職の人件費と要支援者にかかるケアプラン作成委託料になります。支出済額1,566万973円、前年度比442万6,912円の減となっております。主な要因といたしましては、包括支援センターにおります職員が、正職員から再任用職員になったことによる人件費の減となっております。

歳出合計1,566万973円で、前年度比442万6,912円の減となりました。

最後に41ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額1,566万973円、歳出総額、同額の1,566万973円、差引額ゼロ円、実質収支額もゼロ円となっております。

以上で、令和4年度孺恋村介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 認定第4号 令和4年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

決算書の1ページ、2ページの歳入決算書をご覧ください。

歳入の合計になります。

歳入決算は、1億7,204万4,388円、収入未済額7万7,300円です。

続きまして、3ページ、4ページの歳出決算書をお願いいたします。

歳出の合計支出済額、1億7,204万4,388円、不用額1,467万2,612円になります。歳入歳出の差引残額はゼロ円となります。

それでは、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いします。

第 1 款後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億 2,635 万 9,500 円、前年度比 144 万 200 円の増です。

第 4 款繰入金、収入済額 3,885 万 5,195 円、前年度比 206 万 5,148 円の減となります。事務費繰入金の減額によるものです。

第 5 款諸収入、収入済額 599 万 8,993 円で 240 万 4,534 円の減となります。この主な要因は次のページの第 3 項受託事業収入になります。後期高齢者の介護予防の一体的実施に向けた取組を新型コロナの影響があり、縮小したところから後期高齢者の医療広域連合からの受託事業収入が減額したことによるものです。

次に、歳出になります。

11、12 ページをお願いします。

第 1 款総務費、支出済額 170 万 647 円、前年度比 693 万 9,174 円の減です。先ほど歳入のほうでお話をしました受託事業の介護予防の一体的実施に向けた取組が縮小されたことにより、職員の人件費が減額となっております。

第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億 6,271 万 974 円、前年度比 360 万 9,643 円の増です。これは広域連合の算定による金額になります。

次の 13 ページ、14 ページをお願いいたします。

第 4 款保健事業費の支出済額は 753 万 367 円、前年度比 58 万 9,949 円の増です。特定健診の受診者と人間ドックの利用者が昨年度より増えたことにより委託料等の増額が主な要因となっております。

15 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。

歳入総額及び歳出総額ともに 1 億 7,204 万 4,388 円で、実質収支額はゼロ円となります。

以上で、令和 4 年度孺恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第 5 号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 認定第 5 号 令和 4 年度孺恋村簡易水道事業特別会計歳入歳

出決算書について説明させていただきます。

初めに、簡易水道事業の概要ですが、決算認定参考資料12-1ページ、2. をご覧ください。

簡易水道事業は、住民生活に密着しており、安心・安全な水を安定して供給することを使命とし、事業を実施いたしました。大笹簡易水道（シバラ地区）、田代簡易水道（鹿沢地区）では石綿管の更新工事を実施し、大平簡易水道、西窪簡易水道、袋倉簡易水道では老朽管の更新工事、また、中原山梨地区では舗装本復旧工事を実施いたしました。

令和5年度に県補助事業により実施予定の、中原山梨簡易水道配水池の設計及び現地の地質調査を実施いたしました。

委託業務として、配水池の清掃点検業務、公営企業会計移行支援業務及びそれに伴う固定資産調査・評価業務を実施いたしました。

下水道の普及に伴う節水意識の向上、人口減少等による使用料の減少傾向が続いているため、策定された経営戦略に基づき、令和6年度の公営企業会計への移行に向けて、より効率的な施設維持と更新を進めていくことが求められています。

続きまして、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書5、6ページの歳入をご覧ください。

また、対前年比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により読み上げさせていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は2,378万9,000円で前年比1,184万1,000円の増額です。女塩淵沢砂防工事分担金、大前細原線（大前橋）道路改良工事に伴う分担金です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は8,159万9,496円で前年比71万5,000円の減額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は5,651万9,000円で前年比1,072万7,000円の増額です。

第7款繰越金、第1項繰越金は204万7,045円で前年比1,626万円の減額です。

第8款諸収入、第3項雑収入は1,397万2,271円で前年比899万4,000円の増額です。消費税還付金の増額が主な要因です。

第9款村債、第1項特別地方債は9,300万円で前年比4,580万円の減額です。大笹、西窪、袋倉、大平、田代、中原山梨、万座などの水道施設更新工事と公営企業会計事務委託費などによるものです。

7、8ページをご覧ください。

歳入合計2億7,092万6,812円で、前年比3,321万3,000円の減額です。

次に、歳出について説明させていただきます。

9、10ページをご覧ください。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、支出済額1億9,834万9,170円、翌年度繰越額は286万3,000円で前年比4,252万1,000円の減額です。減額の主な要因といたしましては、簡易水道整備事業の工事費の減少によるものです。一般管理費の主なものとしましては、右側下方の10節施設修繕費872万7,290円、漏水修理や各種機器の修繕費用です。

11、12ページをご覧ください。

12節公営企業会計移行事務委託料506万円、水道台帳デジタル化業務委託料408万1,000円、15節定期交換用量水器412万1,040円、簡易水道整備事業、14節簡易水道施設工事費7,314万7,000円、大笹、西窪、袋倉、大平、田代、中原山梨などの配水管工事費です。簡易水道整備事業（明許）、14節簡易水道施設工事費1,841万4,000円、上田代橋、大前細原線、女塩淵沢砂防工事に伴う配水管の布設替工事です。

第3款公債費、第1項公債費は、5,929万3,176円で前年比279万円の増額です。

13、14ページをご覧ください。

歳出合計2億5,764万2,346円で前年比4,445万円の減額です。翌年度繰越額は286万3,000円です。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

1、歳入総額2億7,092万6,812円、2、歳出総額2億5,764万2,346円、3、歳入歳出差引額1,328万4,466円、繰越明許費6万3,000円、実質収支額は1,322万1,466円です。

以上で、簡易水道事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第6号 上水道事業会計決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、決算認定、認定第6号 令和4年度嬭恋村上水道事業決算報告書について説明させていただきます。

初めに、上水道事業の概要ですが、決算書の12ページをご覧ください。

1、概況、（1）総括事項、①事業です。主要な部分を読ませさせていただきます。

令和4年度の業務量について、年間配水量160万8,812立米で前年度より14万5,305立米

(9.9%)増加しました。1日平均配水量は4,407立米、1日最大配水量は8月14日の6,031立米となっています。有収水量は63万1,551立米で、前年度より5万2,691立米(9.1%)増加しています。有収率は39.3%で、前年度より0.3ポイント低下いたしました。有収水量はコロナの影響で落ち込んだ後、令和3年度から2年続けて増加していますが、その一方で、漏水は減っていないと考えられることから、引き続き、漏水の解消、老朽管の布設替えに取り組み、有収率の向上を図りたいと考えています。

工事関係では、これまで漏水が多く発生していた第2リバーサイド地内において1,064.4メートル、芦生田地内では、道路の改良工事に併せて83.8メートルの配水管布設替工事を実施いたしました。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出です。

対前年比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により、読み上げさせていただきます。

収入の部、第1款水道事業収益は、決算額1億8,471万2,329円です。内訳は、第1項営業収益が1億7,771万9,102円、第2項営業外収益は699万3,227円です。前年比では、第1款水道事業収益は539万3,000円の増額となりました。この要因は給水収益の増加によるものです。

次に、支出ですが、第1款水道事業費用の決算額は1億4,767万2,017円です。内訳は、第1項営業費用1億3,769万8,203円、第2項営業外費用993万3,491円、第3項特別損失4万323円です。前年比では、第1款事業費用が913万3,000円の増額となりました。これは、管路施設等の修繕費、量水器の定期交換の増加が主な理由です。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入の部、第1款資本的収入は決算額2,241万3,000円です。内訳は、第1項資本剰余金が341万3,000円、第2項企業債1,900万円です。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は8,723万3,365円と前年比1,627万6,000円の減額です。内訳としまして、第1項建設改良費は5,307万5,400円で、主に老朽化した配水管の布設替工事費用等です。第2項企業債償還金は3,415万7,965円です。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,482万365円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額482万5,036円と、過年度損益勘定留保資金5,999万5,329円で補填いたしました。

続きまして、3ページの損益計算書をご覧ください。

1、営業収益から2、営業費用を差し引いた営業利益は2,929万6,291円です。

次に、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引いた額は203万860円で、当年経常利益は3,132万7,151円、5、特別収益104万3,046円、6、特別損失としてマイナス30万7,966円を加え、当年度純利益3,206万2,231円と前年度繰越利益剰余金8億1,324万3,139円を合わせて、当年度末処分利益剰余金は8億4,530万5,370円です。

次に、4ページの剰余金計算書をご覧ください。

まず、資本剰余金の部ですが、一番下の欄、左から4番目の当年度末資本剰余金合計は351万718円です。

次に、利益剰余金の部ですが、一番上の欄の右から2番目、前年度末残高の利益剰余金合計額合計8億1,524万3,139円に、中ほどの右から2番目、当年度変動額3,206万2,231円を加えた当年度末の利益剰余金合計は8億4,730万5,370円です。

次に、6ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部、1、固定資産、(1)有形固定資産合計が13億7,465万9,677円、(2)無形固定資産1,390万7,399円を加え、固定資産合計は13億8,856万7,076円です。

固定資産の明細が15ページにありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、2、流動資産ですが、合計6億445万8,621円です。資産合計19億9,302万5,697円です。

次に、負債の部ですが、4、固定負債、(1)企業債2億3,377万5,348円です。

次に、7ページ、5、流動負債合計は4,097万2,372円、6、繰延収益合計は1億6,927万8,483円です。負債合計額は4億4,402万6,203円です。

資本の部は、8、剰余金、(1)資本剰余金、ロ、受贈財産評価額351万718円、(2)利益剰余金、イ、減債積立金200万円、ニ、当年度末処分利益剰余金8億4,530万5,370円です。資本合計15億4,899万9,494円、負債資本合計は19億9,302万5,697円です。

また、8ページ以降のキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細、事業報告につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、孺恋村上水道事業の決算説明を終わらせていただきます。

○議長(佐藤鈴江君) 認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、認定第7号 令和4年度婦恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

初めに、公共下水道事業の概要ですが、決算認定参考資料12-3ページ、(1)事業概要をご覧ください。

平成2年に認可を得て特定環境保全公共下水道業が開始され、全体事業の整備率は100%となっています。また、平成7年に供用を開始して以来27年が経過し経年劣化の進行により、処理施設機器の交換時期を迎えています。

令和4年度は、交付金事業により下水道処理施設の電気計装設備更新、住宅新築などによる新規のます設置工事、経年劣化による処理施設の機器やマンホールの修繕、稼働頻度の高いマンホールポンプを中心に、清掃点検や管渠調査を実施いたしました。

下から2行目の、料金収入面では、人口の減少や節水意識の向上と節水機器の普及により使用水量は減少傾向にあり、料金収入は減少いたしました。

続きまして、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書5、6ページの歳入をご覧ください。

また、対前年比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により読み上げさせていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金収入の収入済額は63万6,000円、前年比33万6,000円の増額です。住宅新築等による公共ますの新設に伴う分担金です。

第2款の使用料及び手数料の収入済額は6,653万6,233円、前年比45万3,000円の減額です。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金の収入済額は604万円、前年比596万円の減額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は2億1,610万円、前年比420万円の増額です。

第7款繰越金、第1項繰越金の収入済額は774万9,758円、前年比109万2,000円の減額です。

第8款諸収入、第2項雑入の収入済額は9万8,082円です。前年比5万8,000円の増額です。

7、8ページをご覧ください。

第9款村債の収入済額は1,590万円で、前年比560万円の減額です。

歳入合計3億1,306万73円で、前年比851万1,000円の減額でございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

9、10ページをご覧ください。

第1款下水道費、第1項業務管理費の支出済額は5,139万3,458円で前年比298万5,000円の増額です。業務管理費の主なものとしましては、第2目管渠管理費、右側下方の10節電気料500万1,090円、マンホールポンプの電気料です。

11、12ページをご覧ください。

右側上方の12節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料399万3,000円、第3目処理場管理費、10節電気料616万5,960円、12節処理場維持管理業務委託料1,122万円、汚泥処分委託料354万900円等でございます。

中ほどの第2項下水道事業費の支出済額は2,325万4,383円で前年比1,118万4,000円の減額です。主なものとしましては、12節公営企業会計移行業務委託料1,105万5,000円、14節下水道工事費1,217万7,000円でございます。

第2款災害復旧費、第1項災害復旧費の支出済額198万円です。嬭恋橋への仮設管設置工事でございます。

第3款公債費、第1項公債費、支出済額2億1,954万2,253円で、前年比1,143万3,000円の減額でございます。

13、14ページをご覧ください。

歳出合計2億9,617万94円と前年比1,765万2,000円の減額です。

15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

1、歳入総額3億1,306万73円、2、歳出総額2億9,617万94円、3、歳入歳出差引額1,688万9,979円、4、翌年度へ繰越すべき財源（2）繰越明許費繰越額4万円、5、実質収支額1,684万9,979円でございます。

以上で、公共下水道事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 認定第8号 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきます。

初めに、農業集落排水事業の概要ですが、決算認定参考資料12-6ページ、（1）事業概要をご覧ください。

平成4年から農業集落において、し尿や生活雑排水などの処理を目的に施設整備を進め、平成7年には田代地区で一部供用開始となりました。その後、平成9年の田代地区、平成14

年の干俣地区、平成18年の門貝地区に続き、平成21年に半出来地区において全域供用開始となりました。

2行飛ばさせていただき、今後、施設の老朽化に伴う維持補修費用の増加が見込まれますが、点検等による補修箇所の把握に努め、経費の抑制を念頭に更新や補修を行い、平成28年度策定した公営企業の経営戦略により、適正な維持管理に努めます。

集合処理区域外の地区においては、浄化槽市町村整備維持事業により高度処理型個別合併処理浄化槽10基の設置を行いました。

農業集落排水事業の経営安定化に向け、昨年度に引き続き、未回収使用料金の徴収に努めました。料金収入面では、節水意識の向上と節水機器の普及により使用水量は減少傾向にあり、料金収入は減少いたしました。

続きまして、農業集落排水事業決算書の5、6ページをご覧ください。

また、対前年度比較は、決算認定参考資料の主な増減内容一覧表により読み上げさせていただきます。

歳入の第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は549万2,200円です。前年比394万1,000円の増額です。緊急砂防女塩淵沢移転補償費の増額が主な要因です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料の収入済額は6,493万5,488円です。前年比44万7,000円の減額です。

第3款国庫支出金の収入済額は309万9,000円で前年比162万6,000円の減額です。浄化槽整備事業の補助金です。

第4款県支出金の収入済額は91万2,000円で前年比7万8,000円の減額です。同じく浄化槽整備事業にかかる補助金です。

7、8ページをご覧ください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金の収入済額は1億590万円で前年比380万円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金の収入済額は708万3,672円です。

第8款諸収入、第2項雑入の収入済額は296万2,775円です。前年比287万7,000円の増額です。消費税の還付金増額が主な要因です。

第9款村債、第1項村債の収入済額は1,330万円で前年比10万円の減額です。浄化槽整備事業、公営企業会計適用債です。

歳入合計2億368万5,095円で対前年比42万円の増額でございます。

次に、歳出ですが、9、10ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費の支出済額は4,873万7,722円で前年比50万円の減額です。業務管理費の主なものとしましては、第2目の管渠管理費、右側下方の12節マンホールポンプ点検・管渠調査委託料418万円。

11、12ページをご覧ください。

右側上方の10節電気料1,111万8,150円、施設修繕費101万2,000円、12節処理場維持管理業務委託料880万円、汚泥処分委託料288万4,761円などがございます。

第2項農業集落排水事業費は支出済額4,404万480円で前年比737万3,000円の減額です。減額の主な要因は、公営企業会計移行に伴う委託費の減額でございます。主なものとしましては、第1目農業集落排水事業費12節農業集落排水台帳整備業務委託費913万円、公営企業会計移行準備事務の委託費です。第2目個別排水整備事業費、10節施設修繕費246万2,053円、浄化槽の修繕費用でございます。11節汚泥引抜清掃料1,069万9,904円、12節浄化槽保守管理委託料1,078万9,420円、14節浄化槽設置工事費990万円などがございます。

第2款公債費、第1項公債費の支出済額は9,027万8,474円で、前年比525万1,000円の減額です。

13、14ページをご覧ください。

第4款災害復旧費、第1項災害復旧費は、399万3,000円で、鹿沢地区女塩淵沢砂防工事関連の配管布設替工事です。

歳出合計1億8,704万9,676円で前年比913万1,000円の減額です。

最後に、15ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

1、歳入総額2億368万5,095円、2、歳出総額1億8,704万9,676円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は、ともに1,663万5,419円でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） ここで、小林代表監査委員から、令和4年度決算審査の意見を求めます。

小林代表監査委員さん、登壇願います。

〔監査委員 小林伸一君登壇〕

○監査委員（小林伸一君） 決算審査について報告をさせていただきます。

まず、審査の対象は一般会計及び特別会計、公営企業会計、基金運用状況についてを対象に審査を実施しました。審査の期間は8月2日、8月3日の2日間行いました。

審査の方法は、一般会計及び特別会計においては、決算の計数は正確であるか。予算は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に執行されているか。収入支出の事務は関係法規に準拠し適正に処理されているか。財産の取得、管理及び処分は適正になされているか。

基金においては基本台帳と整理簿と適正に記帳され、一致しているか。基金の取り崩しは適正か。基金は設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。

公営企業会計においては、決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、本来の目的である公共の福祉を増進するように運用されているか、などに主眼を置き決算の計数を関係帳票、証拠書類等と照合し、関係職員から説明を求めるとともに慎重に実施しました。

次に、審査結果になります。

まず、令和4年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びにそれぞれの附属書類を審査した結果を述べさせていただきます。

1、決算の計数は、関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収納・支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。

2、予算の執行は、議決の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。

3、収入支出の事務は、関係法規に準拠し、おおむね適正に処理されているものと認められた。

4、財産の取得、管理及び処分は、おおむね適正になされているものと認められた。

次に、基金運用状況についてです。

1、基金の運用は適切に行われている。

2、収支の記帳整理は、おおむね適正に行われている。

最後に、公営企業会計です。

決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、その計数は正確である。事業の運営に当たっては、おおむね適正であると認められた。

審査意見になります。

最初に総括から述べさせていただきます。

令和4年度の実質収支に関する調書によると、歳入総額は91億548万2,000円で、歳出総額は88億2,741万5,000円、歳入歳出差引額は2億7,806万7,000円であり、繰越明許額2億6,580万5,000円、事故繰越額126万円で、実質収支額は1,100万2,000円となっている。

経常収支率は90.9%となり、目標的には70%以下を目指している以上、かなり改善の必要がある。また、財政力指数は0.43で、今後も財政面の強化を図る以外にない。

次に、収入になります。

令和4年度の一般会計の歳入は91億548万2,000円で前年対比1億3,542万円の減少となっている。収入済額の主な款項で見ると、歳入の根幹である村税が対前年比1,387万円の減であり、農業所得の減少が影響している。歳入全体では、国庫支出金が対前年比7億8,113万1,000円の減となっており、災害復旧費国庫負担金の減額が主な要因となっている。

一方、増加としては、県支出金で対前年比3億3,392万8,000円の増加となっており、商工費補助金及び農林水産費補助金の増加が主な要因となっている。

また、村税の内訳では前年対比村民税が1億3,885万円と大きく減少しているが、固定資産税が9,480万円の増加、入湯税は2,644万円の増加、軽自動車税は205万円の増加となっている。

歳入に対する審査意見になります。

財政運営の厳しい中、実質公債費比率は目標であった15%を11年連続で下回り、10.5%と昨年度よりも0.7%悪化してはいるが、返済の増加によるもので許容範囲内であり、努力の姿が見られる。これからも、県下の実質公債費比率の低い町村に近づける努力は欲しい。

なお、今後も住民サービスを停滞させることなく、住民の理解を得ながら、より一層の行政改革を進める必要がある。

村税を主とする一般会計の収入未済額は2,930万円から2,142万円と減少し、大きく改善しており努力の様子が見える。今後もさらなる継続・推進を望む。今後は財政改革を急ぐだけでなく、新型コロナウイルスの影響で村内の落ち込んだ経済対策や将来に向けての投資も必要と考える。特に雇用の拡大に向けた施策の積極的な推進が望まれる。

次に、歳出になります。

歳出の総額は88億2,741万円で、前年対比2億1,498万4,000円の増加となった。

支出済額は主な歳出款項で見ると、増加の大きなものは総務費14億6,738万4,000円で、対前年比3億7,354万1,000円の増加、商工費4億7,717万7,000円で対前年比2億3,428万6,000円の増加、教育費12億7,540万1,000円で対前年比4億3,349万7,000円の増加となっている。

主な要因として、総務費では主に交流センターの増築工事及び財政調整基金への積立て、商工費では愛郷ぐんま連携事業、教育費では文化会館建設基金積立金と孺恋村郷土資料館の

増改築工事費の増加が要因となっている。

一方、減少としては、民生費は12億2,918万7,000円で対前年比1億6,337万8,000円の減少、災害復旧費5億9,136万5,000円で対前年比8億3,674万6,000円の減少となっており、主な要因として、民生費では子育て世代への給付金事業の終了、災害復旧費では令和元年の台風19号災害の復旧がほぼ完了したことが要因となっている。

歳出に対する審査意見になります。

令和4年度歳出では、コロナ禍の影響は残るものの経済活動への影響は収束しつつあり、アフターコロナ期への移行が表れている。今後、経済活動が正常化し、インバウンド需要の急速回復などによる人手不足やコロナ禍で加速したテレワーク、オンライン業務、リモート化などの労働環境の変化に対する取組の積極的推進が望まれる。

次に、基金に関する調書について、審査意見を述べさせていただきます。

基金の総計的には2億9,569万円増加し、49億2,979万円で設置目的に従って運用されており、適正な管理がされている。

今後も資金運用面で、今まで以上に研究して、利潤を図るべく考慮すべきと思われる。

次ページ以降に一般会計の款ごとの意見と各特別会計、公営企業会計の意見を意見書で述べていますが、継続のものが大半であり後ほど内容をご確認いただければと思います。

最後になりますが、令和4年度決算に基づく資金不足比率及び健全化判断比率についての審査意見になります。

資金不足比率、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

決算審査の報告は以上となります。

○議長（佐藤鈴江君） ただいまの審査意見に対して、質疑がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、審査意見に対する質疑を終了します。

次に、本案について総括質疑を行います。

通告により、伊藤議員の総括質疑を許可します。

伊藤議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） それでは、今、報告のあった令和4年度決算に関する総括質疑を行

います。

決算審議は当年度の事業を振り返って、計画・取組・成果・反省点をあぶり出して今後にかすことが大きな役割だということを毎年発言しています。この趣旨を念頭に置いた上で
の答弁をお願いいたします。

1つ、私は令和4年度予算の審議の総括質疑において、重点事業としてハード面とソフト面の説明を求めました。村長はハード面では新婦恋会館建設と鎌原観音堂周辺整備を上げました。

この2つの事業について予算編成時から今日までを振り返って、どう総括し今後にかすのか説明を求めます。

また、ソフト面の具体的な取組を考えていることがありましたら、その説明もお願いいたします。

先日、8月29日の臨時議会においてこの2つの事業について、各議員から多くの発言がありました。こうしたことを踏まえ、令和5年度の事業をどのように進めるのか村長の意気込みを語っていただきたいと思います。

2つ目として、道路整備についてです。

婦恋村には約465キロメートルの村道があります。村長も常々村道の補修を計画にやっ
ていきたいと語っています。私のもとにも村道破損やパイロット事業における道路整備箇所の補修、除雪についてなど声が寄せられます。

465キロメートルの村道整備をどのように進めるのか、実施計画など立案されているよう
でしたら説明を求めます。

また、道路整備や除雪については村道だけでなく、別荘地内の道路についても課題があり
ます。

村道ではないからとほうっておくわけにはいかないと思います。当局もご存じのように別
荘地内は管理会社の管理で行われているところ、元は管理会社が管理していたところ、ど
ちらにも当てはまらないところなどいろいろあります。でも、一人の村民であることは間違
いありません。もしものことがあつてはいけません。

昨年、除雪について要望書が出されたときに対応の考えが示されました。その点について
当事者の方々とは相互理解でき順調に行われているのでしょうか。また、移住定住を進める
ためには村の基本的な考えを発信する必要があります。発信内容についてその後検討され、
現在、どのように取り組んでいるのか説明を求めます。

以上、2点について明快な答弁を求めて総括質疑といたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の総括質疑につきましてお答えをさせていただきます。

令和4年度予算に関します総括質疑において、ハード面の重点事業として、新婦恋会館の建設事業と鎌原観音堂周辺整備事業を掲げさせていただきました。

新婦恋会館の建設事業につきましては、建設工事基本実施設計の開始に伴い、建設検討委員会を設置し設計内容の検討を行ってまいりました。また、村民説明会を開催するとともにホームページ等により、住民の方より多くのご意見をいただいております。今後の建設に反映させていきたいと考えております。新名称も決まり、新婦恋会館の完成により生涯学習、文化芸術活動の拠点となり、また、消防防災対策の強化につながる施設となるよう令和7年9月の開館を目指し努めてまいりたいと考えております。

次に、鎌原観音堂周辺整備事業につきましては、内閣府の地方創生拠点整備交付金を活用し、郷土資料館の増改築と地域交流センターの増築、また、「あさまのいぶき」のスカイデッキを整備いたしました。

今後、郷土資料館につきましては、文化財の保存活用を計画的に推進するための文化財保存活用地域計画の作成を推進するとともに、集落の発掘調査や出土品の展示、増築した企画展示スペースの活用によりボランティアガイドやジオパークの関係者、教育機関と連携しながら地域の魅力を村外へ発信していきたいと考えております。

また、地域交流センターにつきましては、多品目野菜の加工品製造の加工室と併せて、コミュニティ室を併設することにより、今まで接する機会の少なかった地域住民と移住者が共に交流し、活動することで地域の活性化による人口の増加を目指していくとともに「あさまのいぶき」においてはデジタル田園都市国家構想交付金を活用しながら、スカイデッキを活用して直売所と連携した体験イベント等の開催により、集客拡大を図ることにより鎌原観音堂周辺エリア全体において、村内外の方々が交流を深め滞在時間の延長を図ることにより、消費額のアップや雇用拡大につなげていきたいと考えております。

続いて、ソフト面でございますが、令和4年度予算に関します総括資金におきましては、重点事業として公共交通の再編と村民健康づくりと、総合計画実現のための地域振興事業を掲げさせていただきました。

公共交通の再編につきましては、デマンド型の「チョイソコつまごい」が令和4年4月よ

り万座地区を除く村内全域で運行開始となり、4年度末の会員登録者数が前年度末から約300人増え、458人となり多くの村民にご利用いただいております。今後におきましても福祉バスやおでかけタクシーとの連携活用しながら、公共交通の利便性向上に努めてまいりたいと考えます。

また、村民の健康づくりでは、スポーツ庁の補助金を活用してクラス別の運動教室やフィットネスフェスタ等を開催して、健康づくりの推進に取り組んでまいりました。引き続き、村民の健康づくりのための運動の習慣化につながるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

総合計画実現のための地域振興事業につきましては、総合計画の6つの指標に精通する村民有識者と職員によるワークショップ等を通じて、総合計画のアップデートに取り組んでまいりました。今後も村民とともに一丸となって掲げる将来像、高原に描かれた美しい希望の里婦恋村の実現に向け、村づくりを進めてまいりたいと考えます。

2点目の道路整備についてのご質問でございます。

最初に、465キロメートルの村道整備をどのように進めるかについてでございます。

村道の整備には膨大な予算が必要となります。婦恋村では社会資本総合整備計画や婦恋村橋梁長寿命化修繕計画を策定し、交付金や補助金等により整備を進めているところでございます。

また、路線によっては農村整備の予算も活用し、整備に努めているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、道路整備や除雪における別荘地内の課題についてでございます。

道路整備につきましては、村道は先ほども言いましたとおりでございますし、農道につきましては、国や県の補助事業を活用しての整備や既設農道整備事業補助金制度の利用により、整備いただいておりますのが現状でございます。別荘地域などでは同じように既設道路整備事業補助金制度をご利用いただき、整備を行っている事例もございますので、積極的な活用により整備をお願いできればと考えております。

除雪の件について村では、主要村道、主に可能な範囲で除雪を行っており、全地域の除雪は財政的にも限界があり、不可能という状況でございます。別荘地域におきましては基本的には管理事務所が管理費を徴収する中で、除雪作業を行っていただいております。

また、管理事務所が存在しない地域においては、個人や近隣住民が負担し合って、個人や事業者へ依頼をし、除雪をしていただいている事例もございますので、ご検討をいただきました

いと思います。

また、緊急時に連絡があった際につきましては、集落支援員が現地に伺い対応している事例もございます。要望書提出に関わる当事者との相互理解につきましては、村より回答をさせていただきましたが、その後特にご連絡などはいただいております。他の別荘地域でも同様の方針をお話しさせていただいておりますので、ご理解いただければと存じます。

最後になりますが、移住定住を進めるための発信についてでございますが、現状では相談にお越しになった方に、管理事務所の有無、隣接の道路状況や除雪の状況などをお伝えして、情報提供をしているところでございます。

今後も皆様の安心・安全を確保すべく、各種事業を進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

以上、伊藤洋子議員の総括質疑に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員、再質問があれば質問を許可します。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 初めの1つ目の質問ですけれども、鎌原周辺整備と新婦恋会館だったわけですけれども、その鎌原周辺整備、先ほどいろいろ述べて、今後あそこを12億円以上もかけた場所を地域交流センター、それから資料館ではこういう取組とかいろいろやるというふうになっていたの、本当にそれが今後の課題だと思いますけれども、最後に8月29日の臨時議会において、やっぱり村長がこの鎌原周辺整備のことでは村の広報でも村民へのおわびということで載せたわけですけれども、そのところに村民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたということでは、いろいろな審議の中で工事が遅れるのは困るから、早くやりたいというので8月29日の議決が急がれたようにも思ったんですけれども、村長がどういうところで村民に本当に迷惑をかけたのか、そこら辺が私は村長がああいう契約のことで不手際がいくつもあった、それによって工事が遅れたということが本当に村民に多くの迷惑をかけたということ、村長が本当に認識しているのかどうか、

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員、決算に関することの総括質疑ですので、端的に要点をまとめてご質問いただきたいと思いますが。

○10番（伊藤洋子君） それは、令和4年度決算からの続きになっていて、今、村長が答えてくれたけれども、その辺についての今回の事業の意気込みを語ってもらったけれども例え

ば副村長の設置とか、役場をもうちょっと残すとかそういった点で行う気持ちもあるのかどうかも私としては、お聞きしたいと思います。

それから、道路整備についてですけれども、私はこれから計画的に行うというのをお聞きしたので、その辺はまた来年度予算にも生かしてほしいと思うんですけれども、なぜこの質問をしたかという、本当に最近の専決処分に道路破損によって、整備不足のために補償の問題が専決処分に出てきているので、これは真剣に取り組んでいただきたいし、今後欠損を受けると台風19号の工事もほぼ終わってきたというところもあるから、村内の工事関係者の仕事づくりにもなると思うので、この辺の積極的な整備をぜひ行ってほしいというのを、そこに答えていただきたい。

それから、先ほど言った既設道路補修制度について、私が別荘を売却している関係者に聞いたら、私自身もそれは当局に聞いて知っていたんですけれども、そういうことの広報活動はきちんとされているのか。やはり別荘地が、道路が凸凹というのは村に来て、とてもいい感じはしないんですよ。

ですから、ずっと前から、村長の先ほどの答弁では今、相談に来た方にはそういう対応をしていると言ったけど、以前から住んでいる人たちにもそういうことを知らせたりしていくのが必要じゃないかと思うので、その辺の以前から住んでいる人たちに対することと、管理会社があるところとの相談もして、私は別荘地内の道路も本当によくしていくという気持ちをお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の総括質疑の再質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

第1点目の件でございますが、私は地方自治法第96条に違反していると、及び業者選定についての過程の中であったということについて、深く広報でもおわびをさせていただきました。議会のほうでも一応、議会報にも報道されました。

また、公知の事実でございますが新聞でも3社が掲載しました。9月に職員を集めて朝礼においても、結果について公知の事実であるということで村長の減俸については、職員に報告をさせていただきました。

しっかりと初心に返って村民の負託に応えるべくしっかりと村政の執行に邁進してまいり

たいと、こう思いますのでよろしくご理解をいただきたいと思ひます。

また、副村長の話が出ましたが、これは総括質疑というより私の人事案件でございますので、いずれ決着をするべくまた、議会のほうにも村民にも私の判断で選任をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

村道の関係でございますが、村道は465キロメートルプラス農道があるわけでございますけれども、これを今の20何社ですか、全て50センチメートル、30センチメートルあるいは1メートル降った道を除雪するということは全く不可能であります。

基幹的な生活道路等については、国道は国がやる。県道も県がやる。責任を持って村道については私の責任と言ひますか、最終的には村の責任で村道をやるわけですが、全面的に30センチメートル降ったものをやるというのは、とてもとても業者にも不可能であります。

ご存じのように国道・県道についても今、除雪は大変な時代になってひます。国道も県道も、県のほうもあれだけ大ごとして業者選定から、それから機械も業者に持ていただく負担もして除雪をお願いしてひるとひ現実があることは伊藤議員もご存じだと思ひます。わが村におひても同じ状況であります。

それから、スキー場とあるひは鎌原の上がる道と、これは大手の業者にお願いをしてひる状況、委託をして除雪をお願いしてひるところもござひます。できるだけ地域住民が住んでひるところについて、あるひは別荘地に住んでひる、定住なさってひる方々のための生活道路については、できる限り路線をしっかりと指定し、また業者にもお願いをして、夜もかかなくちゃならん、朝早くもかかなくちゃならんということござひますので、村民の生活の安定のために民心の安定のためにもしっかりと除雪作業を今後もしてひきたいと思ひてひます。

既設農道道路については、既設農道という補修等の事業もあひますので、そういうものをしっかりと活用していただくべく、またお願いしたいと思ひてひます。

また、別荘地内は基本的に管理人がいて大きなところとひたら失礼なんです、管理人がひますと管理費を徴収して、あるひは水道を持てひるところは水道費を徴収して、管理人が管理をしてひるとひことござひますので、管理人とも連携をしながら除雪についてもあるひは道路の整備等についてもしっかり連携して取り組んでまいりたい、こう思ひますのでご理解をいただきたいと思ひます。よろしくおひねひします。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） ありがとうございます。実は、私も生活道路には本当に当局に配慮

していただいて、やっけていただけてるんですけれども、1点だけこういうときはどうなるのかというのがちょっと心配だったものですから、この道路問題を取り上げましたけれども。

実は私は議員になってから1回だけ除雪がされていなくて、村が行う議員として出席しなければいけない行事に参加できないときがありました。それが私の場合はそういうことだけだったからいいんですけれども、もしそういうときに急病人とか火事とかいうときに何かそれでお亡くなりになる方とかあったときに、どこがどのように責任の所在があるのかなってそういう点がすごく心配で、村がもしもそういったことで大きく取り上げられたりするのが困るなという思いで、この質問をしたので道路整備としたんですけど、そんなときの責任ってどこにあるんでしょうか。ちょっと疑問点が残りますけどどんなものなんんでしょうか。

〔「質問の趣旨がちょっと分からない」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 総括質疑ですので今の質問だと、一般質問に該当するのかなというふうに思いますので詳細については、もしよければ一般質問で質問していただきたいというふうに思います。大丈夫でしょうか。

伊藤議員、再質問はこれで終わりにさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

お諮りいたします。本案の審議は中日11日に行うこととし、本日から10日まで議案調査にしたいと思ひます。これにご異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から10日まで議案調査といたします。

それでは、これで休憩をいたします。

再開を1時でよろしいでしょうか。

1時15分に再開をしたいと思ひますので、よろしくお願いいいたします。

休憩 午後 零時19分

再開 午後 1時15分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第15、議案第42号から日程第20、議案第47号までの各議案については、本日、提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、各議案の審議は中日11日に行うこととし、再開日まで議案調査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第47号までの各議案は再開日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第15から日程第19までは、いずれも令和5年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第15から日程第19までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第42号～議案第46号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15から日程第19までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第42号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）から議案第46号までの各特別会計及び公益企業会計補正予算について提出をさせていただきましたが、

私のほうからは一般会計補正予算（第3号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では歳入歳出それぞれに1億7,257万9,000円を追加し、歳入歳出総額82億3,945万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国・県支出金を5,384万7,000円を増額、また、財政調整基金からの繰越金1億1,465万9,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費において、物価高騰対策支援事業として2,319万6,000円を計上させていただきました。この財源は、地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を充てたものでございます。

商工費では、冬のスキー場活用による村内収支促進事業として、2,000万円を計上しております。

土木費においては、熊野大橋の橋梁補修工事に3,500万円を追加させていただいております。

教育費では、新婦恋会館建設事業に伴う地中熱利用のボーリング調査委託で1,000万円、吾妻川護岸のかさ上げと駐車場の増設のための設計で200万円を追加しております。

災害復旧費としては、8月の大雨による北山地区周辺において被害がありましたが、農地災害復旧事業として800万円、村道災害復旧事業として3,000万円を追加させていただいております。

以上が、令和5年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）の主な内容となっております。大変雑駁ではございますが、補正予算の提案説明とさせていただきます。

なお、一般会計をはじめ各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第42号から議案第46号まで、順次詳細説明を求めます。

議案第42号 令和5年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）について、総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第42号 令和5年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,257万9,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ82億3,945万5,000円とするものでございます。

6ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入の主なものになります。

国庫支出金、3目の土木費国庫補助金、右側の説明欄ですが道路メンテナンス補助ということで1,925万円です。こちらは、熊野大橋の補修工事の補助金になります。

続いて、5目の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、2,319万6,000円です。こちらは物価高騰対策支援事業に充当を予定しております。また、後ほど歳出のところで説明をさせていただきます。

下のほうにいきまして、19款の繰入金、財政調整基金でございますけれども、今回の補正の増加分として1億1,465万9,000円を取り崩すものでございます。

続いて、7ページをご覧くださいと思います。

22款の村債です。6目の臨時財政対策債、こちらが2,022万4,000円の減額です。臨時財政対策債は地方交付税の不足分を地方自治体が借り入れるもので、返済時に国が元利償還全額を負担するというものになっております。5年度については、2,977万6,000円が限度額ということになりました。9目の辺地対策事業債ですけれども1,570万円、こちらは熊野大橋の補修工事の国庫補助金の裏の財源として起債をしたいと考えているものでございます。

続きまして、9ページ、歳出の主なものを説明させていただきます。

9ページの中ほど、物価高騰対策支援事業2,319万6,000円でございます。こちらは、18節で負担金・補助及び交付金、世帯給付金ということで、2,200万円計上しております。こちらは、1世帯当たり5,000円で4,400世帯ということで世帯主の口座に振り込む方法を予定しております。

続きまして、9ページをご覧ください。

9ページ、5目の財産管理費ですけれども、庁舎管理事業で庁舎ウインドウエアコン購入代ということで、119万円です。こちらにつきましては、今年の夏、暑い日が続いておりました緊急的に窓にサッシに取り付けるタイプのエアコンを17台購入させていただきました。今回その追加をした、その17台分について追加をさせていただくものでございます。予算については当初の全体の3,200万円の中から流用して、支出をさせていただいておりますけれどもご理解いただければと思います。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。

企画費の自然エネルギー活用事業、18節で定置用リチウムイオン蓄電池システム補助金と

ということで、こちらは1件当たり20万円の補助で5件を見込んで100万円ということで計上させていただきます。

続きまして、8目の財政調整基金費ですけれども、こちらのほうは4年度の実質収支額が1,100万2,218円ということでその2分の1を財政調整基金に積み立てるというもので、今回550万2,000円を計上させていただきました。

続いて、14ページをご覧くださいと思います。

14ページ、3款の民生費の2項児童福祉費になります。こちらのほうは職員人件費で829万4,000円を減額しております。その次の15ページのほうで今度、保健衛生費というところで、同額を829万4,000円ですけれども増額をさせていただきます。こちらは予算の組替えということなのですが、これまで児童福祉費のほうで国の補助があったということで、こういう予算の組み方だったんですが、今年度から国の補助が得られなくなったということで、元の保健室の人件費なんですが、元に戻したような形になります。

続きまして、16ページをご覧くださいと思います。

農林水産業費の5目農地費ですけれども、中ほどの小規模農村整備事業、こちらのほうは工事費の750万円を、設計委託料のほうを750万円減額しまして工事費のほうに組み替えるという内容です。こちらのほうは村内の農道水路の補修等の工事になります。

その下、農地耕作条件改善事業ですけれども、こちらのほうは先ほどと逆に工事費を200万円減額して、委託料200万円増額という組み替えになります。内容としましては北山地区の水路の設計委託ということになります。

続いて、18ページをご覧くださいと思います。

7款商工費3目の観光費です。冬のスキー場活用による村内消費促進事業ということで、2,000万円、18節でクーポン券の負担金として1,500万円です。こちらのほうはスキー場利用の宿泊者に1人1泊当たり2,000円のクーポン券を提供するというもので、7,500泊分を予定しております。

続いて、19ページをご覧ください。

19ページは8款の土木費です。橋梁整備事業ということで先ほどから何回か出ておりますけれども、熊野大橋の補修工事です。橋梁工事費として3,500万円を財源としましては、国庫支出金が1,925万円、それから辺地対策事業債で1,570万円です。あと設計のほうは、一般財源として1,005万円という内訳になります。

続いて、20ページをご覧くださいと思います。

9 款の消防費 2 目の非常備消防費です。

消防団の婦人消防隊活性化事業ということで、409万8,000円の追加です。こちらのほうは本定例会の議案第47号ということでこの後、提出させていただくものなのですが、条例改正に伴う増額を見込んでおります。内容としましては消防団員の出勤手当とそれから、団員報酬の増額ということで409万8,000円を計上させていただいております。

続いて、23ページをご覧いただきたいと思います。

23ページ10款の教育費です。2目の公民館費、新婦恋会館建設事業ということで12節の委託料、業務委託料として1,220万円です。この内訳としましては地中熱利用空調設備工事におけるボーリング調査委託で1,000万円です。このうち450万円は国の補助金になります。

それから、200万円につきましては、吾妻川沿いの擁壁のかさ上げと駐車場増設のための設計業務委託を計上しております。

それから、残りの20万円につきましては、婦恋会館解体工事の記録を取るというような業務で、ドローン等も使用するということで、記録業務ということで20万円計上させていただいております。

24ページをご覧いただきたいと思います。

11款の災害復旧費です。

まず1目の農地災害復旧費で、農地災害復旧事業で800万円です。

それから、次のページでこちらのほうは1目の道路橋梁災害復旧費になりますけれども、村道災害復旧事業ということで3,000万円です。こちらのほう800万円と3,000万円ですが、農地災害のほうは農道の関係になります。村道災害のほうは村道ということになりますが、8月の大雨によりまして、村内、約20か所ほど被害を受けたということで、その復旧工事費になります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第43号 令和5年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第43号 令和5年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ15億1,743万9,000円、直営診療所施設勘定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,659万1,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入になります。

第7款繰越金、補正額300万円の増、前年度の繰越金を繰り入れるものになります。

4ページをお願いいたします。

歳出になります。

第9款諸支出金を300万円補正し、計520万3,000円とするものでございます。

歳出の詳細につきましては、6ページになります。

一般被保険者保険税還付金になります。過年度に遡って資格喪失した者に対し還付金を支払うための補正になります。

続きまして、直営診療所施設勘定の詳細説明をさせていただきます。

9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

第8款繰入金、補正額130万円で計2,158万5,000円となります。一般会計の繰入金となります。

10ページをお願いいたします。

第1款総務費、補正額130万円、計2,339万1,000円になります。この詳細につきましては、12ページになります。

12ページをお願いいたします。

一般管理費の施設修繕を増額するものでございます。これは、診療所裏のアスファルトの部分から急に水が湧き出しまして、その調査した結果、水の横のU字溝に水を流せばよいということで、その工事をするものと、医師が利用しているトイレを和式から洋式に改修するための工事となります。

以上、令和5年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第45号 令和5年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔「すみません、ごめんなさい。介護から」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） すみません。申し訳ありません。

議案第44号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 議案第44号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

介護事業勘定歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,695万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,931万5,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、令和4年度の介護給付費等が確定したことにより、国庫負担金等に還付が生じたためお願いするものであります。

歳入につきましては、令和4年度の繰越金、歳出につきましては、国庫負担金等の返還金を計上させていただきました。

簡単ではございますが、以上で、令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第45号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第45号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,278万2,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目衛生費分担金、第1節工事分担金500万円の増額ですが、国道144号線から大前橋間の村道取付道路工事に伴う配水管布設替工事の群馬県からの分担金収入でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第14節工事費500万円の増額です。歳入で説明させていただいた144号線から大前橋間、配水管布設工事です。土木事務所との工程協議により補正予算に計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第46号 令和5年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第46号 令和5年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出、第2条、収入につきましては、第1款水道事業収益の合計額は、1億8,480万円で補正はありません。

支出としまして、第2款水道事業費用、第1項営業費用150万円の増額としまして収益的支出の合計額を1億8,469万7,000円とするものでございます。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出です。

支出。

第2款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費150万円の増額につきましては、漏水修理の修繕費、材料費の不足分の補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第20、議案第47号 孺恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第47号 孺恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条

例の一部改正について提案理由を申し上げます。

消防庁からの消防団員の報酬等の職務改善に関する通知を受け、本村消防団員の出勤報酬及び団員の報酬年額を改めるため、本条例を改正を行いたいものでございます。

具体的には、出勤報酬1回当たり1,700円であったものを、出勤4時間以内の場合は4,000円、4時間を超える場合は8,000円とし、教育・訓練及び巡視出勤の場合は1日2,000円、また団員報酬の年額をこれまでの3万円から3万6,500円に改めるものでございます。

慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第21、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、10日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から10日まで休会することに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時44分

令和 5 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和5年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和5年9月11日(月)午前10時01分開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和4年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和4年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和4年度嬭恋村上水道事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和4年度嬭恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和4年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第42号 | 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第43号 | 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第44号 | 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第45号 | 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第46号 | 令和5年度嬭恋村上水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第47号 | 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第48号 | 物品購入について |
| 日程第16 | 議案第49号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 議案第50号 | 工事請負契約の変更について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	黒岩智未君	3番	伊東正吾君
4番	下谷彰一君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員（2名）

2番	土屋哲夫君	5番	黒岩敏行君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	黒岩建五郎君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	竹渕幹雄君
教育委員会 事務局長	滝沢勇司君		

事務局職員出席者

議会事務局長	目黒康子	書記	横沢右京
--------	------	----	------

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第6回婦恋村議会定例会第2号を始めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、令和5年第6回婦恋村村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1から日程第8まで、令和4年度各会計歳入歳出決算認定について一括議題とし、これより審議いたします。

本案については、本定例会第1日に既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の審査を願っておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算認定から順次行います。

討論は最後に一括で行うことといたします。

最初に、認定第1号 一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 介護保険特別会計について、1点だけお聞きします。

よく村長のほうから、地域包括システムの構築というお話が聞かれましたけれども、その進捗状況とか、今後に向けてのことがありましたら、ぜひ報告をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質疑にお答えします。

地域包括ケアシステムの構築、村長のほうから重要課題だというふうに言われております。言い訳をするようではすけれども、ここ3年間はコロナの関係でなかなか会議も開けない、講演会も開けないというような状況になっていることは承知しています。その中でできることにつきましては、小さなところから少しずつ進めております。

コロナも終わったところですので、関係の皆様にお集まりいただいて、重要性の説明をしたりとか、講演会をしたりとかというのは考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第6号 上水道事業会計決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第7号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第8号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算認定について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、一般会計の決算認定については反対とし、ほかの特別会計については賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

これまで決算認定について審議を行ってまいりましたが、やはり一般会計のところでは、まず、村長が決算についての報告をするときに、昨年度よりもより軽く報告をしました。昨年度は数字のこともいろいろ入れながらやったのに、今回は本当に軽く流す程度でした。

私はいつも決算のときにお話ししていますけれども、決算認定は過ぎたことではなくて、令和4年度のことをよく自分たちで見て、そして、今後に生かせることをやはり私たちが打ち出していく大事な仕事であるということを言っていましたけれども、そういう姿勢が村長には見られませんでした。

今後、お話ししますけれども、やはり鎌原観音堂周辺整備のことでも、あのようなことがあったということが一言も触れなかった、ずっと続いてきた事業ただだけに私は残念です。そういう姿勢が今後大きく響くと思いますので、一般会計については反対といたします。

そして、特別会計の中で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、そして後期高齢者保険特別会計は、本当に村民の命を守る事業でありますので、質疑の中で出された、審査の中で出されたことを私たちの一人一人が認識して、本当にこの婦恋村で安心して暮らせるよ

うな仕組みづくりをやっていってほしいなというのを要望しておきます。

以上、私の討論を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 令和4年度嬭恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和4年度嬭恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和4年度嬭恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 令和4年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 令和4年度嬭恋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をい

たします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 令和4年度孺恋村上水道事業会計決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 令和4年度孺恋村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 令和4年度孺恋村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

〔「議長、どうもお世話になりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） すみません、一旦ここで休憩をします。

再開はまたこちらで放送でお知らせしますので、一旦休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（佐藤鈴江君） ただいまから再開いたします。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、議案第42号 令和5年度婦恋村一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） すみません、議長、修正動議を言ってもよろしいですか、ここで。質疑ですか。

○議長（佐藤鈴江君） ここは質疑ですね。

○10番（伊藤洋子君） ここは質疑。

じゃ、失礼しました。

○議長（佐藤鈴江君） 大丈夫でしょうか。

本案に対しては、伊藤洋子さんより、地方自治法第115条の3の規定により、修正動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 最初に、議長にお尋ねしますけれども、今朝出して申し訳なかったんですけども、私の提出の文書と資料は全議員に届いているのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） タブレットにアップされておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

○10番（伊藤洋子君） ありがとうございます。

それでは、私の修正動議の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、消防団員の報酬や手当の引上げなど、それから、クーラー設置などいろいろありましたので、私は本来なら賛成したいと思っていましたけれども、一番先にある補正予算の国からの交付金でコロナ交付金が載っているのがあるんですけども、補正予算

6 ページ、歳入、そのところにある総務費の国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金2,319万6,000円についてですけれども、これは6月議会の補正で農業者支援資材・肥料高騰対策に組まれた残りの額です。

これは、本来、村には4,547万6,000円交付されていて、2,000万円使われた残りの額かなと思っております。3月28日の国会で国のほうが物価対策への支出を閣議決定して、重点交付金として増額したものです。

この今回歳出のほうで組まれた1世帯5,000円の支援として給付することは私も一定評価できますが、先ほど上げた国からの重点交付金は、吾妻郡内の町村は6月議会において、一般会計から繰り入れて、1人1万円を配付している自治体が多いことは皆さんにお配りした資料で分かると思います。多くの村民は、嬭恋村はどうして一人一人に配付がないのかとほかの町をうらやんでいます。

この交付金の実施計画提出が総務省のホームページによりますと、10月2日なっているので、今回の補正に組まれたことは理解できますが、あまりにも単純に考えた補正ではないかと私は、村民の暮らしに寄り添ったものになっていないと私の思いを述べさせていただきます。

ご存じのように、電気、ガス、2万品目の様々な物価の値上がり、ガソリンの高騰で暮らしが大変になっています。国が物価高騰対策として支出した交付金の目的に沿えるように今回の補正予算に温かい支援をしていただきたく、補正予算を増額する修正をお願いするものです。

2番目として、鎌原周辺整備の工事契約問題で、村長は、広報7月号に村民の皆さんへのおわびを掲載しております。そこには、村民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことについて、村長として責任を感じ、深く反省するとともに改めておわび申し上げますと書かれております。

議会には、先日8月29日に再発防止対策を示し、一定の理解を得ていますが、村民にはその村長の気持ちの内容などは知られるものでもありませんし、防止策についても知るものでもないと思います。

村民に対するおわびをお金で済ますという単純な考えでは私も思っておりませんが、今日物価高騰で大変になっている村民に寄り添う気持ちを今回の支援に示すべきかと考えているところです。

財源の提出も出していただきたいという議長からのアドバイスで、私が出しましたけれど

も、今回の国からの地方創生臨時交付金2,316万円、そして、村長の給与減額分も一般会計にも繰り込まれるので、少し残り分が多くなると思いますし、それから、一般会計の基金が今回の決算で17億円財政調整基金があります。その一部を繰り入れることで、私はできるものではないかと考えて、今回の修正動議を提出しました。

ぜひ議員の皆様にも村民への温かい支援をとという気持ちでこの審議を行っていただくことをお願い申し上げまして、私からの提案といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ただまの修正動議について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○10番（伊藤洋子君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、修正案についてご意見ありますか。

修正案について討論を行います。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

続いて、次に、原案についてのご意見ありませんか。

最初当局の提案に対してのご意見であります。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で終わります。

まず、本案に対する伊藤洋子さんからの提出された修正案について採決を行います。

修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） よって、修正案は起立少数であります。

よって、この修正案については否決されました。

次に、原案について採決を行います。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、議案第43号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、議案第44号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、議案第45号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第13、議案第46号 令和5年度嬭恋村上水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第14、議案第47号 嬭恋村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 1ページに書かれています。今度変わる改正案については、どのように話合いの経緯として、消防団の多くの皆さんと話し合っ、いろいろ意見を聞いて決められたのか、村当局がこれをただ示してされてきたのか、その辺の経緯を説明していただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えします。

消防団の本部会議、それから、分団長会議を通して協議をしていただきまして、今回の提案する数字に至りました。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第48号 物品購入についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○町長（熊川 栄君） 議案第48号 物品購入について。

第10分団ワンボックス型可搬ポンプ積載車につきまして、提案理由を説明をさせていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第48号 物品購入について、詳細説明をさせていただきます。

まず、1、取得する動産品名及び規格数量でございますが、ワンボックス型可搬ポンプ積載車、1台でございます。

2、納入または履行場所、婦恋村大字芦生田地内。

3、納期または履行期限、令和6年3月19日でございます。

4、契約金額、金2,299万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、金209万円です。

5、契約の相手方、群馬県高崎市矢中町821、温井自動車工業株式会社、代表取締役、温井捷雄様でございます。

入札の経過につきましては、2ページのほうご覧いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○町長（熊川 栄君） 議案第49号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） それでは、議案第49号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

- 1、工事名、令和5年度村道干俣仙之入線（熊野大橋橋梁補修工事）。
- 2、施工箇所、嬭恋村大字門貝地内。
- 3、履行期限、令和6年3月26日。
- 4、請負金額、金7,315万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、金665万。
- 5、請負業者、群馬県吾妻郡嬭恋村大字芦生田223番地1、丸栄建設株式会社、代表取締役、丸山博文様。

工事概要でございますけれども、まず熊野大橋につきましては、万座川に架かっているパノラマライン北ルートに架設してあります橋長Lイコール297メートルの橋梁でございます。

今回の補修概要につきましては、伸縮装置の補修工Lイコール68.2メートル、橋梁補修工といたしまして、ひび割れ補修につきましては1,020.4メートル、配水管取水口につきまして、Lイコール68.8メートル、また、それぞれ場所によりましては、足場工としまして、単管足場、橋梁点検車、ゴンドラ車によって補修を行います。

1ページに入札の経過を記載してございますので、ご確認いただければと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ここに施工期限が令和6年3月26日というのと、工期がここということになると思いますけれども、鎌原周辺整備と同じ会社が取っているわけですがけれども、私、こういう工事のこと詳しく分からないんですけれども、並行して、たしか鎌原周辺整備もそうなるけれども、両方が遅れるとか、そういうことがないという、そういうことは村としてはきちんとされていると思うんですけれども、一応その辺に対する私の心配に答えていただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

[建設課長 黒岩建五郎君登壇]

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問でございます。

入札に参加するときに、受注できる件数というんですか、現場代理人等の人数によって、その辺が決まってくるので、今回丸栄建設さんのほうで受注いただいたということになります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第50号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○町長（熊川 栄君） 議案第50号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年嬭恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

[観光商工課長 竹淵幹雄君登壇]

○観光商工課長（竹淵幹雄君） 議案第50号 工事請負契約の変更について、詳細説明をさせていただきます。

- 1、工事名、令和4年度商工振興事業嬭恋村商工研修センター新築工事。
- 2、施工箇所、嬭恋村大字三原地内、村立東部小学校の北側になります。
- 3、履行期限、変更前、令和6年1月31日、変更後、令和6年3月25日。
- 4、請負金額、変更前、金9,719万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金883万6,000円。変更後、金1億90万3,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、金917万3,000円、370万7,000円の増額になります。
- 5、請負業者、群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原1052の528、有限会社大塚建設、代表取締役

社長、大塚保様。

変更につきまして、次ページをご覧ください。

1階の平面図となります。1階の倉庫の一部を利用しまして、トイレを増設する計画となっております。

次ページをご覧ください。

2階の平面図となります。1階にトイレを設置することに伴いまして、2階のトイレ数を見直しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） トイレの件で質問いたしますけれども、これからの半公共的というか、公共施設には、男性トイレにもサンタリーボックスを置くとか、そういう配慮が必要だと思えますけれども、その点については商工会と打合せをされているのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹淵幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹淵幹雄君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えいたします。

商工会の現在事務局長さんのほうとも打合せを行っております。次回開催される理事会の席で詳しくまた説明をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしまして、お諮りいたします。議事の都合により、14日まで休会したいと思います。これにご意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から14日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時57分

令和 5 年 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和5年第6回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年9月15日(金)午前10時01分開議

日程第 1 請願書、陳情書の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	黒岩建五郎君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	竹渕幹雄君
教育委員会 事務局長	滝沢勇司君		

事務局職員出席者

議会事務局長 目黒康子 書記 横沢右京

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） おはようございます。

ただいまから議会を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第6回婦恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に陳情書2件を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行ないます。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 松本 幸君登壇〕

○産業建設常任委員長（松本 幸君） 傍聴の皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、9月11日に委員会を開会し、陳情書2件の審査と各課からの報告を受けました。

委員会には委員5名と議長、当局側からは村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、群馬県労働組合会議議長、石田清人氏より提出されました最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情について審査を行いました。

陳情の趣旨は、新型コロナウイルス感染拡大、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影

響による異常な物価高騰が深刻な問題となっており、特に地域最低賃金近傍で働くパート職員や非正規雇用などの最低賃金の改善について、次の3項目について国に対して要望してもらいたいというものであります。

1項目は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。

2項目、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。

3項目、最低賃金の引上げによって経営が継続できるように中小企業への支援策を根本的に拡充・強化し、国民の命と暮らしを守ることとのことでした。

委員会では、群馬県から若い人が流出しないためにも一律1,500円にして、中小企業の支援も並行に進め、採択をという意見も上がりましたが、趣旨はよいと思うが現状一律に1,500円を払った場合は支払う側の経営が成り立つのか。経営する側は収益が上がらない限り倒産にもつながってしまう。都市部と山間部では生活のレベルも違うので一律1,500円は厳しい。賃金は企業の判断で上げるべきなどの意見が上がりました。

これらを集約し、趣旨採択とすることに決しました。

次に、嬭恋村商工会会長、渡辺栄志氏より、上信自動車道整備に伴う嬭恋村内インター周辺に商工業者経済活動施設の整備計画推進への陳情について審査を行いました。

陳情の趣旨は、現在上信自動車道の長野原町与喜屋から鎌原までの長野原嬭恋バイパス区間は2029年度の開通予定で進んでいる中で、この道路整備により、人や物の移動時間の短縮により沿線住民も便利になり、また企業誘致の可能性も高く、社会構造を変化させるメリットもあるが、インター等出入り口以外は車両は村内に立ち入らないので、既存の商業施設は交通量が激減し、商売の継続が危ぶまれる。また、このバイパスは自動車専用道路となるので、沿線には店舗等の商業施設の建設ができないことから、上信自動車道の整備に伴い、インター周辺に自動車道利用者が村内に立ち寄りたくなるような魅力的施設で、商工業や観光業の村内事業者が経済活動を効果的に波及できる施設整備計画の推進をお願いしたいという陳情であります。

委員会では、将来的にインター周辺に商業施設をつくることは、観光、商業を守らなくてはならない使命の一つである。嬭恋村が素通りにならないためにも、協議会などを立ち上げ今から話し合いをするべき。本線からも見え、インターからも直結で入れるような大きめの施設を検討したほうがいいのではなどの意見が上がり、全員一致で採択とすることに決しました。

そのほかに、農林振興課から、議会で8月21日に行政視察したみなかみ町の特定地域づく

り事業協同組合についての報告と併せて今後の課題などについて説明と、有害鳥獣被害及び捕獲頭数の報告について説明がありました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 最初に、陳情第4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、今回の陳情は採択していただきたいという思いで討論を行います。

先ほど委員長報告にもありましたけれども、私は今北関東の中で一番低い賃金が群馬県となっているので、他町村、他県に労働人口が流れてしまうという不安が多くあります。陳情の文章にもありましたけれども、中小企業の支援と一緒に陳情を出しているということでは、中小企業が給料を払うのが大変になるという状況を避けるためにも、そういう中小企業支援も入っていると思いますので、それをぜひ国に上げていただきたく、私は採択をお願いしたいと思い討論を行います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

続いて、陳情第5号 上信自動車道整備に伴う嬭恋村内インター周辺に商工業者の経済活

動施設の整備計画推進への陳情書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、これは委員長報告どおり採択することに賛成です。

そして、補強意見として、委員長報告にもありましたけれども、早急にいろいろな関係者の協議会を開くことを当局に提案することをここで述べて討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第5号 上信自動車道整備に伴う孺恋村内インター周辺に商工業者経済活動施設の整備計画推進への陳情書について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、一般質問を行います。

8番、土屋幸雄さん外5名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、8番、土屋幸雄さんの一般質問を許可します。

土屋幸雄さん。

〔8番 土屋幸雄君登壇〕

○8番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、村条例の重さと執行部の甘さについて質問をさせていただきます。

孺恋村は地方自治法及び村条例等により、法の下に運営がされてきました。ところが、6月の定例会にて鎌原観音堂周辺整備ランドスケープデザイン委託業務において、地方自治法施行令違反が発覚しました。それに対して多くの村民から議会はどうしているのかとの声が寄せられて、議会、当局の資質、姿勢が今問われております。今回ほど村民から注目されていることはありません。

8月29日の臨時会において、商工会、観音堂整備、長の給与の条例改正等の3件の案件が可決されましたが、最後に傍聴者の皆さんから罵声が発せられました。また、今回の件について村民からの理解が得られるとは思っておりませんので、改めて4問の質問をさせていただきます。

鎌原観音堂周辺整備は、4月10日の日に1社だけの見積りだけで随意契約で議会の知らない間に工事が始まっていました。6月の定例会で指摘されて、当局は初めて事の重大さに気づき、慌てて工事をストップし、工事請負契約を解除といたしました。今回の契約は、条例違反行為にまで及び、守らなければならないことを守らず、執行側が起こした契約案件であったのではないのでしょうか。

条例は村の法則であります。村政執行をする上で守ることは当然であります。透明性、適格性を欠いた行政運営に不信が湧いてくるのは当然のことであります。今回の議案に対して、行政の場はどうなってしまったのか、不思議で仕方がありません。

全員協議会での当局の説明によると、4月7日の入札審査は11名の出席で開催されましたが、本件の審査においては事務局より入札参加の資格がないことが確認されたため、大至急登録手続が必要となりましたが、深く協議することなく承認されることとなったということでした。私はこの会議の中で、誰かがこの場において異議を申し立てる委員がいなかったことが不思議であります。この場において委員が1億5,002万9,000円の業務委託契約でも随

意契約ではまずく、入札案件の議会の議決を得られなければならないことだと言えなかったのが私は残念であります。何か見えない圧力が働いたかどうかは分かりませんが、最初から1社で随意契約ありきだったのかと思います。この場で気づければ今回のような条例違反問題にまでに発展しなくて済んだのではないかと私は思っております。

入札審査会の判断が正常に機能しなかったことは村民からの信頼を失う要因の一つでもあります。行政マンが村民の立場に立ち、全体の奉仕者であるならば、こんな問題は起こるはずがありません。ただただ長の顔色のみをうかがっていたのかどうか分かりませんが、やってしまったから仕方がないというのでは、警察も司法も要らない無法な村になってしまいます。

そこで伺います。

この問題は最初から1社ありきの事業であり、議会案件ではなく工事または製造等の請負に当たらないと認識せず当局が進めた事業で、誤認には当たらない議案であり、結果的に条例違反となりましたが、村民が一番知りたいということは、どうして1社ありきであったのかであり、このことについて説明を願います。

2番目、随意契約のガイドラインを見ても、今回の事案との乖離があると思うが、考えを伺います。

3番目、条例遵守の思いは。

4番目、職員に対する長としての人権感覚をどのように思っているのか。

以上、4点について明快な答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

鎌原観音堂整備事業に関わる村条例の重さと執行部の甘さについてのご質問でございました。鎌原観音堂整備事業において、どうして1社で随意契約であったのかということが質問の趣旨であります。

私が村長になったのは平成19年の5月1日であります。入札に関しまして、私は一切今まで口を出したことはございません。また、業者についてもこれこれ、あれこれと言ったことはございません。私も昭和30年代から40年代にかけて国会議員の秘書をやりましてけれども、そのときはいろんな陳情がございました。長になったら、入札については事務方の

トップを中心にしっかりと審査をし、業者を決定するべきであるということで、一貫して私は口出しをしてまいりませんでした。また、村内の業者及び村外の業者につきましても、入札については村長は一切権限もないし口も出さんという認識をいただいておりますと現在も確信しております。自分の足元、襟元、清く正しくするのが私の政治の使命だと思っておりますので、そうしてまいりました。

さて、本件でございますが、地方自治法96条第1項第5号及び本村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条におきましては、議決に付すべき契約として、予定価格5,000万円以上の工事または製造等の請負と規定しております。本契約がエリア内全体の風景、景観を完成させる契約であったため、工事または製造等に該当しないと誤認してしまい、議会にお諮りすることなく契約してしまいました。また、鎌原観音堂周辺の全体コンセプト図に沿ったデザイン構成にするため、業務への習熟及び本契約に要求される知識や能力があることが必要な契約であると考え、コンセプト図を設計した事業者の1社に随意契約としてしまいました。

条例上必要な議会の議決事項であるにもかかわらず、議会の議決を経ずに契約を締結したことにつきましては、多くの方々に混乱を生じさせてしまったこと、また村民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことについて、村長として責任を感じ深く反省するとともに、心よりおわびを申し上げます。

2点目の随意契約のガイドラインを見ても今回の事案との乖離があると思うが、考えを伺いますという趣旨の質問であります。随意契約ガイドラインと今回の事案を比べると乖離があると思うが、考えを伺いたいのご質問でございます。

このたび、再発防止策として取り組みました1つが随意契約ガイドラインの策定であります。今後はガイドラインに基づいて、随意契約が可能であるか、また理由は適切であるか、過去の実績や業務に精通しているというだけでは随意契約できないことを改めて全職員に周知したところでございます。

次に、3点目の条例遵守への思いはというご質問でございますが、入札審査会の設置要綱を見直し、全委員の承諾がなければ発注業務を進めることはできないように、厳格化しました。これにより、全委員は発言の有無にかかわらず責任を持って判断することになります。今後は曖昧な審査はなくなり、必然的に条例等の法令は遵守できると考えております。

また、再発防止策として、契約金額が250万円を超えるものにつきましては、ホームページで公表することにいたしました。上半期分と下半期分をまとめて年2回、1年間掲載する

ことにいたしました。掲載内容でございますが、随意契約とした理由や地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するのかを掲載することで、発注業務の透明性を高めることができると考えております。

今後は法令違反が二度と起こらないよう取り組んでまいりますので、ご容赦をいただき、ご理解をいただきたいと思います。

次に、4点目のご質問でございますが、職員に対する長としての人権感覚をどう思っているのかのご質問でございます。

婦恋村は人権宣言条例を制定させていただきました。人間の尊厳、男女の平等、政治に参加する参政権、あるいは社会的な21世紀の権利である社会権、教育権、労働権、併せまして環境権もプラスしました。そして、国際的にも通用する文言になるべく、英語も加えさせていただいております。そこの一番基本であるのは、人間の尊厳、ヒューマニズムであります。職員であろうが、部下に対して人権感覚をどう思っているのかというご質問でございますが、人間の尊厳を尊重する政治、これを私はしっかりと取り組んでいくつもりでございますので、部下に対してもしっかりと人権感覚は持って取り組んできたつもりでございますが、足りないところがあればまたご指摘いただきまして、直すべきところがあれば謙虚に直させていただきたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ただいま村長の答弁で、私は入札には一切口出しはしていませんということでございますけれども、結果的には入札審査会で審査会一致で今回随意契約をした、そこに至る経過というか、何でそうなったということが村民が知りたいということだと思っただけけれども、その辺のことが誤認ということでございますけれども、結果的には条例案を認めたわけでございます。だけれども、そこに至ったところに何かがあったから全員一致ということで入札審査会が判断を下して随意契約になったと思うただけけれども、そのいきさつをちょっと明確に答弁していただきたい。それが一番村民が望んでいることだと思います。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） この事業につきましては、ある業者が見積りを出し、議会のほうでは

特別委員会を設置してここ3年ぐらい、4年ですかね。特別委員会をつくりまして協議をしてきております。その中で、ある業者がノウハウのある業者がこちらに特別委員会の中で逐次ご報告を申し上げ、そして鎌原観音堂周辺整備については令和5年度、今でございます。令和5年度を最終の仕上げの事業でやりましょうということで、特別委員会で議論をさせていただきました。何回も経緯は、特別委員会の経緯、議事録を確認すれば分かると思われませんが、その中で基本コンセプトの570万円で作った会社がございます。その会社がデザインを含め、そして計画内容を詰め、そして図面を作り、そしてここでこれだけの予算がかかりますという概略の数字も出して予算編成に取り組んでまいったところであります。

昨年の12月議会におきましても、特別委員会で説明を申し上げ、中身の説明をいたしました。予算編成は12月から始まっております。2月の下旬ですか、議会のほうで本年度予算の各課の重点項目ということで書面をつくって提案をし、そしてそこでも議論をさせていただきました。そこで、1億5,300万円ほどの予算につきましては一応ご協力、ご理解をいただいてきて、内容についても議論をしていただきました。

3月議会でございますが、3月議会は令和5年度の予算を決める議会でもございます。そこでも一応詰めてきたものについて議会のご承認をいただいて事業を推進してきたという経緯がございます。ということで、予算のほうの経緯は特別委員会があつて、12月議会、それから2月の予算の会議、そして3月議会の予算の中身も説明をさせていただきました。

4月7日の入札審査会ということで、この中身については私はちょうどその日は入札審査会に私参加しておりません。ちょうど今年は選挙だった時期もございまして、4月の頭、そんな時期だったものですから、一応その中身一々細かいところまでは、冒頭挨拶しましたように、入札には口出しはしないと。今までもしておりませんし、今後もするつもりはございません。それで、入札審査会の中身につきましては、担当者が全員で決めてきておりますので、それを全員協議会のほうで担当者も説明をさせていただいたと、こういうことでございます。

どの会社はどうしろということは一切私は口で出したことももちろんございませんし、圧力を加えたつもりは毛頭ございませんので、よろしくお願いをします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 質問の回答を総務課長、もう一度。審査会に至る経緯ということで。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、私は入札審査会の委員長代理ということで、4月7日担当させていただきました。その際には、まず事務局のほうから、これは入札の参加資格がないということで、これはすぐ登録をしないと契約はできませんよということはその場ですぐ分かったんですが、それから各委員は全課長です。12人中11人が参加ということでやりました。その中で、これは問題があるんじゃないかという意見はありましたが、結果的に了承というんですか、登録をまずはしてもらってということで、先に進めていただいたというのが経緯でございます。

また、随意契約の内容については、この後未来創造課長のほうからも説明していただきますけれども、入札審査会の概要についてはそういった経緯で承認をしたというのが実態でありますので、大変申し訳なく思っておりますけれども、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村長は入札には口を出していないということで、そうなってくると重要性は入札審査会が一番契約をするのに重要な場所だと私は思っております。ここに4月7日の入札会において、ここに議会事務局長の欠席によりということで11名で開催しましたと書いてありますけれども、議会事務局長は議会に配慮して、何らかの配慮があつて抜かしたのか。意図があつてこうにしたのか。そういうことがちょっと都合悪くて出席できなかったかもしれないんですけれども、結果的には私はそうに捉えているんですけれども、これがもし事務局長が来ていれば本当に議会に対してどうにもならない結末になったんじゃないかと、私はもし事務局長が出席していてそこがそこにかかっていたらそうだったと思うことがあります。その辺の考えはどうなっていたのかな。ちょっとその説明の全員協議会に説明したことについてもうちょっと詳しく、何の意図もなかったのかあつたのか分かりませんが、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） すみません、質問の趣旨は当時議会事務局長だったのがなぜ出席できていないのかという答弁でよろしいですか。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、単なる休暇だったとそのときは認識しております。故意にこの案件の内容によってあえて欠席としたというような認識はございません。ほかにもいろいろ案件ございますので、ちょっと本人に確認はしていません

けれども、恐らく単なる休暇であったと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ただの欠席ということではいいんですけれども、もしそれが本当でなかったら、それが本当のことだったら大変なことになったと思います。

入札審査会もそれ入札ありきでずっと来ていたということなのか、その本心のあれがどうも見えてこない。何かが働いていたからそうだった。随意契約ありきで来ていたんじゃないのかな、だからその辺がね。だから、その辺のちょっと考え方が認識がちょっとずれていたのかなと私は思うんだけど、鎌原観音堂整備も、観音堂の整備だとか歩道の整備だとか工事契約は最初から入っていたわけだ。それで8月の29日の臨時会みたいに、議案等そのときに出していれば、別にこんな大騒ぎの問題は起きなかったんだと思う。私たち議会も予算審査とかそういう場では予算は認めておりますけれども、議会は議会案件としていつ出てくるか待っていたんだけど、知らない間にそういうことになってしまったんだけど、結果的にはそういうことになったと思うんですけれども、どうしてそうなっちゃったんだか、みんな誰も理解ができない。それありきで来ていたということはちょっと納得ができないような気もするんだけど、議員の皆さんだって村民の皆さんだってその辺がありきで来ているということ自体がどうにかなっていたのかな。だから、役場がそんなことをしていれば、本当に役場機能はどう働いたのかということをも村民から本当に思われても仕方がないと思うんだけど、これ入札の件はいろんな町の町村でもいろんな入札の件でごたごたがあったり、いろんな刑事問題にも発展したり、本当に重要なこんな問題が潜んでいる入札の審査会だと思うんだけど、そういうところでちゃんと適切な判断ができなかったということは、本当に残念だと思うんだけど、その辺に対して考えというか、思いは全然変わらないですか、今でも。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 先ほどからお話に出ておりますこの随契先のこの1社につきましてちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、従来ご説明させていただいておりますが、この業者につきましては令和2年度に内閣府の地方創生推進交付金を活用いたしまして、ジオパークを核とした地域交流拠点整備事業といたしまして、ここの鎌原観音堂の整備において目指しておりますジオパークの自然環境や地域資源を活用して、視覚的に統一した景観に仕上げ、ジオサイトの周遊散策を促す

ことをコンセプトに、コンセプト図を作成していただく業務を発注させていただいた業者でございます。

ここにつきましては、先ほど村長のほうから答弁ございましたとおり、この業者について業務への習熟、また知識や能力があることが必要な契約であるということを判断させていただきまして、この1社随契にすることによりまして、履行期間の短縮、または経費の削減が図られるのではないかと判断させていただき、この1社に選定させていただき、随意契約とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 何回聞いても同じ、私たちも議会はそういう説明はいろいろ受けておりますけれども、核心の部分を本当に答えていただいております。随意契約とは、あくまで例外的な契約方式であることを十分に認識し、事務を適正に進めなければならないと随意契約には書いてありますけれども、その辺の感覚の認識のずれが生じていたんじゃないかと私は思います。いろいろ今後の対策とか村長が述べましたけれども、それはそれで直してもらわなきゃならない問題だと思うんですけども、本当の核心の部分は答弁というか、同じ答弁しかできないんですけども、それがなったという、私はそれが聞きたいだけなんです、今回の質問は。核心の部分が答弁になっていないと思うんですけども、これ以上質問しても同じ答弁が続いてきているんだと思うんですけども、鎌原周辺のあるこの土地は、天明3年の噴火により観音堂、秋葉神社というところがありまして、そこに逃げ上がった93人が助かった場所です。鎌原地区は、鎌原観音堂延命寺跡を含めましてそこ一帯は観音さんの丘天神さんと呼び、地元の人たちにとっては一つの聖地でもあり、慰霊の場所でもあったわけでございます。

今回こういった最後の仕上げということで、こういう不審事が起きたのは本当に私は残念であります。今後観音堂整備において、このような不審事が二度と起きないように願っております。

そして、今工事が始まっておりますけれども、それがスムーズに、今は議案が通りましたので、完成をさせていただいて、本当にそこが鎌原観音堂が一大聖地とか慰霊の場所とかなれるようなそういう地域にぜひともしていただきたいと私は思っております。

今回は本当にいろんなことで肝心の答えが得られないのが残念であります。そういう鎌原の思いに対してどうですか、村長は思いは。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 天明3年の浅間押しは、日本における火山災害における有史以来の最大の災害であったと。また、地域の皆さんが家族、新しい家族構成をつくって93人の皆さんが新しいファミリーをつくって再興したと。このことについては日本国内のいろんな防災対策の関係者、あるいは歴史の研究者等もみんな評価をして、稀に見る地域の災害の下で新しい家族をつくって新しくこの村をつくったんだということの評価を非常に高く評価していただいております。

今年6月通常国会におきまして、火山法という法律が成立しまして、そこの議員連盟の会長であります古屋先生あるいは事務局長さん本人じきじきが8月5日の慰霊祭、鎌原区が主催でございますが、慰霊祭にお見えになられまして、その御和讃の姿を見て、これは残すべきだとおっしゃっておいりました。

村といたしましても、今までもあそこは土地がお借りしておりました。高度成長で2桁成長でバブルで給料も上がる、土地も上がるというときならば、借金をしたほうが得ですから、借金で結構でございますが、デフレ傾向になりまして経済がマイナス成長といいますか、リーマンショック以降につきましては失われた28年とか言われておりますけれども、こういうときには借金をしてはダブルの損失を被るということもありまして、必要な土地を買わせてもらうということで、地区の地元の皆様方にも全てのあの周辺の土地を議会の承認も得まして購入もさせていただきました。その後、経緯でいろんな事業を展開してまいりました。宅地西の道路整備、あるいは下に対するトイレ、あるいはおこもり堂のかやぶき屋根、それから今、水車小屋の改修及びかやぶき屋根、あるいは創作実習館の今ジオパークの事務所等が入っておりますが、あそこの改良等もさせてきて、そして地方創生拠点整備交付金、政府のほうから4億3,000万円の合計事業費を頂いて、最後に整備したと。でも、あそこを一体感を持って本当にあそこで2時間、3時間お客様が周遊できるような、もう少し周遊できる、時間を潰せるゾーンにしましょうやというコンセプトで、今回の事業を最後の仕上げということで昨年、ここ数年、三、四年で特別委員会でも議論もしてやってきた事業の経緯でもございます。

今後も、土屋議員のご指摘のように、あそこが有史以来の嬭恋村における社会教育施設の拠点施設でもありますし、火山においても拠点の一つ、象徴的な施設でもありますし、今地域計画を文化庁とも協議をし、群馬県の教育委員会とも協議をしておりますので、またしつ

かりとそれを仕上げて、後世にしっかりあそこを残していきたいと、こう私は考えております。

ただし、こういうことの今回の教訓にいたしまして、二度と再発防止対策つくらせていただきましたけれども、特に随意契約につきましては、年間400件ぐらいあるわけでございます。例えばで恐縮でございます。随意契約といっても、例えば国民1人に10万円配りましようという事でコロナで厚生労働省が予算を組みますと、そのシステム改修があるんですね。そうすると、システム改修をやると、某会社ですが、これも随契で上から来ますので、そのシステムを随契で導入する。これが150万円とか200万円とか、こういう事業もいっぱいあります。これもう上から来るといいますか、このシステムしか使えません。ただし、これは国に負担してもらえますので、国会議員の選挙と同じ。国会議員の選挙は国が持ちましよう。県議会議員の県議会が持ちましよう。嬭恋村の村長あるいは議員の選挙は嬭恋村が負担ましようということで、国からひもつきで来たものの随意契約については結構20本ぐらいあるかと思えます。話がそれで申し訳ございませんが、そういうことで随意契約もそのくらいあるということの認識だけちょっと説明させていただきました。

いずれにせよ、今後こういうことのないようにしっかりと取り組んでまいりたい、こう思いますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 条例についてもう少し質問させていただきます。

各種の条例による契約諸認可の初期の対応の甘さにより、後で取り返しのつかないことが今回は起きました。条例による初期の対応を誤れば、村の根幹を揺るがすようなことが起きて今回はしまいました。これを教訓に今後条例とかそういうのがどのように認識して点検して村政運営していくのか、その考え方をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、先ほど来再発防止対策ということで説明させていただきましたけれども、まず1つは随意契約のガイドラインというものを8月1日以降適用ということで策定いたしました。

それから、入札審査会の要綱、こちらのほうも今まで過半数の出席で過半数の賛成があれば承認とするという内容だったものを、全委員ですね。欠席者があれば出てきたときに担当課長が説明をして承認を得て、全12人の承認がないと通さないというふうに厳格にいたしま

した。

それから、あとこれも上の法律に基づくものですが、250万円以上の契約に関しては公表するというので、年2回ホームページ等で公表をするということで、これは全て厳格に法律にのっとっていかないと先へ進めないというふうになるものと、あと公表を住民の方からまた問合せがあればちゃんと説明できるように行うということで、今後はこのようなことが二度と起きないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 再発の防止ということで総務課長より述べていただきましたけれども、嬭恋村においても、国、県、村の条例等が多く嬭恋村には条例等がうんとあると思います。これらを各条例を改めて総務課が担当だと思うんですけども、いろんな条例を専門にしている、管理しているそういう職員は今配置しているのかどうか。これからはこれを機会にそういう人事配置もして、法律、条例に詳しい人を置いてもらって、もし何かあればその人に聞いて何かするとか、そういう体制をつくっていかなければ今後また起きる可能性はあると思うんだよ。条例がいっぱいあり過ぎて、私たち議員もよく分かりせん。当局だって全部はどうせ把握はしていないんだと思うんだけど、やっぱりそういう専門の職員の配置、条例専門で何でも分かるような人をこれから育成していく考えはあるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、言われるとおりだと思っております。今、総務課にも法律に詳しいといいますが、以前に群馬県の当時学事文書課という課がございまして、そこに1年間研修に行っていた職員が今条例等の点検等を各職員に依頼されて点検をしていただいているという状況です。今後も引き続きそういった法律に明るい職員を人材育成ということで進めないと、またいろいろと支障があると思いますので、ご指摘のとおりその辺は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ぜひともそういう職員を配置して、条例では私に聞けば何でもという人、職員をぜひとも置いていただいて、これから村政運営に生かしていくようお願いを申

上げます。

それで、人権についてなんですけれども、村長は職員に対して接するとき、職員一人一人の人権を尊重して接してはいるとは思いますが、パワハラ的な言葉だとか、そういうことは職員に発したこととか、そういうことはございませんか。村も人権尊重条例をしている村長自らが規律をもって守って、そういう職員に対してのパワハラとかセクハラとか今いろいろ世間でも言われておりますけれども、そうしたちょっとのことがいろんな誤解になっていくことが多いと思うんですけども、その辺のことについて村長に質問をしております。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 基本的には尊重して職員にも接しているつもりであります。職員136名、その他役場の仕事をなさる全ての方、たくさんいらっしゃいますが、全員と一々全て挨拶したりなんなりということは不可能でございますけれども、そういうしっかりとした気持ちを持って接しているつもりではおります。また、何かご指摘のことがあればご指導いただけたらと思いますが、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） そういうことはございませんということでございますけれども、私から見ると、いろんな職員に対していろんな高圧的な意見だとかそういうのはどうせ言っているのは、そういう現場を見たこともありますけれども、そういうこともやっぱりパワハラとか何かに当たるんだと思うんですけども、今後は職員の風通しをよくするために、職員の皆さんも今後役場が風通しがよく物がお互いに言えるような、そういう役場をつくっていかねば、婦恋村の役場はこのままいけば本当に駄目になると思うんですけども、ぜひともそういうふうにお互い幹部職員も村長もお互いの意見を、自分の意見を言えてそれで風通しのよい、みんながお互いによく仕事ができるような体制をぜひとも村長にはつくってもらいたいと思うんですけども、執行部の皆さんも同じなんですけれども、その辺の考え方とか、村長はこれから直していくとかそういうことがありましたら、答弁をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） しっかりとよく協議をし、縦と横といいますか、縦とは私今課長会議をつくっていますので、縦に上から下、下から上の縦のラインと、あと各課はお互いに共通項目にあっては1課、2課、3課、4課連携しなければならないこともございます。縦の糸

と横の糸をしっかりと連携をしながら、活力がある組織にしていきたいと思います。

もう1点、先ほどありました法律の関係でございますけれども、今は法律の専門的な方々を雇う大きな自治体もございます。弁護士を雇う自治体もあります。我が村におきまして今は個人を尊重する、あるいはいろんなパワハラ等がありますので、あと個人情報ですね。これらに対する案件は非常に年間多いということもございますので、関係する官庁及び弁護士等は逐次いろんな形の相談もする体制もつくりたい。

縦の糸と横の糸、縦の連携、横の連携及び人材の育成、研修、これはしっかりまた後世のためにも立派な人を残すことが私の仕事だと以前も申しましたが、そう今も思っておりますので、しっかりできる限り努めてまいりたい、こう思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） いろいろ質問しましたけれども、本当に私が思っていることの答弁がいただけなかったのが一番残念ではございますけれども、これから本当に前向きにお互いに議会、当局も力を合わせて、これから村民の信頼を取り戻すよう、失うことは本当に一瞬でございますけれども、その信頼を取り戻すということは本当に容易なことではないということをお私思っておりますけれども、ぜひともそのような体制を法律の上でやっていくような体制づくりをぜひとも村長にはお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で8番、土屋幸雄さんの一般質問を終わります。

◇ 伊 東 正 吾 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、3番、伊東正吾さんの一般質問を許可します。

〔3番 伊東正吾君登壇〕

○3番（伊東正吾君） よろしく申し上げます。

まず初めに、申し訳ありませんが、議長、加筆の部分よろしいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 大丈夫です。

○3番（伊東正吾君） まず、加筆をお願いします。

一番最後、3問目になると思いますが、イエス・オア・ノーでお願いしますという部分を削除をお願いします。

それから、最初へ戻ります。助成金、補助金の問題というところを約15行目ぐらいまで下げてください。

以上です。

それでは、始めさせていただきます。

まず初めに、9月定例議会に関わる全ての人に感謝いたします。そして、僅かな時間、有意義なものにしましょう。

さて、私が議員になってから5か月が経過しました。村政の難しさを実感しております。議会はピアプレッシャーであふれ、役所は行政マンの仕事を忘れ、村長は暴走。前回の臨時議会の折、傍聴者からのやじがありました。おまえら、これでいいのか。孀恋村の未来を案じてのやじだと感じたのは私だけでしょうか。

社会福祉協議会等のサービスの質、職員の意識レベルの低下から始まり、事業困難にしているのではないのでしょうか。補助金が出れば村の職員、助成金が出れば村のイベントと勘違いも甚だしいのが現状であり、助成金や補助金が出ている以上、村政に関わる事業として厳しく指導するのが役所の監督責任であります。村内事業はもとより、外郭団体への引締めと、より一層の努力が必要と感じました。出すべきは出す、引締めも必要。これがないと村民からはぬるま湯、またなおざりと言われてしまいます。

また、村営イベントと民間イベントの線引きも必要です。例に挙げると、キャベチューとプロムス。村長の発言によりますと、プロムスも村営のことにしておっしゃいますが、民間団体発案実行のイベントですよね。トップダウンなんですよ。ボトムアップへシフトしていただき、今後種々の発案があろうかと思えます。村長からの行動模範を示してほしいものです。

箱物行政からの脱却。

こここのところ、孀恋村では大型の建設や土木工事がめじろ押しですが、それに対する管理、維持に対しての認識はしっかりと確立されているのですか。人口減少、税収低下、高齢人口比率など負の遺産になりかねない要素が多岐にわたります。そのことから考えても、今こそストップ箱物としていただき、ハードからソフト、時代は知の時代へと移ろうじゃありませんか。

各種機関の融和。

議会と役所、役所と村民、役所は格好いい行政マンではなく、泥臭くサービスマンでいてほしいものです。また、議員は地区を越えオール孀恋の代表、村長は村民の意向をいち早く

行政に反映するかじ取りであってほしいものです。

以上、まだまだお話を聞きたい部分はございますが、本日の質問はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 伊東正吾さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東正吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、補助金、助成金の問題、2点目が箱物行政からの脱却、3点目が各機関の融和という大きなテーマに分けてご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

村では、各種団体、個人に対しまして様々な事業に対し補助を支出しております。補助金につきましては、村の規則等に沿って支出しているところでございますが、議員ご指摘のとおり、補助金の適正な支払いにつきまして支払先であります各種団体等にいま一度補助金の趣旨について確認するとともに、目的に沿った事業を実施していただくよう確認を重ねたいと存じます。また、補助金を支出した村の職員についても、補助内容や補助金額の妥当性を確認し、適正な補助決定を行うよう、さらに徹底したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

第2点目、キャベチューにつきましては、孀恋村と日本愛妻家協会の主催で9月3日、愛妻の丘において第18回キャベツ畑の中心で妻に愛を叫ぶを開催いたしました。主催者は村と日本愛妻家協会の主催でございます。これはひとつ村営、主催でありますので、村のイベントの一部でもございますので、ご理解いただきたいと思っております。

先日のプロムスにつきましては、星のプロムス実行委員会が主催者であります。孀恋村におきましては、9月、議会のほうの補正もいただきまして協力しているということで、村は後援ということでございます。後援した以上、村長も来てご挨拶をしていただきたいと思いますという主催者からの要請もございましたので、出席をさせていただきまして、開催のところでご挨拶をさせていただきました。これはあくまでも村は補助金で後援するという立場でございます。プロデュース等をやった実行委員会のメンバーにつきましては、キャベツ大使、女性の方3名が中心となって企画、運営をしたイベントでございます。よろしく主催者なのか後援なのか、しっかりと分けて対応させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、箱物行政からの脱却についてのご質問でございました。

伊藤議員のご指摘のとおり、道路網をはじめ各種施設の維持管理に相当な費用が必要になると考えております。現役世代の減少に伴い、税収は減収する一方、高齢化に伴う福祉費は年々増加し、公共施設を維持管理していくための財源は年々厳しくなっていくものと考えております。

バブル経済崩壊後、公共工事は全般的に減少傾向でありましたが、最近では令和元年の台風19号災害により、復旧工事が大量に行われました。この復旧工事はほぼ完了し、今後は維持管理が主になると思いますが、本村の特徴として一たび大雨が降ると数千万円の被害が出てしまうというのが現実であります。広大な面積を有する本村といたしましては、インフラの維持を最優先に考え、必要な箱物については人口減少や維持管理費用も検討した上で更新していきたいと考えております。また、公共施設等総合管理計画では、今後40年間の目標としての延べ床面積で30%の縮小を掲げております。施設の長寿命化に併せて不用になった建物の解体を進めていきたいと考えております。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

3点目のご質問でございます。議員、職員、村民、村長は本来の役割を認識し、融和していくことが大切と思うが、考えを伺いたいというご質問でございます。

各機関の融和についてご意見をいただきましたが、それぞれがその役割をよく認識してお互いに協力し合うことができれば、よりよい村づくりができるということかと思っております。職員には村民の意見をよく聞き、村民の立場や村民の目線で考え、信頼される職員となるよう指導していきたいと考えております。私としても村民の意見に耳を傾け、孺恋村がよりよい方向に進むよう、初心を忘れずに取り組んでまいりますので、引き続きご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、伊東正吾議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 村長、ありがとうございました。村長の意見よく分かりました。意見というか、答申よく分かりました。理解できましたのでありがとうございます。

ただ、各課長はまた違った意見を持っているのではないのかなというふうに思いますので、課長のお話も少々お聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊東議員のご質問の中の補助金の部分に関してですが、先ほど村長の答弁もありましたけれども、やはり村の職員としていま一度今の補助金の支出が適正なのかどうかということを確認はするべきではないかというふうに感じております。村の補助金の規則、またそれに伴いまして各種補助の要綱等もありますので、職員一人一人が今後につきましてはその補助金の内容の妥当性を確認するべきだというふうに感じております。

また、先ほど議員からもご指摘がありましたように、補助金を出すことで未来に負担を残すことのないように、補助金、助成金、また村からの支出を使って各団体が活発に自立していけるような形をつくっていったらいいのかなというふうに感じておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

補助金の関係について。その次観光商工課長やりますので。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの伊東議員のご質問にお答えします。

補助金の関係で、この補助金という意味は民間の活力を生かしてよりよい村づくりをしてもらうと。その応援をするということで公費を投入するというのが基本的な考え方だと思います。言われるように、一度始めたらずっと補助金を出すというのはよくないと思います。ある程度の軌道に乗ったら額を下げる、あるいはもうやめるとか、そういった張り切りは非常に大事なことだと思いますので、今回の星のプロムスについては観光商工課の魅力アップイベント補助金というもので応援をさせてもらっていますけれども、こういったものも職員がやるよりは民間の力であれだけのことができるということで、村もそこに応援をすると。これが一生末生いくとは思いませんけれども、そういった趣旨で最初の初期導入を応援することが基本的な補助金の在り方だとは思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 先ほど2名の方のお話よく分かりました。ありがとうございます。

もう1点、箱物行政からの脱却の部分で、私の言葉の中に管理維持費のようなものがあつたと自分で思っているんですけども、その辺の部分これから先、負の遺産にならないための工夫とか、負の遺産にならないための税収どうのこうのというような部分をお答えいた

だきたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、負の遺産というのは避けたいところですが、今課題になっているのは村内でも憩いの広場とかスキー場もこれからいろいろ出てくると思いますけれども、そういった時代の流れで不要になったものも解体をしていかなくちやいけないというところでお金もかかりますし、あるいは立派な建物を造ると今度はそれなりに電気代、光熱費、維持管理費かかると思います。言われるように、先ほど村長も言いましたけれども、これから働き手が少なくなる。税収が減ってその財源の確保も厳しくなるという中で、この先どうやって継続させるのかという、そこは非常に重要なところだと考えております。その辺の税収不足を国がこのまま交付税で措置をしてくれるのかということはこの先分かりませんので、ある程度基金等の余裕を確保しながら、万が一に備えるような余裕を持った財政運営というのが大事だと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 大丈夫でしょうか、再質問。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

以上で結構です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で伊東正吾議員の一般質問を終わります。

◇ 土 屋 哲 夫 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、土屋哲夫さんの一般質問を許可します。

2番、土屋哲夫議員。

〔2番 土屋哲夫君登壇〕

○2番（土屋哲夫君） 貴重なお時間をいただきまして質問の機会を頂戴いたします。ありがとうございます。

やっところの涼しさを感じられるようになってまいりましたが、今年の夏は非常に暑い夏でございました。気象庁は9月1日に今年の6月から8月の平均気温が1898年の近

代統計開始以降126年間で最高となったと発表いたしました。嬭恋村でも7月30日に田代に設置させてありますアメダスで30.0度の真夏日を観測したほか、国道等に設置されている温度計は35度を超える表示が何度もされました。異常な雨の降り方、経験のない気象現象という言葉が頻繁に耳にします。専門家はこれがニューノーマルだと言い、今後も引き続き温暖化による熱中症の重症化リスクがより増大する危険性を指摘しています。

そこで、村内の公民館等の冷房施設の整備についてお尋ねいたします。

各公民館等では様々な行事、事業が実施されています。比較的高齢の方が対象のわっきゃない体操やにぎやかカフェ、ミニデイなどの諸事業や、老人クラブのいろいろな活動は、独居高齢者のいわゆるひきこもりを予防したり、社会への参画を促すことで身体的、精神的な健康維持に有益で、健康寿命の延伸、ひいては社会保障費の低減にも通じるものと認識しています。しかしながら、高齢者や障害をお持ちの方々は暑さを感じづらい方も多いため、十分な周囲のサポート、心配りが必要であります。

一方、各公民館等は緊急避難所に指定されていて、かかる事態がこの異常な高温期に発生すれば、避難所内の環境維持はより困難となります。高齢者や障害をお持ちの方、幼い子供や妊婦さんなど、いわゆる災害弱者と言われる方々の体調の維持管理に、より手厚い配慮が必要であり、冷房設備は今日では必須の設備だと考えます。来年以降も予想される熱中症の重症化リスクを軽減し、誰もが安心して利用できる公民館等とするために、冷房設備の整備は急務だと考えますが、当局のご見解を伺います。

次に、県道牧干俣線、国道292号線の冬期道路通行止めについて伺います。

当該道路は例年11月中旬から翌4月下旬にかけて、積雪のため通行止めとなっています。村内を通るパノラマライン北ルート、南ルート、鬼押しハイウエー、万座ハイウエーを含めた浅間・白根・志賀さわやか街道として国土交通省が進める日本風景街道として、関東では第1号の認定を受けた道路でもあり、爽やかな高原を実感することができる緑豊かな美しいダケカンバの木々を抜け、日本の屋根とも言える中央分水嶺、日本国道最高地点を誇る大パノラマを目の当たりにできるこの道路は、嬭恋村の観光を支える非常に重要な道路、路線であります。

一般社団法人嬭恋村観光協会のモバイル空間統計調査資料によれば、2019年1月から3月の嬭恋村来訪者の前後の滞在地は、グリーンシーズンと比較すると隣の山ノ内町の比率が増加していて、潜在的な需要の高さを感じさせるものであります。また、広域観光ルートを形成して周遊型観光の実現、充実を後押しするためにも、通行止め解除の前倒しは有効であ

ると考えます。

一方で、緊急時、災害発生時などの避難路、緊急物資輸送路としての位置づけも重要です。台風15号の大雨により、平成13年9月11日に発生した地滑りや土砂崩れなどで、万座ハイウエーが通行止めとなり、観光客を含む約780名が一時孤立するなど、大変な被害が発生いたしました。被災なされた皆様には改めて心よりお見舞い申し上げますところでございます。

冬の期間、万座温泉へは万座ハイウエーが唯一通行可能な道路だと認識していますが、雪に閉ざされ行き止まりとなるその脆弱性は、誰も否定できない事実であります。それを少しでも軽減させるためにも通行止め期間の短縮が有効であり、万座地区の住民はもちろん、観光客の安心安全を確保するためにも早急に検討するべきであると考えます。近年の温暖化に伴う気象状況の変化に鑑みれば、この通行止めの期間の短縮も十分可能であると考えますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋哲夫議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

地球温暖化が激しいと。したがって、公民館活動等についても冷房はいかがでしょうかと。あるいは、万座温泉は冬場雪が降ると通行止めになりますが、観光面から見ても冬場万座に上がるのが今は有料道路だけになるので、温暖化の影響もあるから一日も早く1週間も早く292号を開通してもらえないようお願いできないかお考えをという2点のご質問。ただ、原点は地球温暖化にあると、こう思っております。お答えをさせていただきます。

まず、公民館等の冷房設備についてのご質問でございました。

各地区の公民館をお借りし、高齢者の集いの場や介護予防教室、サロンなど多様な活動が実施されております。文化団体の多数の活動も散見されます。議員ご指摘のとおり、高齢の方は暑さを感じにくく、脱水症状が進むと命にかかわることがあります。今年の夏の暑さは記録的と言われ、地球温暖化の影響で来年の夏の暑さも懸念されるところでございます。

地域の中心となる公民館活動が活発になることにより、地域の活性化、健康増進、介護予防など様々な分野にいい意味で影響が及ぶことが期待されております。

また、各区長に公民館のエアコン設置について要望聴取を行っております。10月の区長会において取りまとめた結果を報告し、協議する予定となっております。既に宝くじを財源とするコミュニティー助成事業や、村単独事業の地域振興補助金を活用してエアコンを設置した地区がございますが、土屋議員の言われるとおり、どの地区においても冷房施設が必要と

なってきたと考えております。今後、村が補助する金額と地元が負担する金額について、双方が来年度予算案に盛り込むことができるよう、年内に調整したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、牧干俣線、国道292号の冬季道路通行止め解除を早めていただきたいというご質問でございました。

県道牧干俣線、国道292号の冬季道路通行止めについてのご質問でございますが、まず現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

議員がおっしゃいますとおり、通常11月中旬から4月下旬までの間、国道292号志賀草津道路につきましては、草津町の天狗山ゲートから長野県境波峠の間約17.9キロメートル、県道牧干俣線については万座ゲートから国道292号との交差点までの間約3キロメートルにつきましては、冬季間通行止めとなっております。この間は万座ハイウエーが万座温泉への唯一のルートであることは周知の事実でございます。通行止めの解除時期につきましては、規制解除後の降雪のおそれがあることなどを考慮し、4月下旬まで通行止めをしているとのごことでございます。いずれにいたしましても、観光面や防災面において重要な路線であることは当局としても認識しておるところでございます。

また、平成30年1月23日に発生した本白根山の噴火により、国道292号が一部ストップしたということも記憶に新しいところでございます。引き続き火山活動にも注意しつつ、国道292号及び県道牧干俣線の冬季道路通行止めの期間の短縮につきまして、道路管理者に働きかけていきたいと考えております。

つまり、三桁国道及び牧干俣線も県道でございますので、道路管理者は群馬県県土整備部道路管理課と中之条土木事務所になりますので、引き続き議員の皆さん共々しっかり陳情、要請を行ってまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 先ほど公民館活動、ご高齢の方に対しては非常に有効であるという認識をご披露いただきました。現状について少しお伺いします。

裏返しますと、比較のご高齢の方、外に出る機会を失って何と申しますか、言葉正しいかわかりませんが、引っ込みがちになってしまっていて、最終的という言葉はよくないかもしれませんが、不幸にもという自体が起こる可能性もなきにしもあらずというふうに考えておりま

す。それを防ぐためにも、ご高齢の方々に対する公民館活動は非常に有効だと、先ほどからも申しているところがございますけれども、現状としてそういう不幸な事態が村の中でも起きているのか。傾向としてはいかがでしょう。健康福祉課長さん、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えしたいと思います。

現状において、高齢者の見守り支援につながらず、ご自宅のほうで孤独であるとか孤立であるとかいった死亡があるかどうかということによろしいのでしょうか。残念なことでございますけれども、村内でも年間何件か発生しているという状況になっております。

うちの課としまして、民生委員さんのご協力、集落支援員さんのご協力をいただきながら、地域を見守るといことは心がけているところですが、あと高齢者のおひとり暮らしの方には緊急通報システムというものを利用して、家庭の中で動きがない場合は委託会社のほうから連絡をすとか、月に一度は委託会社のほうからお元気コールをさせていただいて、その状況というのは村のほうに報告されているところです。

その中で、やはり今ご指摘いただきましたように、外出する機会であるとか、皆さんと交流して地域で過ごす時間を増やすということでは、公民館を中心とした活動も大変有効なことだと考えておりますので、今後もコロナも明けたことですので、いま一度再検討しながら進めていけたらいいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

私、実は目の前が大前の活性化センターでして、そこに集うご高齢の皆様とよく顔を合わせます。コロナ前は大変多くの方、本当にそういう事業、行事に参加されていました。コロナがあつて下火になってしまったんですけども、やっぱりそこに集う皆さん、そういうことがあると明るい顔で皆さんにここにきて参加されて非常に楽しそうな姿なんですね。ですから、何も役場の職員の皆さん、あるいは民生委員の皆さんにしっかりお願いしますねということだけではなくて、地域のボランティアさんもそうですし、我々目の前で目にする住民もそうですし、みんなでそういう力を合わせてそういうことを防げるようなそういうことを改めて考えていってほしい、そういうふうにまた今日改めて感じたところです。

さて、各公民館、整備が進んでいるところもあるということですが、現状各公民館で冷房設備終わったところがあったらご紹介いただけますか。総務課長さんですかね。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えします。

今、エアコンのほうが設置済みの公民館等は、田代、芦生田、袋倉、この3か所が全部ではないんですけれども、一部の部屋を含めてその3地区については今設置されているという状況です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

今度は防災の面のお話を少しさせていただきたいと思います。

浅間山すぐ近くにそびえておりますけれども、浅間は例えば真夏の暑い時期に噴火して婦恋に降灰があったと、そうしますと、窓を開けられませんか。非常に避難された皆様が大量いたといて、窓を閉め切って灰が入ってくるのを防ぐと。人いきれの中で部屋の中多分むしむししてもうどうしようもないぐらい暑くなるんだと思うんです。それが明日起きるかもしれないですよ。なるべく早期に、先ほど村長さんおっしゃっていただきましたけれども、次の夏は間違いなく暑い夏が来ますので、それまでにぜひ進めていただいて、可能であれば全部の施設に冷房設備できればいいんですが、現実もありますので。ただ、そこはスピード感を持ってもう少し早めるということをお願いできませんかね。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 2週間前に国連のグテーレス事務局長が地球温暖化の時代は終わったと。地球は沸騰しているという発言がございました。そのくらい平均気温が上がって、海水温が上がって、日本の台風、アメリカのハリケーン、あるいはインド洋のモンスーン、これらが頻発して発生も多い。山林火災も多い。これは地球温暖化の影響だと思っています。なおかつここに来て、ほかの自治体あるいは国・県のほうでもこの温暖化に対する政策をどうするかということが議論をされつつあります。いずれにせよ、今浅間の噴火の話もありまして、そのとおりだと思いますので、いずれにせよ、ちょっと公民館的に集まれるところから、必要なところからどういう形で補助を出したらいいのかは、内部で協議を進めたいと実は考えております。ほかの議員さんからもまた同じ温暖化の予防の話も出てきておりますが、いずれにせよ、ほかの自治体でもいろんな動きもあるし、ケーススタディー、ほかの自治体の情報も集めていろいろ調べております。来年に向かってなるべく早めに対応して、議会の皆

さんのご承認もいただいて、いずれは何か歳入も補助金があれば一番いいんですが、
嬭恋村の金を使う、どのくらい使えるか、これも含めまして検討を加えてまいりたい、こう
思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ぜひともお願いいたします。

次に、通行止めの件ですけれども、先ほど村長さんの答弁でも観光にとっては非常に重要
な路線だということでお話しいただきましたが、観光課長さん、可能であれば冬も通ったほ
うがいいですよ。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えしたいと思います。

292号線につきましては、冬期間通行止めとなっております。ご指摘のとおり、日本風景
街道等にも認定されている非常に嬭恋村の観光にとって重要な路線でありますので、可能で
あれば冬期間通行もお願いしたいところではありますが、非常に厳しい自然環境にある道路だ
ということ認識しております。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

それで、先ほど実際に所管、運営しているのは群馬県中之条土木事務所ということでお話
しいただきましたが、シーズンの前に土木事務所さんと今度の通行止めについては何日まで
だとか、何とかだというそういう意見交換というか、要望ができる場というのはあるんでし
ょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問でございますが、実際私まだその場に立ち会っ
たことないんですけれども、相談といいますか、そういった機会はないのではないかなど。
はっきりちょっと正式じゃないかもしれないんですけれども、日程の調整というかそういう
ものはしていないかと考えております。

○議長（佐藤鈴江君） 前建設課長の滝沢事務局長、その件に関してお分かりになればお答え
いただきたいと思います。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 先ほどの土屋議員のご質問ですが、通行止めの期間については、毎年ちょっと日にち今覚えておりませんが、決まっている日を目標に、非常に先ほどもありましたとおり自然の厳しい路線で、雪が何メートルも降ってたまっているというような状態であります。その状態を春先、各作業する方が通行解除を目標にして除雪をしているような状態でありますので、なかなか今年雪が少ないから少し早くなるとなかなかそこから辺が調整し切れていないというのが状態です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ということは、県の意向で村の意見が反映されていないということであると認識してよろしいんだと思うんですね。これから村のほうからもぜひ要望をどんどん上げていただいて、この道路必要なんだと。我々にとっては大変重要な道路なんだということをぜひ伝えていってもらいたいと思うんですね。その理由の一つ、先ほども言いましたけれども、もし事が起きたら、また冬に万座ハイウエーが通行止めになったらと考えると、ぞっとする思いであります。

もう一度確認なんですけれども、冬の期間に万座に行く道路、ほかにはありませんか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在はございません。先ほどお答えさせていただきましたとおりです。292が閉まり、牧干俣線が閉まりますので、万座に行く道は冬は全てその1本だけになります。

嬭恋高山須坂間県道整備促進期成同盟会がございしますが、干俣の奥から毛無峠までの間約6.8キロメートルありますが、これは群馬県が一回図面を作ったことがありますけれども、財政が厳しい、あと費用対効果の件でなかなか進みませんが、そこが通過すれば万座に行ける可能性もあるのかなという話も以前もありましたが、現実はそうになっていないというのが現実であります。

したがって、土屋議員がおっしゃるとおり、白根山の噴火もありますね。白根山の噴火でレベル5になったら、万座プリンスホテルさんをはじめあそこの8件の宿泊施設、誰も人がいてはいけません。全部外へ下りろと。草津温泉よりも万座温泉のほうが白根山に近いので、半径2キロメートル以内に入るとレベル5というふうに気象庁が指定したら、誰もあそこに人はいないと。全部下へ下りなさいということもあります。それから、道路を止めるということは、非常に地域経済に大変なことでありますから、必要なものは、三桁国道を

管理するのは現実現場では中之条土木事務所でありますので、しっかりとお願いすべきことは私はしていきたいと思っています。

観光面から見ましても、冒頭言ったように温暖化の話で冷暖房施設をやりましょう、万座温泉の道も早く解けるから一日も早く解除してもらえるようお願いしましょうと、こういう全体の質問の趣旨だと思いますので、気候変動に応じて雪は減る、温暖化に応じたものに対応できるものがあるのであれば、含めて292号、一日も早くなるべく通行できるようにするのはお願いするのは当然だと私も思っていますので、謙虚にデータを集めながらしっかりお願いをしてまいりたい、こう思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

厳しい自然状況というのは百も承知。先ほど前建設課長おっしゃってくれましたけれども、雪が非常に高い高さで積もるんだと。裏返すと、春早く明ければそこが雪の回廊となって観光にとってはプラスになる面もあるんですね。立山の雪の道路、非常に有名ですけれども、あれに匹敵するものがコンテンツとして孀恋にも備わる可能性もある。もちろん安全が第一ですけれどもね。そういうこともありますので、ぜひとも県また中之条土木さんに要請いただきまして、一日も短い期間の通行止めということでご尽力いただければと重ねてお願いして、質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で2番、土屋哲夫さんの一般質問を終わります。

これで一旦休憩いたします。

午後の再開については午後1時から再開をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時01分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

10番、伊藤洋子議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

今日で9月定例議会が終わりになります。ご存じのように9月議会は決算認定を中心に審議を行いました。決算審議は、当年度の事業を振り返り、反省・総括し、今後に生かすことなどを確認し合う大事な場になります。このことを認識していないと、決算は過ぎたことなのでと簡単に済まされかねません。

村長は、今議会における決算に対する説明が、昨年よりも簡単なものでした。このような姿勢が、今年度になって地方自治法、条例に違反する契約をするというとても考えられない問題を引き起こすことになったのだと思います。

今決算においても、村有財産管理においては、いまだ条例・規則に反している事項があります。その点を早期に修正することを求めておきます。私は、村民の皆様からお預かりした税金は、村民の暮らしを豊かにするために生かすこと、村民が主人公の立場で、一般質問を行います。

まず初めに、クーラー購入費の補助についてを質問します。

先ほどから述べられておりましたが、今年の夏は、誰もが感じたと思いますが、かつてない暑い夏だったと思います。このような中、群馬県内で、熱中症疑い搬送が1,516人（8月27日時点）となっています。

涼しい嬭恋村も30度を超えた日が多かったと聞いております。村の中では、これまでクーラーなんか要らないと思っていたが、来年あたりはつけようかなとか、とうとう今年はクーラーをつけちゃったよなどのように、クーラーの話題も多く聞かれました。

気象庁のデータで、嬭恋村も30度を超える日が多くなってきています。

そこで質問です。

先ほど述べたように、今年の夏は暑かったということですが、地球温暖化が進んでいる状況の中で、今後嬭恋村だけが涼しくなることはないと思います。来夏に向けて、嬭恋村の方々がクーラーを設置する場合の購入費補助金の制度を設けることを提案いたします。村長のお考えをお聞かせください。

2つ目の質問、「非核平和宣言の村」の看板設置について質問いたします。

毎年行っている国民平和大行進に、村長、教育長、議長の皆さんからご支援をいただいていることにまず感謝申し上げます。この行進は、核兵器のない平和で公正な世界を目指して各地で行われています。

2021年1月22日、国連で、核兵器禁止条約が発効しました。今後は、核保有国や核の傘に頼っている国々で、核兵器禁止、廃絶の世論を高めることが重要です。唯一の被爆国である日本も核兵器禁止条約を批准、参加することを願わずにはおられません。

そこで、村長にお尋ねします。

嬭恋村も非核平和宣言を行っていると聞いております。ぜひこの宣言していることを表明し、広報するために、庁舎の目立つところまたは国道端に看板を設置することを求めます。村長のお考えをお聞かせください。

3つ目の質問、鎌原観音堂周辺整備の今後の取組について質問いたします。

8月29日に、現地の最終工事の請負契約が可決されました。この工事は、村当局が地方自治法、条例、財務規則などの違反により、工事が大幅に遅れたことは事実として認めるしかありません。そして、議決した議会も責任があります。

今後は、鎌原観音堂周辺地域が活性化することを願う立場から3点質問いたします。

1つ、8月29日の審議時、N I C O株式会社と村は関係がなくなりますと言いながら、新規に工事契約をした事業者にお花の植栽部分などをN I C O（株）に委託することを村が助言するという事は納得できません。設計が当社だったので、いろいろと大変なことは分かりますが、そうなったのも村の責任です。村民から誤解を招かないように、違う方法を考えることを求めます。村民への誠意をお示してください。

②現地にたくさんの方々に来ていただくために、農産物直売所あさまのいぶき、食事処水車の改善策を私も議会もしてきましたが、村は指定管理委託をしているのでと答弁してきました。村は、最終整備が終わったときに、現在のような集客状況でいいと思っていますか、お答えください。

③私は改善する必要があると考えます。嬭恋村の観光拠点としてふさわしいサービス、誰もが来やすくなる場所、そうした目的を果たすために今後どのような取組をするのか、具体策がありましたら説明を求めます。

以上、3つの質問に誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目でございましたが、地球温暖化で進んでいる状況で、嬭恋村でもクーラーが必要ではないのか、村長の考えをお聞かせくださいというご質問でございました。

伊藤議員のご指摘のとおり、今年の夏は嬭恋村でも記録的な暑さが続き、熱中症が心配されました。かつては嬭恋村にはエアコンは要らないと言われていましたが、現在新築されるご家庭には、ほとんどエアコンが設置されている状況のようでございます。

エアコンの補助制度については、県内の状況を確認したところ、省エネ家電に対する買換えの補助で対応している自治体もあるようでございます。吾妻郡内では、令和4年4月から中之条町が75歳以上の世帯を対象に、非課税世帯などの条件をつけ、補助事業を実施しているようでございます。

各家庭に設置することも一案かと思いますが、違った角度から考えると、日中の暑い時間には、公民館等の集会施設において皆さんの集える場をつくることにより、外出機会のきっかけづくりにつなげることや、各家庭で使用した場合の二酸化炭素の削減などを考慮するなど、地球温暖化防止を含めて考えていけたらと考えております。

いずれにいたしましても、土屋哲夫議員のところでもお答えさせていただきましたが、要検討事項であると思っておりますので、来年度予算編成に向けて、ケーススタディで他の事例をよく確認しながら、嬭恋村としてどうすべきかを決定してまいりたい、こう思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

第2点目の質問でございますが、非核平和宣言の村の看板を、庁舎の目立つところや国道沿いに設置したらいかがでしょうかというご質問でございました。

嬭恋村では、平成8年12月議会において陳情書が採択され、12月19日付で宣言が行われ、議会だよりにおいて広報した経緯がございます。さらに広報するため、庁舎や国道沿いに看板を設置したらどうかのご意見でございますが、村ではこれまでに9つの宣言がされておりました。令和3年度に各世帯に配布した暮らしの便利帳に、全ての宣言を掲載しております。また、暮らしの便利帳そのものを、村のホームページでもご覧いただけるようになっております。

現時点では、特定の宣言についての看板設置は考えておりませんが、昨今の世界情勢から、非核平和宣言を行っている村であることを知っていただくことは重要な課題だと思っておりますので、あらゆる機会を通じて広報していきたいと考えております。

第3点でございます。鎌原観音堂周辺整備の今後の取組についてでございますが、8月29日の臨時議会におきましてご議決賜りました工事請負契約の中には、浅間石を基調とした石壁、石畳等の工事のほか、木々や植物の植栽が含まれております。既に着工済みの工事や、加工・発注済みの材料や植物もあり、植栽の際には、植物の背丈の配置や色味のバランス等を考慮しながら、コンセプト図に沿って植栽するため、工事請負業者には、アドバイザーとしてコンセプト図の作成者であるN I C O株式会社のお話をさせていただきましたが、主要の箇所につきましては、工事請負業者にお任せしております。

村民の皆様のためにも、一日も早い工事完成をと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次の質問でございますが、鎌原観音堂周辺整備の今後の取組についてでございますが、農産物等直売所あさまのいぶき及び食事処水車の今後の取組等についてお答えします。

伊藤議員からは、指定管理者制度について幾度となくご質問いただき、その都度、指定管理者制度についてご説明させていただいておりますが、いま一度確認の意味で申し上げます。

指定管理者制度は、平成5年、2003年、小泉政権下における骨太改革路線の一環として、実際の財政難と経営効率化の観点から、民間活力の導入を進めるため、地方自治法の一部を改正し導入された制度でございます。本制度は、管理者の指定により、公の施設の管理権限を、当該指定を受けたものに委任するもので、指定管理者は、処分に該当する使用許可を行うことができるものとされ、自治体は、設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者を監督することとなるものでございます。

孺恋村食事処水車及び孺恋村農産物直売所あさまのいぶきにおきましては、それぞれ指定管理に関する協定書等により、民間事業者たる指定管理者のノウハウを活用しつつ、それぞれが地域の活性化に寄与することを、協定書において互いに確認しているところでございます。

さらに、公共性及び民間事業の趣旨の尊重の条項では、指定管理者は、管理業務の実施に当たって、求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重する。設置者である村は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとするを、明記しているところでございます。

両施設は、鎌原観音堂周辺の活性化を図るべく、集客手段の一つとして設置させていただいたところであり、その運営に当たっては、飲食の提供や野菜などの販売という専門性から、直営では成り立たないとの判断から、指定管理者制度による運営をしていただいているとこ

ろでございます。

より多くのお客様におこしいただくことは、指定管理者共々、共通認識として共有しているつもりでございます。伊藤議員のご指摘のとおり、現状に満足することなく、引き続き集客力の強化等について検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、具体策を説明せよとのことですが、本件について伊藤議員がご心配いただいていることは十分承知しているところでありますが、再三申し上げているとおり、指定管理制度によりお任せしているわけでありますから、村と指定管理者双方で協議しながら、進めるべきことであると認識しております。指定管理者にしても、大勢のお客様に会場いただきたい気持ちは当然お持ちのことと思います。

引き続き、鎌原観音堂周辺における交流人口の増加に向けて検討を重ねてまいる所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 1番の質問については、先ほどの……

○議長（佐藤鈴江君） 起立してお願いします。

○10番（伊藤洋子君） すみませんです。

先ほど土屋哲夫議員の問題と同じように考えて、要検討事項であるということを書いていただいたので、ちょっとだけほっとしているわけですがけれども、村長は、初日の行政報告で、本当にグテーレス事務総長も熱湯化しているとかというのをお話ししながら、一方で、このウクライナ問題で本当に諸物価高騰、エネルギーが高騰している中で、村民にもいろいろな支援をしなければいけないというふうな状況だということを表示しています。そのことを受けて、私はこの質問をしました。

確かに公共施設にやって、そこに行ける体制があればいいんですけれども、この婦恋村は広いので、それではそういった人たちに対して、どのような施策がいいと考えているか、検討したことがあるのかどうかお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに伊藤議員おっしゃるとおり、婦恋村広いものですから、車がなければ移動もできな

いし、公民館も数が限られているということは十分承知はしております。

その中で、提案しました公民館等に寄っていただいたらどうかという考えにつきましては、先ほど土屋哲夫議員のときに申し上げましたように、やはり通いの場でありますとか、外出の場をつくるということも含めた中で考えております。

J Aにお願いしていますミニデイでありますとかは、送迎がついているということもありますし、今、チョイソコつまごいも皆さんご利用になっているということですので、そういったものをまたご利用いただきながら、各地区の公民館を利用していけるようなことが理想かなというふうに考えております。

また、田代地区におけますサロンにおきましては、ボランティアの皆さん、民生委員の皆さんが、送迎もされているということでもありますので、各地区についても、そういったことを考えていただく場所があればいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ちなみにですけれども、例えば村内にいる子供たち、そして高齢者の方々、そうした中で熱中症で運ばれたというか、そういう症状が起こったという人数等分かっていたら教えていただきたいのと、それから、教育施設ではクーラーを入れるとき何度で設定しているのか、庁舎内は何度で設定しているのか、そういったエネルギーを大事に使うという点とでは、その2点はどうなっているか、説明していただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） ただいま伊藤洋子議員のご質問にお答えします。

子供たちの、今年暑かったわけですが、報告で伺っているのは二、三件ぐらいです。暑さで症状が出たお子さんがいるというふうに伺っております。

それと、温度の設定ですが、28度を推奨ということで運用しているということで、暑い日は多少下げたりとか、そういう形で対応するというところで行っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいま教育委員会のほうからご報告があった分につきまして、子供たちのことかなということですのでけれども、私が診療所のほうに救急車で搬送され

たりとか、熱中症症状の方がいらっしゃいましたかというような確認をしてみたところ、明らかにもう熱中症が疑われるという方は今年の夏は1件あったということです。

また、広域消防の婦恋分署のほうでは、明らかに熱中症の症状だったなどって搬送したのは6件だというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） この役場内も今年から私たち議員控会室にも……

○議長（佐藤鈴江君） すみません、マイク入れてください。

○10番（伊藤洋子君） ごめんなさい。

ウインドクーラーとかというものを入れていただいたんですけども、役場内も設定温度は決めているんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、設定することもできますけれども、ちょっと機能的に設定温度まで下がらないぐらいの、今能力というんですか、ウインドーエアコンについてはそんな状況ですので、朝、スイッチを入れる前に、窓を開けて空気の入替えをして、ある程度涼しくしてからスイッチを入れるというような使い方で、今やっています。まだ試行錯誤段階ですので、何度設定というところまでまだいっていないのが現状ですけれども、節電にも努めていきたいと考えています。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 村長のほうからも、これは要検討事項であるという言葉いただいたので、来年度予算にはきっと検討してくださると思うんですけれども、今各課長からご答弁いただいたやはり熱中症予防で搬送されることもあった、それから、各家庭が家にいることが多いということ。公共施設、公民館とかに行ける方とか、行っているときはいいけれども、それ以外のときも多いわけだから、これはぜひ検討して行ってほしいということを強く要望して、この1番のクーラー購入費補助については、終わりとします。

次に、非核平和自治体宣言のことですけれども、先ほど村長からも言われましたように、平成8年に議会で決まって、婦恋村も宣言をしております。先ほど村長の答弁では、いろいろな暮らしの手帳とかそういうところにうたっているというけれども、それは、一人一人が

見る。やはり観光客として多くの人々が寄ってくる、ここは本当に平和宣言しているんだなというのを分かってもらうためには、ぜひ役場とかにやっていただくというふうのを思っております。

先日、みなかみ町の庁舎に行ったときに、それが前面に玄関にあったので、私はすごくえらい感動をしたんです。そういった人が多くなると思いますので、それをお願いしたいというのと、なぜ今これをまた言うかという、ウクライナ問題が起きて、ロシアが本当に核を使用するかどうかという脅かしもしているときに、もしそれで核抑止力が、広島の実験でそれが決まってしまったんですけれども、そうなったら核をお互いに競争して使うようになったら、私たちは広島・長崎を二度と繰り返してはいけない、そういう思いの人が村長にも平和行進に協力いただいているので、ご理解いただいているかなと思うんですけれども。

それをより嬭恋村がそういう宣言している村だよというので、その辺をもう一度検討していただきたいと思うので、今日質問に取り上げましたので、再度村長にその辺の今のロシアによるウクライナ侵攻との関係でもぜひ考えていただきたいと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

非核宣言を大きな看板で設置するのはいかがかというご意見でございました。

先ほどは、嬭恋村のガイドブック、こちらのほうに宣言の一覧ということで掲載させていただいています。それと、ホームページにも一応出ております。

それはそれとして、伊藤議員は大きな看板はいかがですかというご質問でございました。

実は、私も埼玉県にキャベツをずっと持って行って、コロナが始まってからキャベツ持っていけないんですが、それは理由があるんですけれども、それはさておいて。

各市役所の市が40、22の町、1つの村があるんですが、結構大きな看板で非核宣言のまちとか交通事故撲滅宣言の市とか、いろいろな宣言があると。実は東御市の玄関の市役所の入り口に、青少年健全育成都市宣言のまち、健康づくり宣言のまち、平和と人権を守る都市宣言のまちと、こういう看板がエントランス入り口にあって、実はこれは以前ちょっと検討してみて、いずれ将来もしくはあれなら時期を見て、そういうものも看板で作る必要もあるのかなと、内部では検討したことも実はございます。

そんな大きなものを作る必要はないと思われませんが、一括で検討するのはいかがかなとは、

以前から検討しておったところです。特に、つまごい5つのゼロ宣言、あるいは嬭恋村人権宣言条例制定の村、あるいは美しいむら条例と、あるいは「嬭恋村防災の日」宣言と、10月12日は防災の日宣言、こういうものをしておりますので、何らかの形で将来役場のエントランスに、東御市と同じような形できれいに、こんな形といたらあれですけども、写真撮ってありますが、これは私が撮った写真ですが、こんなエントランスにこういう宣言のも一案かなとも思っています。

いろいろ参考にしながら、検討を加えてみたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 検討していただくということですので、期待をします。

嬭恋村は、9つの宣言がある中で、今、美しいむら条例の看板しか国道端にはないので、やはり先ほど村長言った人権宣言もとても大事な宣言ですし、そこら辺は庁舎内の皆さんにいろいろ検討していただき、ほかにホームページ上とか暮らしの手帳とかではなくて、より広い方に広報するという、そういう意味での検討をこの場では求めておき、この質問は終わります。

3番目の鎌原観音堂周辺整備の1番ですけども、8月29日の議決のときに、私はN I C O（株）との関係を、村が契約を一旦切ったのになぜやるのかというのを言って、法的にはどうなのかというのを言ったら、未来創造課長は法的にも問題ないと言ったけれども、もう一度調べてみてくださいかという質問をしておいたわけですけども、その点は再度調べていただいたのかどうかお答え願います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、詳細については大変申し訳ないんですが、調べてはございませんが、これについては問題ないという見解であります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 調べていないけれども、問題ないと言えるという言葉、私は一番法的なことをお聞きしたかったんですけども、一応ちょっと聞くと、法律家でも何でもない方だけでも、一旦契約を切った方になぜ村がまたそういうことを、今度工事を請ける人にやるようにとアドバイスをしているというのはおかしいのではないかという声もありました

ので、私は感情論とか何かではなくて、でも、村民感情としては、それは何か納得いかないねというのが多いわけです。

だから、その辺で私はこの議場で言えるのは、法的に問題があるかどうかしか問えないので、改めて8月29日に再度調べておいてくださいとお願いした件をお聞きしたかったんですけども、本当に調べてなくても問題ありませんという答えでいいのかがまた疑問になりましたけれども、それでいいんですね、担当課長さん。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうで、N I C Oとは契約はいまだにしておりません。ですので、契約以前の問題で、こちらのほうには今後について影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、法的には問題ないということはここできちんとお聞きしたんで、それ以上は言いません。

ただ、私は、8月29日の全員協議会するときにも言いましたけれども、設計はN I C O株式会社で、それで今度はN I C O（株）とは契約を切ったから、施工管理は村が行うようになると。村が行うようになったというのは、先ほど村長が土屋幸雄議員のときに答弁していたけれども、村も設計を一から十まで全部見てご存じのわけですよ。

そうすると、施工管理責任者としては、背の高い植物も低い植物も全部私も記憶しているけれども、名前を書いて植栽の地図があったので、私は村が本当にこの責任を取るなら、もうN I C Oとは関係なく、施工管理の部分できちんとやるのが、村民との信頼感をつくるためにもいいのではないかというので提案なんです。

やはりまだまだ村の人たちの中には、なぜN I C O（株）をまるきりさらに切れないのかというのが疑問として残っているので、この際村が頑張っって、施工管理する立場としてやるのが、結局は新たに受けた事業者が、N I C Oさんに何らかのお金を払うわけですよ。それは結局、村から出たお金で払うわけだから、契約の関係はないけれども、そういうつながりがあるようになってしまうから、そこら辺もきれいにするというのでは、村が施工管理で責任を持つのがいいのではというのが私の考えですけども、それはできないのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

以前よりこちらのほうでご説明をさせていただいておりますが、現在、鎌原のほうに仮植してある植物が3,000株で70種類、それと、木につきましては、100株が7種類ございます。これらの植物、木々を全てこちらのほうで把握して、どのような背丈になって、どのような花が咲くかということ、大変申し訳ないんですが、私どもではちょっと把握するのが困難かというふうに考えております。

そこで、請負事業者の方もその辺は大変心配しております、こちらのほうでコンセプト図を作ったN I C Oのお話をさせていただいたというところは、先ほど村長の答弁でお答えさせていただいたところではございますが、このN I C Oを起用する、しないにつきましては、業者の方にお任せしておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、これからの工事をする業者さんがきちんと行ったというものの施工管理のほうの責任は村が行うというのでは、村もそれほどの自信がなかったから、結局今度の業者さんにN I C Oさんをアドバイスしたというそういう事実であり、もう自分たちとしては無理なことだというふうに今ここで答弁いただいた、そういう認識でいいんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

この植栽に関する部分、また、植物の種類に関する部分につきましては、私を含めてその特性を知る職員が、申し訳ないんですが、能力不足で全てを把握するということは多分困難ではあると思います。

これは、最初からこの特性を調べて、この花を熟知した上で指導できれば一番いいんですが、大変申し訳ないんですが、その部分については職員のほうも知識がちょっと欠けていると感じております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、今の未来創造課長の答弁も分からなくもないんですけども、私もお花のほうに関係しているので、ボランティアの方々も結構分かる方がいらっしゃると思うので、そうした方々と力を合わせてできないかという思いもあったので、ちょっと何度も質問しましたけれども。

ただ、こういう事態になったのは、ほかの議員も言ったように、やはり村が最初に条例・規則、そういうものに違反して起こったことだということだけは当局にきちんと認識していただきたいという思いを込めて、それでは①番は終わります。

次に、②番ですけども、先ほどからも言いましたけれども、指定管理委託契約としてというところで、すぐなかなか言えないというふうにやっているけれども、先ほど村長が、監督責任といろいろあるというのは、公有財産の原理のところを書いてありまして、ただ、あまりにもいろいろこれはどうかなと思うところがあったら、村長は長として指定管理に、一応申すことができるというのも、条例の中でうたわれております。

それで、村長も先ほど、今のような集客状況でいいとは思わないと言った。やはり6月議会のときに報告されて、2つの施設とも大変な赤字を抱えているわけですよ。そのままでやっていたら、指定管理頼むのも申し訳ないような、私は気持ちで受けていたので、村長が先ほど述べていたけれども、本当に一緒になって協議すると言ったけれども、あそこの場所を造る目的が、あそこに集客と雇用の場をつくるというのが、議会がずっと申してきた目的なわけです。

それを果たすために、私はあそこをもっと活性化しなければ、本当にただ施設を造って、箱物を造って、お客が来るわけではないから、そこら辺で当局に期待するわけですけども、指定管理に頼んでいるからというのではなくて、今後、集客状況を増やすために、では当局としては何を考えているかご答弁願います。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

当局として何を考えているかということですが、再三、村長の答弁のほうにもあったとおり、これは二人三脚ではないですけども、再三申し上げておりますけれども、指定管理と同じ歩調でいかななくてはいけないことだと思ひまして、村長の答弁の中にもあったと思ひますが、素人である我々が、こういうものがどうか、ああいうものがどうかというよりも、お互いの話合いの中でこうやったらいいということの手助けをするというような形を

取るのが、私は一番いいんじゃないかと思っております。

伊藤議員からも再三言われておりますけれども、協議会があるところでは協議会の中で、ない場合については指定管理者との日常会ったときなどに、こんな意見もあるよというようなことは伝えさせていただいているところでございますので、ご理解賜ればと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 議会が再三お願いしてきたのぼり旗とかいろいろなことも出たり、今度キッチンカーも出たり、少し改善は見られているんですけども、先ほど述べたように、赤字の状況のわけです。

そうすると、予算に計上された使用料もゼロ円にしている。そういう中では、やはり村民としては、予算に組まれた使用料までも取っていない。あさまのいぶきのほうは、むしろ村が小売業者さんと、中に契約した20%手数料のうちの10%を、また村民の税金を使って補填しているというところでは、活性化して村にいいことになりそうにしないではいけないところを、また村がお金を補填しなければいけない状況は何かしなければいけないというのが、私の強い思いなのです。

③番に移りますけれども、村長もいろいろ考えていくと言ったんですけども、これまでにあの場所にお客さんを呼ぶために、プリンスとの話合いをして、県道昇格をしようとかいろいろなことを話し合ったんですけども、その点についての村長の考え、あそこをもっとお客様が寄りやすくするためにどうしたらいいかという、もっと大きな視点での考えがありましたらお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員のご質問のときにも、今までの大ざっぱなといいますか、大局的な経緯はお話しさせていただきました。

あそこを何とか活性化しようということで、今までいろいろ取り組んでまいりました。土地の購入や改修等、創作実習館や食堂の改修、拠点整備交付金4億3,000万円で整備してきたということで、これも鎌原の観音堂を中心として、そこに社会教育・歴史をしっかりと残し、後世に伝えると。

なおかつ、あそこを発掘調査した最初の頃のように、資料館にピーク時5万8,000人お見えいただいた。でも今は、1万数千人しかお客さんが来ていないという現実もあるので、あそこをやはりリニューアルする中で、新たにまた、資料館にもお客さんが来ていただけるよ

うに、また、リニューアルすることによってリピーターがお越しいただくようにというように、また、整備してまいりました。

また、指定管理制度は、先ほども説明させてもらいましたが、いわゆるリーマンショック以降、官が造ったものなんだけれども、官の造ったものはなかなかうまく運営できない施設が多い。したがって、民間のノウハウを活用した形で、官の造った施設を有効活用していただきましょうというのが、本来、制度の趣旨であります。

群馬県の県有施設がそういうことで、ベイシアホールなども今は委託していますけれども、いろいろな形があり、穂高のスキー場ですか、ああいうのもみんな委託していますけれども。

我が村でも同じように、官が造ったんだが、なかなかうまくいかない。したがって、民のほうにお願いしようといったのが、今の水車とあさまのいぶきというこの2つの施設でございます。民間のノウハウもある方々でございますので、我々も協力しますが、お互いしっかりと協議をしながら、ぜひともいい形であれが運営できるように、議員の皆さんからいろいろな提案をいただきながら今は取り組んでいきたい。

それから、運営協議会ができておりますので、運営協議会の中では営業の成績等も議論し、何がいい、どれがいいというお話もさせてもらっている中で、先ほど伊藤議員からもご指摘あった村の負担金ですか、水車に対する、あれもその中で決まったことであります。

いずれにしても、我々だけがでなくて、我々は指定管理をお願いしているわけでありまして、村が造ったんですが、民間のノウハウのあるところをお願いをしておると。

さらにみんなでまた、これから地域計画を、あと、残った事業がありますけれども、それもよく勘案しながら、これから6年後ぐらいになると思われますが、今取り組み始めております地域計画もしっかり仕上げ、国の指定の文化財になるように取り組んで、そして後世にしっかり継いでいけるように、あの周辺を、するのが、我々の任務だと思っています。

いずれにしろ、指定管理を受けたほうの方々が、やはり収益も上げられてという形になるには、お客さんも来なければならないわけでございますから、これは官民協力し合って、お互い知恵を出し合って、あそこをみんなで盛り上げていくという責任があると思っていますので、議員の皆様方のご理解とご協力も切にお願いしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、指定管理契約の趣旨は分かっております。村長が言うように、民間の活力を生かして、その施設を盛り上げるためにやっているわけですがけれども、今その

施設にまた村の税金をつぎ込まなければいけない状況だということを、私たちが何とかしなければいけないということで、私はいろいろ提案させていただいております。

それで、先日あそこの有料道路というか、こちらのハイウエーを通ったときに、地域おこしの皆さんが、元鎌原ドライブインのところで車の台数調べをしていたらば、一応今のところでも、あの当時だったら1日1,000台ぐらい通っているというんで、ああ、結構通っていることを、この数字だけではとても駄目だというようなことを、地域おこしの方々も言っていました。

そうすると、先ほど村長に言ったんですけれども、あそこを土屋幸雄議員からも出されたりして、これまでも何回か話したけれども、やはりあの道路をもっと軽井沢から来やすい道路にするというんで、県道昇格もプリンスと話し合おうかということも出されたけれども、その点についての動きは、村長、何かあるんでしょうか。

議員の私どももついていくならどこまでもついて行って、それは交渉に行きますというお話までしているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 株式会社プリンスホテルさんが所有する有料道路であります。有料道路については、国土交通省の許認可で許可を得て運営しております。

それを、こっちが勝手に県道昇格と言いましたが、県道にするのか、国道にするのかという話もありますが、願いは今までもしてきていますけれども、他人様の道路を勝手に嬶恋が県道にしる、国道にしるということは、あまりにも失礼過ぎまして、私はできないと思っています。

ただし、協議は今までもしてきていますし、株式会社プリンスホテルの当時は本社までお願いにも行った経緯もございます。

ただ、他人様の所有権でございますから、勝手にはできませんから、お話しはしっかりとアポイント取って、事前にこういう趣旨だということも伝えて、了解がいただければ進めてまいりたいと思っています。

伊藤議員が個人で、共産党でやるというなら、それはそれでも可能かも思われます。政党でございますからね。

我々は、しっかりと議員の皆さんにも協議しながら、特に大野議員さんは万座でプリンスさんとも関係も深いということで、大野議員とも相談しながら、また機会を見てお願いをし

てまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、村長が、共産党が行くならと言ったけれども、それはちょっと侮辱だと思います。私は今、婦恋議会の議員として、何とかしたいという思いでお話ししたんで、その点はちょっと取り消していただきたいと思います。

それでは最後に、私はもう一度お願いしておきます。

先ほどの商工会から出た要望書も、上信道が通ったらという心配もしております。そういった点も含めて、私は県道昇格のことは本当に、村長は個人的にどこでやっているかも報告もしていないから分からないんです。

ただ、議会としては一緒に行きましょうというのは、何回かこれまでも出てきましたので、プリンスさんとの話合いとかいろいろして行って、本当に県道昇格して上信道ができてという、そういう大きな構想を持ってきちんとやっていかなければ、絶対あそこに人を呼ぶ、車を呼ぶということはできないと思いますので、その点を今後真剣に話し合って、プリンスとの話合いにも必ず私ども議会でも行くと思っておりますので、声をかけていただくようにそれをひとつ要望しておきます。

もう一つは、先ほど運営協議会は、あさまのいぶきの運営協議会ですけれども、今度、あそこの場所を本当に最終的に整備を終えたら、やはりもっと直売所、水車、資料館友の会、地域交流センター、鎌原地域活性化協議会など、もっと大きな協議会を開いて、この場所を本当にみんなでどういう場所にしていこうかという広い意味での協議会を設置してやっていかなければ、これまでかけた12億円のお金が無駄になるような気がしてしょうがありません。私は、村民から頂いた税金は本当に少しでも有効に生かしたい、その思いでこの質問をしておりますので、今の2つの要望をして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、伊藤洋子議員の一般質問は終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、11番、大久保守議員の一般質問を許可します。

大久保守議員。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき、一般質問をいたします。

質問する前に、質問中の文中の中に辺地債とありますが、これを過疎債と読み替えていただきたいと思います。

それでは、第1に、公共施設整備及び財源について質問いたします。

村が公共施設再編を進める中、いよいよ新婦恋会館の事業がスタートいたしました。

婦恋村公共施設等総合管理計画書によりますと、施設管理費について、特に具体的な金額はありませんが、財源等について、現在の歳入歳出のバランスを保つためには、更新等の費用を年間5億8,000万円とすると、2億6,000万円の縮減しなければならない。また、そのためには、単に施設建物の延べ床面積を、現在の30%以上の縮減が必要であるとも記載されております。

平成18年から令和2年度の間、歳入歳出についても触れており、自主財源が34から53%、依存財源が47から66%と記載されております。令和4年度の決算書から見ても、自主財源34%、依存財源が66%となっております。今後、労働力人口も減少していく中、自主財源を確保するのは容易なことではありません。

基金においても、現在、一般会計基金は40億7,850万円、特別会計を入れても49億2,979万円とあります。それに対して、債務額は、一般会計で62億2,230万円、特別会計を含むと86億1,603万円であり、基金との差額はマイナスの36億8,624万円とあります。

村長は、基金が49億円ありますと言っても、数字の上では債務のほうが多額になっております。

このような財政の中、文化会館の建設に踏み切りました。その後も、順位からすれば役場庁舎の更新作業が始まります。会館建設の資金は過疎債で賄うとの話ではありますが、会館については資金のめどがつかますが、その後、庁舎等の財源については、見通しがついておりません。

そこで第1に、文化会館の建設費は15億円との試算がありますが、まだ最終の結論は出ておりませんが、どの程度の出費額を見込んでおられるのかお尋ねいたします。

第2に、過疎債を活用するというところで進んでおりますが、充当率は100%だと思いますが、それでよいのでしょうか。また、その事業の形態などはどのような形態になるのかお尋ねいたします。

第3に、次の再編計画では役場庁舎の番であります。過疎債のような補助制度は多分つかないと思われませんが、現在の財政でどのように進められていくのかお尋ねいたします。

第4に、役場の建て替えを前提に、唐突に大前地区の細原に建設すると述べられましたが、庁舎は村民に広く意見を求め、大所高所から進めるべきなのに、どうして自分の考えだけでするのか。また、大前地区から細原にどうしても庁舎建設をしてという声もあまり聞かれません。どうして細原を主張なされておられるのか、お尋ねいたします。

第5に、私は議会において、役場庁舎の基金をきちんとすべきであると主張してまいりました。当局の答弁では、考えなくてはならないと思っておりますと述べておりますが、いまだに創設されておられません。どうしてなのかお尋ねいたします。

次に、観光大使についてであります。

孺恋村では観光大使を任命しております。これも村長の肝煎りでスタートいたしました。この観光大使とは、観光地の振興のため、観光地の象徴的存在として広報活動に携わることです。この選定については全協で、人選については村長が決めている、課長たちとの協議はないと述べられました。

自治体によっては、人選に当たって条例を定め、議会承認を受けているところもあります。

そこで、観光大使の任命につき、単なる村長のお友達、知人で人選していることにならないのか、また、実際にどのような活動をなされておられるのか、そして、条例もしくは条例がきつければ、規則できちんとルールを定めるべきであると思っておりますが、この辺についてもお尋ねいたします。

最後に、青山地区についてであります。

私はこの問題について、何度か質問いたしてまいりました。

孺恋村において、中心地に62ヘクタール、国土省が一部、5ヘクタールですか、使用するので、面積は若干狭くはなりますが、将来のため子供たちのためにも取得すべきであると主張してまいりました。

現在どのようなお考えなのか、また、取得はいたしますという答弁もしておられましたが、村長のお考えをお尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の質問でございますが、公共施設整備及び財源についてというテーマでございました。

初めに、新婦恋会館建設費を、最終的にどのくらいの額を見込んでいるのかとのご質問でございました。

当初建設費は15億円程度と見込んでおりましたが、物価高騰の影響などもあり、現時点で数億円程度の増額が見込まれております。さらに、商工研修センターの用地購入及び建設工事をはじめ、駐車場の拡張工事や吾妻川の氾濫から守るための防災対策など、新婦恋会館建設に伴う関連工事費が必要になります。全体の事業費はまだ確定はしておりませんが、27億円程度になると考えております。

次に、2点目の過疎債の充当率と事業の形態についてのご質問でございますが、過疎債の充当率は100%で、元利償還時に国が70%分、地方交付税として負担することとなっております。

今回の施設は、地熱利用などの一部を除き、国庫補助の対象となる施設ではありませんので、過疎債をできる限り借りるということとなりますが、借入限度額は残り12億円強でありますので、この12億円に対しての実質的な村負担額は30%の約3.6億円となります。この12億円を超える事業費については、文化会館建設基金から4億6,000万円、その他は一般財源で負担することとなります。

次に、3点目のご質問、役場庁舎の建設は現在の財政状況で可能なのかとのご質問でございました。

現在の新婦恋会館の建設及び関連工事や各種インフラの維持管理、災害復旧工事などに多くの費用が必要になっていることから、現時点では計画を先送りせざるを得ないと考えております。

個別施設管理計画では、役場庁舎の建設は、令和7年、8年で行う予定になっておりますが、現時点で新婦恋会館の完成が令和7年8月末になる見込みであり、全体的に完成が遅れることが確実になっております。また、財政的にも、当初考えていた事業費を大幅に超えている状況であり、計画どおりの整備は困難と考えております。今後、適宜見直しを進めてまいりたいと思っております。

次に、役場庁舎建設の基金が創設されていないのはなぜかというご指摘でございました。

基金の創設でございますが、創設をしたいと考えております。

かつて平成17年度にスキー場事業会計の一時借入れを解消するため、少額の基金を統合し

た上で活用した経緯がございますが、役場庁舎の建設には、莫大な費用が必要となります。現在、振興開発基金がございますが、この基金から庁舎建設基金として分離させた形で創設し、建設が可能と見込まれる目標額を設定する中で、積立てを行っていきたいと考えております。

現在、平成26、27、28だったかと思いますが、5,000万円、8,000万円、1億円ということで、2億3,000万円につきましては、この振興開発基金の中に入っておりますので、さらに精査、整理をし、しっかりとした基金という名目に組替えをしてみたいと考えております。

続きまして、観光大使についてでございますが、当村の観光大使は、孺恋村キャベツ大使という名称で活動を行っております。

1つ目の観光大使の任命方法についてでございますが、当村に関わりの深い方や各方面からの推薦をいただいた方々と面談を行い、任命しております。

2つ目の実際の活動ですが、次に掲げる事項を行っております。

1つ、孺恋村の魅力を積極的に国内外に紹介する。2つ、孺恋村のイメージアップにつながる活動をする。3つ、孺恋村の観光、村づくりに関する提言や情報を提供する。以上3つについて、自発的に活動を行っていただいております。

また、大使の任期につきましては、任命の日から2年目の年度末までとし、再任は妨げないとしております。報酬につきましては、無償でお願いをしております。

3つ目の条例、規則でのルール化についてでございますが、今後は、群馬県のぐんま特使設置要綱や近隣町村の要綱などを参考にしながらルール化していこうと考えております。

青山の土地についてどのような考えなのか、また、取得をするのか否かというご質問でございました。

青山の土地につきましては、本年度、国土交通省によるストックヤードの建設が計画されております。国土交通省利根川水系砂防工事事務所によりますと、建設予定地は、現在、砂防指定地に指定されているものの、林野庁から国土交通省への所管替えの事務が進められているところであり、工事着工は所管替えの後とのご説明を受けております。

村では、平成27年度に道の駅構想の検討を開始し、用地購入に向けた境界測量などを実施したところですが、本村並びに周辺住民の安心・安全を図っていく上で、火山防災の拠点整備を早急に進めていくことが重要と判断し、平成29年度に、国土交通省に先行してストックヤード等の整備工事を進めていただくことになったものでございます。

国土交通省の工事が完了した後には、県道沿いの土地を購入し、有効活用を実現したいと考えておりますので、今後におきましても、利根川水系砂防工事事務所との連絡を密にしながら、工事の進捗状況を注視し、都度議会に報告をさせていただきながら、活用計画を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔「村長、あれが抜けています、大前」と呼ぶ者あり〕

○村長（熊川 栄君） 大前、ちょっと待ってください。すみません。

大前の細原地区でございますが、大前区の皆さんより、前議員さん、現職の議員さん、あるいは区長さん及び建設委員長さん等の要請も受けまして、地縁団体大前から大前区に名義変更をお願いしたいという要請を受けました。

何十年という長い間、活動してきたのであるが、なかなか現実、手続が進まないという要請がございました。

大きく分けまして、あそこには3筆ございます。1筆目が地番が1601です。2筆目が1600の7、もう一つが無番地28ヘクタールということでございました。

1601につきましては、大前に在住する78名の方々の共有地でございました。これは既に地代を取ったり、お金を徴収しておりましたので、証明がすぐできるということで、これは名義変更が大前区にすぐに変更となりました。

1600の7につきましては、三角の土地であります。一時、農林水産省の土地であろうという話でございました。これにつきましては、民法162条、弁護士とも相談して、この主張をお願いをしましょうやということで、今年の3月29日にやっとな陳情、県にもお願いをし、関東農政局にもお願いをして、今年の3月29日に大前区に返還、名義変更はできました。

残り28ヘクタールにつきましては、公共施設をもし造るんなら、村のほうに3ヘク、あるいは5ヘク無償で寄附をしますよ、ついては協力をしていただきたいというお話を関係する皆様方からいただきました。

私だけではなく、関係する私どもの課長も一緒に同席し、そして、要請活動には、群馬県農政部、前橋市の法務局、関東財務局前橋事務所、あるいは関東財務局、大宮です、等にお願いをし、28ヘクタールにつきましても、いよいよあと手続だけの段階になって、地縁の大前区の名義に、名義変更が今手続中であります。

区のほうでは5ヘクタールぐらいまでは無償でぜひとも、公共施設再編、統合というのであれば提供しますというお話もいただいています。

この件につきましては、一昨年の12月議会でも土屋議長さんでしたか、公共施設視察という事で、青山を視察したり、先ほど一般質問でありました青山を視察したり、一応、細原のほうもそういう説明をしながら当時の議員の皆さんにも現場を見ていただいたという経緯もございます。

何で青山かということは、まだ全く急に私が青山と言っているわけではなくて、上信自動車道は鎌原まではインターチェンジが1本の線に確定し、今お願いしておるのは、鎌原から田代までの間であります。その間にどこにインターチェンジを造るのかということは、県のお越しいただきまして、地域の区長さんでも毎年協議をして、今日まで来ております。

西部4地区の区長さんも入った会議で、積み重ねてきておる中で、大前につきましては細原、大笹につきましては大笹・北軽井沢線、これは当然でございます。主要地方道との交差であります。それから、田代につきましては田代のしかるべきところということで協議をしてきております。

その辺も決まってきましたので、どこに公共施設再編計画の拠点を造るかについては、細原も一ところの一応候補であるということで、私はお話をしてきていたつもりです。また、大前区の方々もおおむねそう思っているのかなと推測は当然しておりますが、最終決定ではもちろんございません。みんなをよく協議をし、そして、集約的にどこが一番利便性が高いのか、村民にとって一番いいところはどこなのか、そういうこともしっかり勘案しながら、意思決定をしてみたいと思っております。

ただし、候補所を無償でくれるということでもありますので、候補所の一つであるとは私も思っておるところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） まず、1番からいかせていただきます。

会館、当初は15億円程度であろうと。私も当時は15億円はちょっと無理だろう、20億円ぐらいかかるのかなという気がしたんですけども、今、村長の答弁ですと、附帯工事を含めて27億円かかるということになると、もうとても財政的にきついなというような感じになります。

実際に27億円かかるということは、先ほど過疎債の話も一緒にさせていただいたんですけども、充当率100%としても、一般から4億6,000万円ぐらい出さなければいけないと。

12億円のお金は過疎債で充当できるというような話なんですけれども、とてもとても。

文化会館につきましては、どうかこの27億円はどうしてもつくらなければならないし、もう工事は進めてはあるわけなんですけれども、これについて今、見解が出ている中で、実際には過疎債を使うということであるのでありますから、これは村長言うとおりの、どうか賄えるのかなと私も思うんですが、次に役場の建物になると、今、村長が、実際には令和7年、8年で確かに村の計画ですと建てるようになっているんですけれども、これを先送りしなくてはならないという話になると、とてもいい補助がないと思うんですけれども、そこら辺はどんなようなお考えでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 基礎的自治体は、全ての自治体、東京都23区を含めて1,742、全て公共施設再編計画をつくりなさいということで、我々嬭恋村もつくってきて、役場につきましては計画にありますとおり、令和7年、8年に完成すると計画ではなっております。

しかしながら、もう大久保議員ご指摘のとおりであります。もう既に嬭恋会館自身が遅れております、計画を見れば。前からの議員さん当然分かっておると思いますが、平成29年の3月議会で計画をつくり、令和元年3月議会で個別計画を既に、議員さんは当然確認していただいていますし、また、パブリックコメントを出して、村民も伝えてあるわけでございます。その結果からいくと、既にもう遅れておるということでもあります。

もう一つ、財政の話であります。今後20年間5億円ずつかかりますよというような財政の担当が、前議員さんがいるところでは既に説明を1回しておると思いますが、これは本当にお金が全く足りない。ない袖は振れない、あるいは入りを量りて出ざるを為す。

何でも配れとか造れとかというのは簡単ですが、やはり昔と同じように、夕張か嬭恋かと言われるようなことになって、職員の給料を10%カットとか、あるいは村長の給料の35%カットとか、こういう不名誉なことは絶対なしてはならんこう思っております。

そういう意味で、現在もう既に遅れておりますが、何とかしっかりとした計画をつくって先送りしながら、財政をしっかり確認しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

それと、財政の話ですが、過疎債が12億4,000万円と。全て過疎債は使わせてくださいということで、議会にも以前お話しさせていただきました。プラス、先ほどちょっと申しましたが、5,000万円、8,000万円、1億円、1億円で、3億3,000万円。プラス、令和5年度当初予算で1億4,500万円ですか、これも入れさせてもらっていますので、4億6,000万円から

7,000万円ぐらいの、過疎債プラス、今言った金額を足しますと17億4,000万円ぐらいお金はあるという計算で、これは以前にも説明をさせていただいております。

ただし、ここに来て、商工会館の商工センターを別に建てなさいよと、あるいは、駐車場は地盤も悪いので駐車場もしっかり造ろうやと、あるいは、吾妻川の河川、安心・安全のためにかさ上げしようやというような話で、総務課長いろいろ調べて、ざっくりで大体27ぐらいかなということであります。そういうことで、非常に財政的には厳しいと思っております。

したがって、計画どおりには進まない。ただし、必ずやっていきますけれども、法律で耐震をやるかといったら、耐震ではなくて建て替えをしましょうやということでスタートした考えでございますから、耐震をしないで嬭恋会館も建て替えるということで計画をつくってきておりますので、先送りしながらも財政をしっかり勘案しながら取り組んでまいりたい、こう思っていますのでご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） ない袖は振れない、確かにそうなんですけれども、最近のを私調べて、この近年に14例の文化会館があるんですけれども、その大体平均値をすると、坪単価が大体23万円ぐらいなんです。そうすると、今回計画している建物が、大体647坪ぐらいで、坪単価で掛けていくと大体15億円か、大体当初の試算は合っているんですね。

ただ、設計している中で、過度な設計があったのかどうかというのは、ちょっと見る限りはそんなないと思うんですけれども、地下を造るとかそういうのがあると、やはり単価が上がってくるんで、実際には。あそこまでくるともう実施設計なんで、過度の設計というのはもう省かれているのかなと思うんで、確かに当初から見ると妥当な数字が、村が出したのかなと、15億というのは。そう思っているんですけれども。

その中で、1つは、役場のほうも自分調べてみたんですね。役場は、現在、この役場の総面積は2,135で、大体843坪ぐらいあるんですね。この近年の各役所、14例ぐらい調べたんですけれども、おおよそ坪単価からすると、165万円なんです。そうすると大体14億円ぐらいで建つには建つんですね。

だから、過度な設計なしで基本的にやると、大体十四、五億円で今の面積ですね。ただ、今の面積が足らなければ、やはりそれは多くなるし、複合施設をつければそれなりに増えていくという感じなんですけれども、過疎債で調べてみたら、公共施設等の適正管理の推進という中で、集約または複合化事業というのがあって、充当量が90%なんですけれども、そういう事業があるんですね。

ただ、なぜ文化会館、村長が急いだということは、過疎が外れて特例の5年間の間に、設計図等を持ち込んでいなければいけないというのがあったんで、多分文化会館はこれだけ急いだと思うんですね。そこら辺はどうですかね。そういう理由があったということですか。

〔「事務局長、分からないか、今の質問」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔「過疎債において、5年間のうちにしなければいけないんでしょう。旧法でいうと」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 過疎債の使い……。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 過疎債につきましては、原則全村について、どの事業にも使える最高に有利な起債であります。10億円で使えば、7億円を国が最終的に補填すると。実質3割、村が持ちなさいよという起債であります。もっと有利なのが辺地債です。田代、干俣、今井等が辺地債に入っていますが、辺地計画を策定して、その地区に使える辺地債の使える事業であれば、8割が補填されます。そのほかに、消防のそこに孀恋分署がありますが、あれを建て替える防災とか消防に使うには、その起債が認められます。これも8割が補填される。

こういう起債を認めていただいて事業をしましょうということで、ご存じのようにもう何回も説明しておりますが、わが村は過疎から外れます。わが村は人口要件が外れました。それから、群馬県では上野村が財政要件から外れました。35町村のうち、孀恋村と上野村が、過疎債が使えなくなったということでもあります。

それで、過疎債が使えない。今後、ただし5年間のうちについては使えますよというのがもう限度がありまして、最大使えるのはもう議会に説明何回かしていますが、12億4,000万円までですよ。その全てのお金を孀恋会館に使いますということも、もう何回も議会には説明してきておりますので、過疎債はこれが最後であります。7割は国が補填してくれると。さっきの説明でも答弁はさせてもらいました。辺地債ではなくて過疎債ですね。それはそれでいいと。

ただし、では、何か補助金ないかということですが、基礎的自治体が大地震の東日本地震があったので、公共施設、高度成長に造ったものを全部見直して、公共施設再編計画をつくりなさいよということによって、そのとき、役場と孀恋会館は建て替えましょうと。耐震で1億円、2億円、3億円かけてこの役場をやるのではなくて、孀恋村のこの役場古いから建て替えましょうということで、議会の皆さんとも了解をし合って、計画をつくってき

たわけであります。

ただし、国がこういうふうにかうしなさいよといったときにすぐやれば、現在皆さんご存じのように、昭和村と川場村、役場建て替えています。これはすぐ計画をして、すぐ立ち上げたので、それに対する補助金があるんですね。

だから、村はもう既に時間が経過しておりますので、役場建て替えあるいは婦恋会館建て替えについての補助金は使えません。したがって、財政は非常にタイトであると、しかも過疎債が今度使えないと、こういうことをございますので、いずれにしても非常に造るについては、その後のもの、新婦恋会館までは何とかできたけれども、その後については、やはり入りを量りて出ざるを為す。歳入をしっかりと確保して、歳出をしっかりと固めていくと、こういうことになると思われますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今聞いたのは、確かにその話なんですけれども、婦恋が過疎から外れたのは令和2年でよろしいわけですね。令和2年。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 今のご質問につき、言われるように、過疎から外れまして、計画とすれば、令和3年度から令和8年度までの6年間で、15億円まで起債できるというふうになりました。

先ほど村長が言ったとおり、もう既に3億近く過疎債使っていますので、残りが12億数千万円あると。それを新婦恋会館に全て借入れで活用するという計画であります。

それから、あと、庁舎建設につきましては言われるとおり、婦恋のほうは有利な補助の対象に間に合わなかったということで、今、昭和村とかありましたけれども、そちらのほうはそういった制度を利用して、今建設が進んでいるということだと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） そうすると、令和3年から7年間、旧法で5年間ではないですか。6年間。

〔「8年度までの6年間」と呼ぶ者あり〕

○11番（大久保 守君） 6年間ですね。

そういうことだそうなんですけれども、私が思ったのは、例えば役場機能緊急保全というのがあったとすれば、両方使うのかどうか分からないんですけれども、残念ながらその間に、役場の基本図でも出しておけば補助がついたのかなという気がしたんですけれども、そうもいかなかったようなんですけれども、計画的にやるということはしようがないんですけれども、袖は振れない、お金がないものはしようがないということなんですけれども、基本的にはあそこにも書いてあるとおり、300床ですか、床面積を取らなければならないというような書き方もしてあるんですけれども、今後、建物を捻出していく計画というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） これから関係者の皆さんにお集まりいただいて、手戻りのないように進める必要があると思いますけれども、まず、先ほど村長言ったように、基金が足りないということで、基金の残高を増やしていく努力をして、それから、例えば先ほど15億円と言われましたけれども、15億円プラス、それからこの解体だとか外構だとか合わせると、さらにもっと必要になると思います。そういったものを全て関連工事を見込んで、基金の積立てをしないと、先には進めないのではないかとというふうに考えております。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） そうすると、こういうふうには出るけれども、役場の移設なり建て替えなりそういうことは、もう当分の間できないと。今、村長言ったとおり、会館がきちんとできて、基金を見てやるということですね。

さっきの笑い話ちょっとしたんですけれども、国はどんどん赤字国債をつくると。お金をどんどんつくって、赤字を増やして行って、地方なりに流していくんだけれども、地方は基金をどんどんためていくと。それはおかしいではないかという意見があるというような話がありましたけれども、ある意味ではそうなんです。だから、基金はあまりためるとおかしいというのは、国は目をつけるというふうな時代が来るかもしれないですけれども。

今、言うとおおり、たしか基金もあれですよ、残高高くなると何%か何かで止められるとか、何かありましたですかね、そういうのが。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、財政調整基金のことかと思うん

ですが、ただ、全体的に見ますと、ほかの基金に振り替えれば、その辺はため過ぎだとかということはないと思うんですね。

去年から、臨時財政対策債という地方交付税に代わるものが今まで二、三億あったのが、昨年度6,000万円、今年はその半分の2,900万円ということで、かなり減らされております。

ということで、地方交付税自体も徐々にこれから引き下げられていくという見込みでありますので、多分、今言われるように地方が基金残高を増やすということに対して、そういったことでちょっと国も引締めに入るのかなということも予想されますので、基金のほう積み立てることがまずは大事かなと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 分かりました。

開発振興基金もあれは当初10億円、あれは太平洋クラブの契約をするときに、地代とは別に地上権なりの相当するものをよこせというんで、何名かの議員が本社へ行って、10億円を取ってきたという経緯がありまして、ベテラン議員、昔いたときには、その10億円に手をつけることは何事だというような文句を言った議員もおりましたけれども、ないものはないんですから、使うべきものは使うと私は思っておりますので、いいと思いますのでそれは承知いたしました。

次に役場、今の話を聞くと、いつになるかと分からないんですけども、役場の大前地区というような村長、議員を連れて説明して、ここにインターチェンジもできるんだよという話をなされました。そのとき、ここまでのアクセス道路はどうなるんだというようなことで、当時の建設課に試算してみろというような話したときには、たしか15億円ぐらい、片道です、大前駅から上っていく道が15億円ぐらいかかるんでしょうというような話で、これは仮説ですから何とも言えないんですけども、そんなような話がありました。

先々の話になるんで、これは別段話題にもならないとは思うんですけども、村長言ったとおり、高所大所から村民の意見を聞いて、それは一応決めるということが一番であって、我々を連れて行って、ここなんだということはもうないということで思っておりますので、確認しておりますので、これはではそれで結構だと思います。

次に、時間もありませんので、基金、これは村長おっしゃっていただきましたので、どこかの庁舎の建て替えを見ても、大体建設基金をつくって、別口で分かるようにしているというのが実態ですので、これはしていただくということでありますので、なるべく早いうちに実

施していただきたいと思っております。

次に、観光大使についてであります。

ここにも質問したとおり、意外と観光大使、あちこちつくってあるんですけども、大体その条例とか要綱とか規則とかで、結構つくってあるんですね。今、村長言ったとおり、2年間でまた委任して再任を妨げないと。それはどこかに書いてあるんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えしたいと思います。

今のところ、現在嬭恋村には規則・要綱等ございません。その中で、運用上2年という形でお願しております。

他町村、あるいは群馬県の要綱等を確認していきますと、ほかの町村、群馬県におきましても2年、再任を妨げないというところがほとんどでございました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 調べてみますと、みなかみ町と昭和村ですか、昭和村はきちんと要綱だったかな、つくって運用しているみたいですし、みなかみ町もそんなような形でしていると思います。また、全国の観光大使の会議、団体があるんですね。そういうところにも入って、広く観光大使がいるんだったらば使うような、使うと失礼ですけども、していただくような格好にしたほうがいいのかと思いますし。

失礼ですが、観光大使、今たしか23名とか4名とかおっしゃったと思うんですけども、議員誰一人、全ての方を承知していないんですね。一番最初選んだときには、会議室に顔写真を貼って、こういう方だというのはあったんですけども、今は全く議会は誰が誰で、どういう活動をしているかというのも全く分からないんで、そういう点は村民にも分かるような形とか、そういう形は何か考えておられるんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、観光大使20名でございます。

20名で過日の星のプロムスのときの前に、前と同じようにディスカッションしましょうということで、20名の方に案内状を出して、参加をいただいた方が12名でございました。今までもコロナの関係で全然そういうことはできなかったんですが、7年ぶりですか、観光

大使お集まりいただきまして、議論をしました。

愛妻家協会です山名さんとか、小菅君、彼らはもう古いんですが、群馬県の観光大使やっています秋山さん、もう1人、群馬県の観光大使やっている白石さん、台湾の方です、この4名も参加いただきました。あと、某議員さんの紹介いただきました宮原さん、JR東日本のOBですが、この方も万座鹿沢口にいろいろな提案もいただきました。

それから、婦恋のキャベツの田代の女性の方々から、ぜひとも観光大使に頼むよというのを、3年前ほど言われておった、おじとらさんですね。これはツイッターのフォロワーが25万人いるということで、12時からちょっとFMぐんまとイベントやったんですが、約1,000人ぐらいの方が来て、私も写真撮られて、番組が終わってから2時間ぐらい帰れないで、あそこでいろいろな人と議論をしたり、写真撮ったりしていたおじとらさんですね。おじとらさんも、先日参加をいただきました。

そのほか、星のプロムスやった浅野フレイザーさん、実行委員長です。それから、韓国に絶大なる人気のあるオカリナ奏者のホンヤミカコさん、それから、農林水産大臣表彰を受けた三井の森の中にいます方々、こういうのもみんなキャベツ大使、こういう方も参加をいただきました。しかるべく活用していただいていると思っております。

ただし、大久保議員ご指摘のように、規約はあるのかということなんですが、群馬県の規約を見ますと、本当に簡単なんですね。ただ、やはり実際に群馬県と兼ねている方が秋山さんと白石さんいらっしゃいますが、白石さんは台湾に本当に、アメリカに一番大きな公認会計士のトップで台湾にいた方で、私が知事と一緒に台湾に行ったとき初めてお会いしたんですが、それが私の中学2年生の英語の教師の息子さんだったという方でございますけれども、婦恋にも縁がある方でございます、白石さん。

そういう方々でございますので、あと、菅野さんですか、元NHK記者。職員に講演をしていただきました。観光大使になって即、役場の職員に、NHKの元関係者ですが、講演して、働き方の話をしていただいたりというようなことであります。

そういう意味で、規約、基準をつくるそのつもりでいますが、私が全く独断と偏見ではなくて、少なくとも担当課長と話をしてきたり、それから、2階のそこに写真を掲示しておったんですが、もう一度その辺もしっかり、コロナも終わりましたので、再構築しようという先日約束をしましたので、今後村民にもしっかり報告をし、写真でまた掲示するなりして、議員の皆さん、あるいは村民の皆さんにも分かるように取り組んでまいりたいと。また、規約的な要綱もつくりたいと、こう思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今、村長いろいろ述べられたんですけれども、一応、村民には分かるような形ですというのを、今約束をいただきましたので、それで結構だと思います。

最後に、青山土地の計画なんですけれども、これは私は何回も話はさせていただいたんですけれども、村長の答弁ですと、国交省のストックヤードが済んだ後でないと、買う、買わないという話ではできないというような話なんですけれども、もともと村が買って、そこへ国交省が来て、ストックヤードを造るという話が一番最初なものですから、逆に今度は国交省が買ってから、うちが買うんだという話も、それはおかしいんじゃないかと私は思うんですけれども。

当時は、村長の話ですと、きちんとした計画がないと買えないというような話をしていたんですけれども、そんなの買えば地主なんだから、何でもいいんじゃないかと私は言ったんですけれども、そういうこともいかないだろうという話で、先送りになっているんですけれども、実際にストックヤードが終わるといいますか、終わる時期を見据えると、地代とか立木費とか、今までやってきた作業がペアになってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 61ヘクタールにつきましては議会の承認をいただきまして、5,270万円の予算で林野弘済会、前橋にあります林野庁の外郭団体のあれがありますが、そこに測量をお願いいたしまして、村のお金で周辺を測量した経緯がございます。そのとき、何をやるんだということで、プランニングをちゃんとつくって、そして、協議を進めてきた経緯があります。

しかしながら、まだそれは時期尚早だといういろいろな意見等もありましたが、いずれあそこ、青山も何とか村のほうも有効活用しよう、あるいは道の駅をしようというような過程の中で、ストックヤードを国交省が造りたいという話であります。

ご存じのように、砂塚の下の土地5ヘクタールは、既に村が5ヘクタールを国土交通省に売却をして、そこで146号沿いに5ヘクタールのストックヤードが完成しております。さらにストックヤードがどうしても、もう少し群馬県のこちら側のほうに欲しいという要望がありまして、ならば、青山の真ん中に造っていただいて、ただし、測量するのに、図面を作る

のに、縦断図、横断図も作れということでもあります。

また、アクセス道路を造るとまた何億もかかると。測量して縦断図、横断図作って、道をこういうふうの中に、インターの道を造ると7億円かかるとか10億円かかるみたいな話がありまして、それならば、国交省のほうが所管替えをしていただいて、5ヘクタールをそこにストックヤードを造っていただいて、ただし、村が使うゾーンについても道を造っていただきたいと。

こういうことで、青山にストックヤードを造りましょうということで、前の議員さん、当然知っていただいておりますが、そういうことで、今まできた経緯がございます。

そして、やっと令和5年度からおおむね3年で、5ヘクタールのストックヤードを国土交通省が所管替えを終えて、始めるという話が来ていました。当然、今議会も担当に利根砂防にちょっと聞いてくれ、確認してくれと言ったら、所管替え中だというふうに伺いました。いずれにしろ、所管を替えて本年度から始めると。前も議会にも報告してあると思いますが、ストックヤード5ヘクタールを着手すると、おおむね3年でできるという話であります。

それにしたがって、村のほうは村の計画をしっかりと、道路沿いのほうの土地をしっかりと計画をつくって、また前橋財務事務所に提出するという手続になると思われま。

ただし、国有林の払下げにつきましては、ご存じのように非常に厳しい現実があります。なかなか吾妻郡のごみ処理場、大柏木の件につきましても、3年も既に遅れております。特に加計・森友学園のあれがあってから、近畿財務事務局の若い職員が自殺したという経緯以降、厳しくなった。しっかりした計画を出してくださいと言われております。そして、その計画どおりに事業を執行してくださいと言われております。

したがって、相当実現性の高いしっかりとした事業計画を提出して、承認を得て、なおかつそれを確実に実行する責務があるというふうに痛切に感じております。したがって、ハードルが非常に高くなっているなという現実もありますが、いずれにしろ、5,270万円もかけてきているところでございますので、みんなで知恵を出して、ストックヤードを造るその周辺の道路を整備していただいて、村のあるべき、子供たちの公園、金かけないでという意見もありますし、その他いろいろな意見もありますから、あるいは道の駅的なものはどうだという意見もありますので、しっかり皆さんと地域の皆さんと、また村民の皆さんと協議をしながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 時間もないので、あれですけれども、村長そう言いますけれども、

また時がたてば、特に立木調査費、これはもう必ずかかってくる話になりますし、当時は婦恋村が買って、そこへ国交省が借りるという話だったわけですね。だから、それがどんどん村が遅くなってしまったから、国交省はいても立ってもいられず、自分たちで所管なんですか、替えて、農林省から国交省へ替えてという話になったんだと思います。

いずれにしても、今回商工会からの要望・陳情が出たとおり、あの青山には必ずインターチェンジができますし、そういうものの縦横の道路も整備されているという中で、商工会が要望してきた施設等も造りやすいのではないかと私は思っておりますので、いずれにしても早いうちに青山を決着していただくということを要望して、答弁はよろしいのでこれで終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、大久保守議員の一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、12番、大野克美議員の一般質問を許可します。

大野克美さん。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、最後になりますけれども、質問をさせていただきます。あまり時間がかかるとよくないので、できるだけ30分以内ぐらいに努めていこうと思います。

質問する内容は、そこにもう書いてありますけれども、以前も村長に質問しましたが、農業、観光関係の人手不足はかなり深刻になってきました。農業関係では、今、収穫の真っ最中の時期になっていますが、人手不足になると、収穫の目標の数だけ切れなくなったりしてしまいます。

現在では、キャベツの値段が低いため、生産調整を行っていますが、これから先、天候変化によっては値段が高くなることがあります。キャベツの値が出てきたときに、キャベツが切れないことは問題です。人手がなくて、全くこの農業ができないのは、もっと深刻です。

これから東南アジアからの実習生が日本に来たくなくなっているということを述べます、これは二、三分と書いてありますけれども。

今、一番実習生が来にくい要因は、前にもちょっと言ったかも分かりませんが、だ

んだん日本に来なくなっているのは、まず第一に、東南アジアの国々、例えばタイ、カンボジア、ミャンマーとかそういう所、みんなユーロのほうに行ってしまうんですね。1はお金です。ユーロで給料もらったほうが、円でもらうよりはやはり得ですから、まずそちらのほうにみんな目が向いてしまいます。

それで、2番目には、大体日本の場合だと自分が来るんですけども、ヨーロッパほかのところでは、割と簡単に許可してもらえる、奥さんも連れてきてもいいとか、そういうことが日本よりずっと楽なんですね。ですから、割と安心して働ける。

それで、実習生の人に来て、日本に二、三年いたりすると、すぐ、前にも言いましたけれども、彼女なんかできてしまったりしてもう家に帰れなくなって、もう家庭崩壊の原因です。ですから、人権とかそういうことを考えると、日本である程度働くことを認めてあげるんならば、やはり奥さんぐらいは来た方がいいよというのが理由です。

あと、3番目によく言われているのが、長くいるためには日本語とかそういうのも受かっていかなないと駄目なんですね。

彼らは日本に来る前に、30万円、40万円とかを全部家族親戚から借金をして、それで日本に働きに来ているわけですから、そういうお金を取り戻すためにも、ちょっと長くいたいんですね。婦恋みたいに10月の半ばで帰るようになってしまうと、お金がたまっていないですから非常に不利なわけです。

それで、長くいようと思うと、さっき言ったような日本語みたいな壁があります。もうこれは前にも言っていますけれども、では、私が長くいるために、日本語の試験受からなければいけない。では、アラビア語で試験を受けたら、働いていて、まして難しいですよ。

いろいろな条件が日本に来るとヨーロッパとかアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド行くんでは、条件が向こうのほうがいいんですね。ですから、そちらのほうに行ってしまう。

これからはちょっとオーバーにも言っていますけれども、もし東南アジアの諸国の人たちが、日本に来なくなってしまった場合は本当に大変ですよ。

今の私さっき述べましたけれども、キャベツの値段が私たちみんなで視察行きましたよね。あれからずっと下がってきた。でも、最近調整が進んでいるせいか、大体手取りで600円とか700円ぐらいまでだんだん上がってきているんですね。非常にいい傾向だと思いますけれども、値段が上がってきた、下がってきたと言っているのはまだいいですけども、肝腎な働き手がなくなったら、これは実にえらいことです。それ以上に問題になります。

ですから、私の悪い予感ですけれども、孀恋村があるいはほかのところを見ても、本当に倒産するとすると、これからの日本は多分人手、働き手不足を確保できないんで、あらゆる業界、そういうところで弱いところは、みんな倒産していってしまうという形がこれから出てきます。

ですから、本当に孀恋村が倒産しなければいい。でも、農業、観光が今産業で基礎の産業になっています。ですから、この農業と観光で人手不足のために、倒産してしまったらえらいことです。もう観光では、既にもう始まっていますよね。ですから、本当に人手を確保するということは、村の将来にとって、本当に大事なことになっています。

そこで、村長に質問。

8月21日、私たち大田市場に行きました。キャベツの値段が上がるように努力してほしいと要請しましたが、逆に視察後、値段が下がってしまいました。この原因と問題点はどこにあると考えますか。村は、これに対してどんな対策ができると思いますかというのが1番目の質問。

2番目は、先ほど言ったように、これからアジアの人が日本に来るのに、非常に難しい時代に入ったので、人材というか実習生、今度は多分特定技能の研修生になりますけれども、その人を獲得するために、村はどんなことができると思いますかというのが2番目の質問。

3番目。これは、人手対策チームをつくる考えはありますか。なぜこういう質問をするかということ、今度、人手を確保しないと、観光も農業も本当に倒産に入ってしまうから、ですからこれはかなり緊急な問題になります。

さっきのいろいろな同僚の議員の質問をしても、本当に経費が出ることは山のようにありましたよね。だけれども、本当にみんなが生活して、お金を得るためには何をしないと今、村が本当に倒産してしまうかということ、もっとかなり真剣に考えないと駄目だと思っていますので、そういう人材獲得の一つのチームをつくっていくのが私は非常に重要だと考えています。

以上の3点に考えて、村長より質問に答えていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、質問の要点は、3つあると思います。

1つは、値段が下がっているとき、村はどうして、どんな対策ができるかと、2つ目が、

実習生の獲得の対策はできているか、3つ目は、特別対策チームをつくって、労働力確保をするのかと、この3点だと思います。

まず、第1点目でございますが、キャベツの下落原因とその対策についてでございます。

大野議員もご承知のとおりと存じますが、孺恋村から出荷されているキャベツの大部分は、日本全国の各卸売市場での取引によって、その価格が決定されている状況でございます。卸売市場では、一般的に自由競争が行われ、生産量や消費量が適切に自動調整されるわけですが、需要と供給のバランスによって、価格が変動することが多く、豊作であれば供給量が多くなるので価格は安くなり、天候等の要因により供給量が減れば価格は高くなります。

孺恋村のキャベツ出荷状況を申し上げます。

日本各地において異常な高温による猛暑、酷暑が続いており、野菜の生育が思わしくないような一部報道もございますが、孺恋村にあつては、お盆のころの集中豪雨により道路等に被害が発生したものの、キャベツは順調に生育し、市場視察日を含め連日20万ケース強が出荷されており、まさに最盛期を迎えているところでございます。

他方、気温の上昇がいき過ぎて暑過ぎる夏、酷暑になった場合には、外出の手控えを通じて、消費を押し下げる可能性も指摘されておりますし、給食を必要とする学校なども夏休み中であることなどを加味して考察すれば、供給が需要を上回っていたと言わざるを得ない状況であります。

このような状態を受けまして、JA孺恋村などによる国主導による100万ケースにも及ぶ需給調整や、JA孺恋村独自の生産調整を実施するなど、販売価格の上昇に向けた取組を実施しているところであります。その効果かと思われませんが、9月の初め、4日頃から徐々にではありますが、価格も上昇傾向であると報告を受けております。

残念ながら、村として、販売価格の上昇に向けて直接関与することは難しいと考えています。今後におきましても、JA孺恋村による消費宣伝などのイメージアップ事業や機械工業に対する補助事業、耕作地の表土流出防止対策事業など、農家の皆様がキャベツを生産する上での後方支援という形で、関わってまいりたいと存じます。

また、圧力調整弁の役割を含めた販路の拡大戦略として、輸出の検討も進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、来年の実習生の獲得対策に対する協力についてでございますが、令和5年6月に開催されました令和5年度第3回議会定例会における大野議員からの一般質問にお答えさせていただきましたとおり、行政が直接実習生の獲得に乗り出すことは難しいと思われまので、

国が進めている技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議における最終報告等を注視しながら、国や県の方向性を見極めつつ、本村独自の取組について検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

最後に、人手対策特別チームをつくる考えはありますかとのご質問でございます。

本村役場におきましても人員不足は深刻であります。以前のように、年度が替われば人員の補充がなされる状況ではなくなってきており、非常に厳しい状況が続いているところをご賢察いただきたく存じます。

しかしながら、大野議員のご指摘のとおり、対策特別チームの創設も一案であると思いますので、関係部署におけるチーム編成の可否について、検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

12番、大野克美議員。

立って。

○12番（大野克美君） 一番目の価格の上下というのは、確かに需要と供給で決まるので、村がどうこうしたからといって、そんなに関係するものでも確かにはないかも分からない。ただ、ずっと見ていると、私の直感かも分からないですけども、どうも20万ケースあたりを超えると、値段がずっと下がっていくんですよ。それで、大体16万、17万ケースぐらいのときだと割と値がよくて、それで、手取りで700円を超えたのは1日あったんですね。村長、今、4日ぐらいからずっと上がってきた。

それで、ずっと東京など行ったとき、私もスーパーで見ているんですけども、最初行って帰ったとき、同じ八百屋で見たときは1玉が68円で売っていた。それで、昨日か何かは、私東京行って帰ったら、1玉が198円で売っているんですよ。

それで、ちょっと同僚議員とかいろいろ聞いてみると、手取りで700円超えたのが1日あって、でも、600円、650円ぐらい手取りで、農協とか引かれて入ってくると非常に。だから、理想的では700円ぐらいがずっと続いてくれれば一番いいんですけども、600円から650円ぐらいの値段が入ってくると、割と安定できると。

それで、値段のほうは、卸の値段になると、昨日とかおとといあたりだと多少は値段は下がっているんですよ。だけれども、小売店は依然として198円でずっと売り続けているんですよ。ですから、小売店も値は下がったんですけども、一般の消費者で売るコンビニとか、

ああいうところは、小売店が値段を下げていない。つまり小売店はもうかっているんだよね。
だから、価格はもちろん需要、供給で上がるんですけども、なるほどなと思って、何とか農家の人たちが、何としてでも600……

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、質問はどんなご質問ですか。

○12番（大野克美君） 質問だけでも、それをぜひみんなで検討していただいて、何かいいほう、今すぐこうしたらいいとは言えないけれども、そういうことをお互いに話し合いながら、何か政策とか考えがあるならば、ぜひやっていただきたいという要望です。

それと、2番目、その次、一問一答だから。村長、質問が分かりにくいね。

○村長（熊川 栄君） 質問の趣旨、明確にしてください。何を聞きたいのか分かりません。誠に申し訳ございません。

○12番（大野克美君） では、いいです。言っても確かに難しいからできない。

その次、2番目にいきます。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員。

○12番（大野克美君） 人手を確保するのに、私、村でちょっと、今大体村に、外国の人がどれくらいいるかというのを表にして出してもらったんですね。そうしたら、一番多いのはミャンマーで170名、8月1日現在です。多分これは農協系の実習生。その次が、カンボジアが103名。だからミャンマー、カンボジアというところが割と今、村に入っているんですね。それで、その次に多いのはどこかなと思ったら、インドネシアの76名。それで、その次が、ネパールとフィリピンが63名と62名で入っているんです。それで、あと、ベトナムが72名入っていますよ。

それで、ここで1個気づいたんですけども、ミャンマーが170名入っているというのが出ていますけれども、これ、来年のことを私心配しているのは、国と国との関係が、例えば、ミャンマーが日本との外交関係で、あそこの国はでは独裁だからちょっとあまり付き合うのをやめろとかがあってこう言うと、ミャンマーの人がこっちへ来にくくなってしまいます。

ですから、今、ミャンマーが一番多いんですけども、もしかすると、国の関係によっては、ミャンマーから入ってくる人が減ってしまう。その場合は、どこか別のスリランカとか、あるいはほかのところへ移さなければいけない。だから、そういう対策。

それで、これは……

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員。

○12番（大野克美君） 値段の問題ではないですから、ぜひ来年のことを考えて、今言った

人数のほかに安全を、国から呼ぶのを考えると、ぜひ私はこの中に、スリランカとかインドの人たち、今、全然入っていないんですけども、こういうところから人が入ってくるものをぜひ考えてほしいと思っているんですね。

○議長（佐藤鈴江君） インドの方を日本に招き入れるには、どうしたらいいかという質問ですか。

○12番（大野克美君） そういう対策を打ってほしいと。

○議長（佐藤鈴江君） それを答えていただくんですね。

○12番（大野克美君） 無理でしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 無理ですか。

○12番（大野克美君） 村長が言っても無理だから、働きかけて、そういう要望があるからぜひ、これはうちの、私も含めてだけれども、やはり陳情するんですよね、そういう県とか、国に陳情する……

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、では、そういう陳情活動を当局はしていく考えがあるかどうかをお聞きするということによろしいですか。

○12番（大野克美君） そうですね。私とか一緒に、では行ってくれといったときに、協力する考えがあるかどうか。

○議長（佐藤鈴江君） 一応その答弁。

○12番（大野克美君） それでもいいですよ。答弁は村長でもいいし、誰だろう、農林課長とか。むしろ、農林課長とか、外国の人が来るんだと……

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔「一問一答でちゃんとやりましょう。品格のある議会なんだから」と呼ぶ者あり〕

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） ご指名でございますので、お答え差し上げたいと思います。

6月議会のときにもお答えしたかと思いますが、村長のほうがお答えさせていただいたと思いますが、要望があれば、陳情には行かせていただきたいと。大野議員のほうからもいい案があれば、出していただきたいというようなことを答弁させていただいたと記憶しております。よろしく願いいたします。

○12番（大野克美君） では、その要望、3番目の要望でさっき言った……

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） チームをつくってぜひあれば、村長のさっきの答えの中で、ぜひそういうことも考慮に考えて、進めていきたいと村長が答えてくれた。これは非常にいいことだと思っております。

ですから、その中で、関係してくる部署とすると、農林課と観光課と、あとは国際交流課、これは特に関係してくると思いますので、その辺の人たちと一緒に陳情を考えたり、そういうことをしていくのがいいと思いますので、それは私は要望しておきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁は。

○12番（大野克美君） 答弁はいい。

それで、3つ終わりましたんで、早めに終わりましたけれども、これで終わり。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、12番、大野克美議員の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年第6回孺恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 伊藤 洋子

署 名 議 員 大久保 守

令和五年 第六回〔九月〕定例会

婦恋村議会議録

令和五年 第六回〔九月〕定例会

婦恋村議会議録